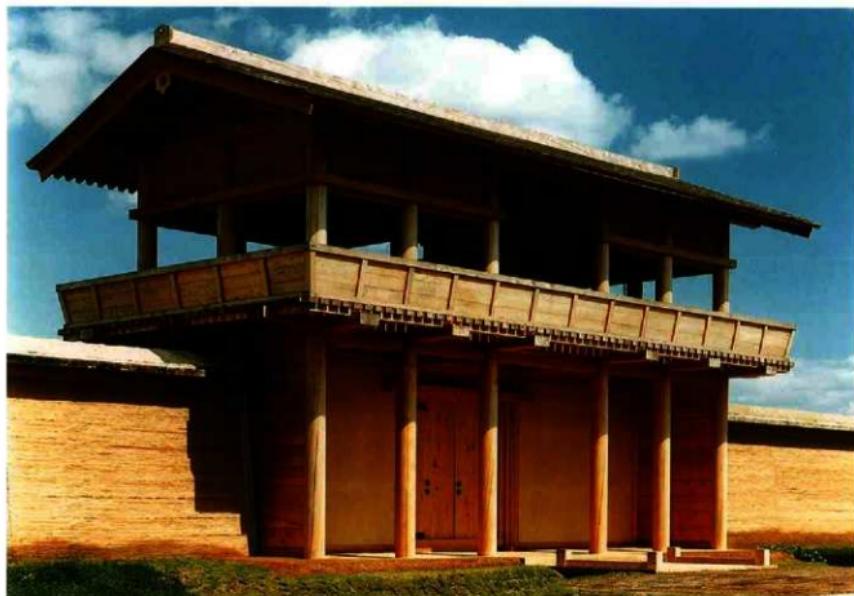


志波城跡

—第一期保存整備事業報告書—



2000. 3

盛岡市教育委員会



志波城跡全景（南東上空から）



第Ⅰ期整備地（入口広場から）

志波城跡

—第Ⅰ期保存整備事業報告書—

2000. 3

盛岡市教育委員会

序

盛岡市南西部の太田地区に所在する志波城跡の地は、かつて太田方八丁遺跡と呼ばれ、江戸時代の絵図には「方八」「八幡殿陣場跡」と書かれており、地元の口伝にも前九年の役における源頼義・義家軍の陣場として伝承されていました。しかし、昭和31年に岩手大学板橋源教授による部分的な調査、昭和51年に岩手県教育委員会による東北縱貫自動車道川地の調査、そして昭和52年度からは当教育委員会による調査が継続的に行われ、その成果から陸奥国最北の古代城柵遺跡「志波城跡」と認められることとなり、昭和59年には国史跡の指定を受けております。

当教育委員会では、志波城跡を将来に向けて保存し、盛岡の歴史的環境の重要な要素として広く市民や県内外の来訪者が親しみ、史跡を通じた文化的向上に寄与することを目標として、「史跡志波城跡保存整備基本計画」を平成2年度に策定し、平成5年度から第Ⅰ期保存整備事業に着手しました。本事業は志波城の軍事的機能と大規模造営を表現するため外郭南辺と南大路を対象としたもので、文化庁の史跡等活用特別事業に採択され、外郭南門、櫓、築地塀、外大溝、南大路などを当時の姿に復元し、平成9年10月より「志波城古代公園」として開園しております。公園の管理・運営は、地域の方々のご協力により設立された志波城跡愛護協会に委託しておりますが、開園以来、市民の方々をはじめ県内外から多くの来訪者があり、この文化遺産をさらに活用していくことが、我々の責務と感じております。

本報告書は、第Ⅰ期保存整備事業の概要をまとめたものであり、他の遺跡の保存整備において活用していただければ幸いと存じます。

最後になりましたが、史跡の保存と整備にご理解とご協力を賜りました地権者の皆様、ならびに保存整備事業を実施するにあたり、ご指導とご助言を戴きました史跡志波城跡史跡整備委員会の先生方、文化庁文化財保護部記念物課、岩手県教育委員会文化課、および管理・運営にご協力頂いております志波城跡愛護協会の会員各位に対し、厚く御礼申し上げます。

平成12年3月

盛岡市教育委員会

教育長 佐々木 初朗

例　言

- 1 本書は、岩手県盛岡市下太田方八丁ほかに所在する、国指定史跡志波城跡の第Ⅰ期保存整備事業報告書である。
- 2 本整備事業は、文化庁の史跡等活用特別（ふるさと歴史の広場）事業及び記念物修理（一般）事業の採択を受け、平成5年度から平成11年度にわたって整備工事を実施した。
- 3 本整備事業の実施区域は、外郭南辺及び大路の61,161.68m²を対象とした。
- 4 本整備事業の基本設計・実施設計は、史跡志波城跡史跡整備委員会・文化庁文化財保護部記念物課・岩手県教育委員会文化課の指導・助言を得て、盛岡市教育委員会が行った。
- 5 志波城跡史跡整備委員会の顧問・委員の先生方は次のとおりである。

(平成11年度)

- 顧問　上藤　圭章（別府大学文学部 文化財学科教授）
委員　上野　邦一（奈良女子大学生活環境部 人間環境学科教授）
西村　幸夫（東京大学工学部 都市工学科教授）
山中　敏史（奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 集落遺跡研究室長）
出中　哲雄（東北芸術工科大学教授）
白鳥　良一（宮城県多賀城跡調査研究所長）
太田　昭（造園学 学識経験者）
藤原仁右衛門（志波城跡愛護会会長）
嶋　千秋（盛岡市文化財保護審議会委員）

(過年度)

- 顧問　田中　琢（前奈良国立文化財研究所長 平成元年度～平成10年度）
委員　渡辺　定夫（元東京大学工学部教授 平成元年～平成2年）
板橋　源（岩手大学名誉教授 平成元年）
佐々木茂樹（元宮城県多賀城跡調査研究所長 平成元年度～平成3年度）
千葉　景一（元宮城県多賀城跡調査研究所長 平成4年度～平成5年度）
進藤　秋輝（元宮城県多賀城跡調査研究所長 平成6年度～平成8年度）
藤沼　邦彦（前宮城県多賀城跡調査研究所長 平成9年度）
古川　雅清（元宮城県多賀城跡調査研究所研究第一科長 平成元年度～平成9年度）
館沢　邦宜（元太田地区自治会協議会会長 平成元年～平成6年）
佐々木高志（太田地区自治会協議会会長 平成7年～平成8年度）

- 6 本書の編集は、盛岡市教育委員会文化課と株式会社文化財保存計画協会が協議して行い、第Ⅰ～Ⅲ・V章を教育委員会文化課が、第Ⅳ章を株式会社文化財保存計画協会が執筆を担当した。

7 志波城跡の遺構記号・番号は次のとおりである。

記 号	番 号
柱列跡	S A
建物跡	S B
	S C
溝跡	S D
井戸跡	S E
塗地・土塁	S F
堅穴住居跡	S I
	S J
土坑・堅穴	S K
その他	S X
外郭築地線より外側の遺構	001~099
外郭築地線および付属遺構	100~199
外郭築地線より内側の遺構	200~499
政庁地区の遺構	500~599
中世以降の遺構	600~899
南辺に関する遺構	下2桁10~29
東辺に関する遺構	下2桁30~49
北辺に関する遺構	下2桁50~69
南辺に関する遺構	下2桁70~89

8 本遺跡発掘調査関係の文献の略称を次のとおりとした。

盛岡市教育委員会(各年度未刊行)

- 「太田方八丁遺跡 - 昭和 52 年度発掘調査概報 -」(3 ~ 6 次) 「方八丁概報 77」
 「太田方八丁遺跡 - 昭和 53 年度発掘調査概報 -」(7 ~ 9 次) 「方八丁概報 78」
 「太田方八丁遺跡 - 昭和 54 年度発掘調査概報 -」(11 ~ 14 次) 「方八丁概報 79」
 「志波城跡 I - 太田方八丁遺跡範囲確認調査報告」(1981 年 3 月刊行) 「志波城跡 I」
 「志波城跡 - 昭和 55 年度発掘調査概報 -」(15 ~ 17 次) 「志波城概報 80」
 「志波城跡 - 昭和 56 年度発掘調査概報 -」(18 ~ 20-23-24 次) 「志波城概報 81」
 「志波城跡 - 昭和 57 年度発掘調査概報 -」(21 ~ 23 次補足-25 ~ 27 次) 「志波城概報 82」
 「志波城跡 - 昭和 58 年度発掘調査概報 -」(28 ~ 30 次) 「志波城概報 83」
 「志波城跡 - 昭和 59 年度発掘調査概報 -」(31 ~ 34 次) 「志波城概報 84」
 「志波城跡 - 昭和 60 年度発掘調査概報 -」(35-36 次) 「志波城概報 85」
 「志波城跡 - 昭和 61 年度発掘調査概報 -」(37 次) 「志波城概報 86」
 「志波城跡 - 昭和 62 年度発掘調査概報 -」(38 ~ 41 次) 「志波城概報 87」
 「志波城跡 - 昭和 63 年度発掘調査概報 -」(42 ~ 47 次) 「志波城概報 88」
 「志波城跡 - 平成元年度発掘調査概報 -」(48 ~ 49 次) 「志波城概報 89」
 「志波城跡 - 平成 2 年度発掘調査概報 -」(50 ~ 54 次) 「志波城概報 90」
 「志波城跡 - 平成 3 年度発掘調査概報 -」(55 ~ 57 次) 「志波城概報 91」
 「志波城跡 - 平成 4 年度発掘調査概報 -」(58-59 次) 「志波城概報 92」
 「志波城跡 - 平成 5 年度発掘調査概報 -」(58 次補足-60 ~ 63 次) 「志波城概報 93」
 「志波城跡 - 平成 6 年度発掘調査概報 -」(63 次補足-64 ~ 67 次) 「志波城概報 94」
 「志波城跡 - 平成 7 年度発掘調査概報 -」(68 ~ 71 次) 「志波城概報 95」
 「志波城跡 - 平成 8-9-10 年度発掘調査概報 -」(72 ~ 82 次) 「志波城概報 96-97-98」
 岩手県教育委員会(1982 年 3 月刊行)
 「東北縱貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書 XⅢ」- 太田方八丁遺跡(志波城跡) - 「志波城跡 1-2 次」
 岩手県埋蔵文化財センター(1982 年 10 月刊行)
 「志波城跡発掘調査報告書 - 太田地区県営塙場整備事業関係発掘調査 -」 「志波城跡 21-22 次」

目 次

卷頭写真

序言

例言

目次

挿図目次

表目次

写真図版目次

I 遺跡の概要

- | | |
|-------------|----|
| 1 志波城跡の環境 | 1 |
| 2 志波城の歴史的位置 | 5 |
| 3 史跡指定と保存管理 | 10 |

II 保存整備事業の概要

- | | |
|----------|----|
| 1 用地取得計画 | 14 |
| 2 保存整備計画 | 15 |

III 発掘調査の概要

- | | |
|--------------|----|
| 1 調査経過 | 24 |
| 2 調査成果の概要 | 24 |
| 3 外郭南辺・大路の調査 | 39 |

IV 保存整備工事の内容

- | | |
|-----------|-----|
| 1 全体計画 | 61 |
| 2 土構造物の整備 | 67 |
| 3 建造物等の復元 | 72 |
| 4 環境基盤の整備 | 105 |
| 5 解説施設 | 108 |
| 6 便益・管理施設 | 112 |

V 管理・運営と今後の課題

- | | |
|----------|-----|
| 1 管理と運営 | 114 |
| 2 課題と問題点 | 115 |

写真図版

報告書抄録

挿図目次

第1図 志波城跡位置図	2
第2図 地形と遺跡分布	3
第3図 古代城柵の分布	5
第4図 保存管理計画図	12
第5図 用地取得全体図	15
第6図 志波城跡全体図	25
第7図 志波城跡の構造	30
第8図 城柵の規模	31
第9図 外郭南辺・大路全体図	33
第10図 外郭南辺・人路発掘調査全体図(1)	35
第11図 外郭南辺・大路発掘調査全体図(2)	37
第12図 外郭南辺述物配置図	39

第13図 SB110外郭南門跡	40
第14図 SB114櫓跡	42
第15図 SB115櫓跡	43
第16図 SB116櫓跡	43
第17図 SB117櫓跡	44
第18図 SB121櫓跡	45
第19図 SB122櫓跡	46
第20図 SB123櫓跡	47
第21図 SB124櫓跡	47
第22図 SB125櫓跡	48
第23図 SB126櫓跡	48
第24図 SB128建物跡	50

第25図 SF110 積み手の長さ模式図	51	第55図 葉地塀屋根詳細図	82
第26図 SF110 葉地塀跡	52	第56図 外郭南辺塀跡 (SB122)	86
第27図 外郭南辺西部 SF110 葉地塀跡, SD110 葉地外溝跡, SD115 葉地内溝跡	53	第57図 檐復元設計検討案	88
第28図 SB010 桁脚跡, SD010 外大溝跡	56	第58図 檐平面図・立面図・断面図	89
第29図 SD210-310 南大路側溝跡	57	第59図 檐詳細図	90
第30図 SD020-021 南外大路北側溝跡	59	第60図 矢倉詳細図	90
第31図 SD025-026 南外大路南部側溝跡	60	第61図 檐軸組模式図・軸組補強詳細図	91
第32図 外郭南門・檜・橋・外人溝の位置関係	60	第62図 檐 (SB125) 表示平面図・ 立面図・断面図	91
第33図 志波城跡の空間構成	61	第63図 外郭南門跡 (SB110)	92
第34図 保存状態全体計画図	62	第64図 法隆寺網封藏	93
第35図 段階整備計画図	64	第65図 外郭南門復元設計検討案	95
第36図 第1期整備全体図	65	第66図 外郭南門平面図	96
第37図 外郭線構造断面模式図	66	第67図 外郭南門立向図	97
第38図 造帶保護盛土模式図	67	第68図 外郭南門断面図	98
第39図 外大溝整備断面図	67	第69図 外郭南門壁詳細図	99
第40図 外郭南辺外大溝 (SD010) 断面図	68	第70図 外郭南門基礎詳細図	100
第41図 大路復元平面図	69	第71図 外郭南門詳細図	100
第42図 南大路・南外大路跡	70	第72図 外郭南門基礎伏図	101
第43図 復元建造物等配置図	71	第73図 外郭南門柱脚詳細図	101
第44図 外郭南辺東部葉地塀跡 (SF110)・ 葉地外溝跡 (SD110)	72	第74図 塀跡 (SB010)	102
第45図 『延喜式』規定を基準にした 葉地推定高	74	第75図 橋 (外大溝) 平面図・側面図・断面図	103
第46図 葉地塀試験施工様	76	第76図 檐 (外郭南門前) 平面図・ 断面図・側面図	104
第47図 葉地塀復元設計検討案	78	第77図 活川ゾーニング図	105
第48図 葉地塀割付図	79	第78図 雨水排水計画図	105
第49図 葉地塀標準断面図	79	第79図 塙地・大路舗装構成図	106
第50図 葉地塀軸組伏図	80	第80図 植栽平面図	107
第51図 葉地塀桁脚手詳細図・軸組模式図・ 柱・桁仕口詳細図・柱・桁仕口詳細図	80	第81図 解説施設配置図	109
第52図 葉地板柾詳細図	81	第82図 史跡標識	110
第53図 葉地塀目形立面図	81	第83図 全体模型	110
第54図 葉地塀破風板詳細図	82	第84図 説明版	111
		第85図 便益・管理施設配置図	112
		第86図 四阿平面図・立面図	113

表目次

第1表 古代城柵一覧表	7	第9表 発掘調査成果一覧表(2)	28
第2表 志波城関係年表(1)	8	第10表 発掘調査成果一覧表(3)	29
第3表 志波城関係年表(2)	9	第11表 整備テーマ・整備内容一覧表	63
第4表 保存管理基準表	13	第12表 柴地盤復元展示仕様	75
第5表 地図取得一覧表	14	第13表 柴地盤試験施工結果一覧表	77
第6表 第1期保存整備事業費総括表	23	第14表 横復元展示仕様	87
第7表 保存整備工事費概算総括表	23	第15表 外郭南門復元展示仕様	94
第8表 発掘調査成果一覧表(1)	27	第16表 入園者数一覧表	117

写真図版目次

第1図版 竣工写真1	15	工事経過写真2 (柴地盤②)	
第2図版 竣工写真2	16	工事経過写真3 (柴地盤③)	
第3図版 竣工写真3	17	T.事経過写真4 (構①)	
第4図版 竣工写真4	18	工事経過写真5 (樁②)	
第5図版 竣工写真5	19	工事経過写真6 (樁③)	
第6図版 竣工写真6	20	工事経過写真7 (樁④)	
第7図版 竣工写真7	21	工事経過写真8 (外郭南門①)	
第8図版 竣工写真8	22	工事経過写真9 (外郭南門②)	
第9図版 竣工写真9	23	工事経過写真10 (外郭南門③)	
第10図版 竣工写真10	24	工事経過写真11 (外郭南門④)	
第11図版 管理・運営写真	25	T.事経過写真12 (外郭南門⑤)	
第12図版 発掘調査写真1	26	工事経過写真13 (外郭南門⑥)	
第13図版 発掘調査写真2	27	工事経過写真14 (外郭南門⑦)	
第14図版 工事経過写真1 (柴地盤①)	28	工事経過写真15 (外大構橋)	

I 遺跡の概要

1. 志波城跡の環境

(1) 位 置

志波城跡の所在する盛岡市は岩手県の県庁所在地であり、東の北上山地と西の奥羽山脈の間を南北に流れる北上川がつくりだす北上盆地の北端に位置する。北上川は南流するうちに多くの河川と合流して水量を増していくが、その最初の大河川である零石川と中津川が合流することによって幅広い平野部を形成する。その零石川は、奥羽山脈から東進し、零石盆地を形成するが、鳥泊山と箱ヶ森にはさまれた北の浦付近で急激に流路をせばめられ、その狭窄部をぬけて北上盆地にはいり、北上川と合流している。志波城跡は、この三河川の合流点付近に形成されていく現市街地中心から南西に約4kmの位置にあり、零石川は遺跡の北約2kmを東流している(第1図)。現在大規模な土地区画整理事業が進行中の盛岡南新都市開発整備(盛岡開発)区域の西方に隣接しているとともに、遺跡の西部を東北縦貫自動車道が南北に横断しており、盛岡インターチェンジの南方約2km、盛岡南インターチェンジの北方約3kmの地点にある。遺跡の標高は130m前後をかる。

遺跡の総面積は約75万m²と広大であり、地区名では、遺跡東半の下太田と西半の中太田に大きく分かれる。地番では、盛岡市下太田字林崎(外郭東辺北部)・字宮田(遺跡北東部)・字方八丁(遺跡東半)・字新堀(外郭南辺東半)、中太田字吉原(遺跡北西部)・字小沼(外郭西辺北部)、字方八丁(遺跡西半)・字法丁(遺跡北西部)、上鹿妻字五兵衛新山(外郭南辺西半)、本宮字大宮(外郭東辺中央部)、本宮字林崎(外郭東辺南部)地内に所在する。方八丁の字名が下太田と中太田にみられるが、両者は隣接し遺跡のほとんどをこの二つの方八丁が含んでいる。

(2) 地 形

奥羽山脈から東流する零石川は、零石盆地から北の浦の狭窄部を経て北上盆地に入るが、狭窄部以西は多くの急流小河川をあわせ零石川水系を形成し、水量を豊かにして狭窄部につきあたる。その勢いで狭窄部付近に土砂の沈下堆積が生じ狭窄部以東の平坦な地形と合わせ、流路の転換の原因となっている。この流路の転換は、現零石川の南岸で行われることが多く、北岸はほとんど零石川の河道になっていない。これは北岸に岩手山を供給源とする火山碎屑堆積物と火山灰層をのせる台地が発達していることによる。

狭窄部以東南岸、すなわち志波城跡の位置する地域は、零石川の旧河道が幾筋も認められる低位冲積段丘にある。旧河道は、連続する人きなものが4条あり、そのほか細かな網状のものも多くみられる。大きな旧河道の南岸には比高差の小さい河岸段丘が形成されており、南から現河道に向かって低くなっている。河道が北進したことを物語っている。網状の細かな旧河道は、複雑な河道の変遷を示していると考えられる。

遺跡の立地する低位冲積段丘は、水成砂礫層を基底にし、水成シルトがそれを覆っている。シ

位

面積

名

形

地

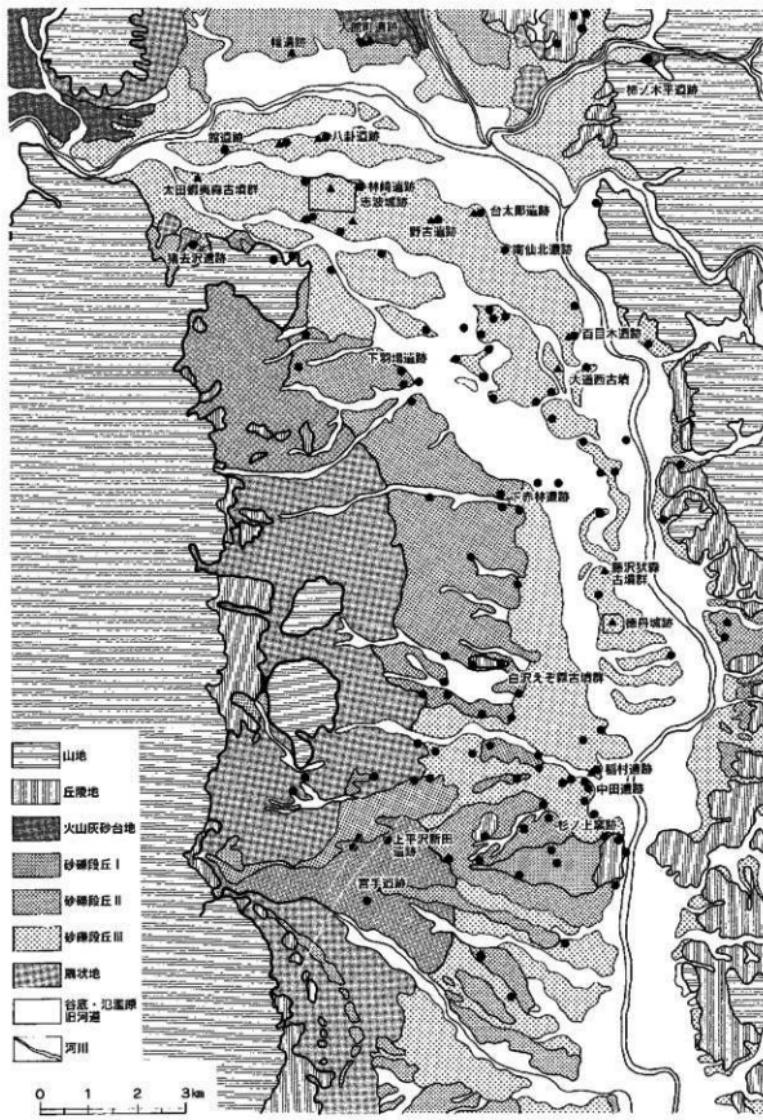
ルトは層厚や層相が一様ではなく、シルト層内に隔植土（あるいは火山灰か）を介在する地点もあり、長期にわたる堆積とみられる。またこのシルトは旧河道ばかりでなく、微高地などにも堆積し、平安時代前半の堅穴住居を埋没させている場合もある。つまり、この低位沖積段丘は零石川が周辺山地から供給する砂礫やシルトによって堆積され、さらに河道の定まらない零石川による下削や堆積がくり返されたのである。すなわちこの地域の低位沖積段丘は常に河川の影響を受けた不安定な地形であったということができる。この低位段丘面上に、志波城跡をはじめ多くの奈良・平安時代の遺跡が分布している（第2図）。

（3）地質

前述のとおり、志波城跡は河川の影響を強く受けた不安定な低位沖積段丘上にあり、水成砂礫層が基底をなしている。その上に水成シルト層がのり、表土がそれらを覆っている。基本層は概ねこの3層に分けられる。



第1図 志波城跡位置図 (1:100,000)



第2図 地形と遺跡分布 (1:100,000 ▲奈良時代 ●平安時代)

- 基本層位**
- I層(表土)：腐植土や黒色火山灰からなる表土。黒～黒褐色を呈し、耕作土からシルト漸移層までを包括する。地点により2～7層に細分される。
 - II層(シルト層)：水成シルトからなる層で、暗褐～褐色を呈する。外郭南辺と西辺では、このシルト層中に黒～黒褐色土層の介在が観察されている。2～8層に細分され、地点により層相や層厚は一定していない。
 - III層(砂礫層)：基底をなす水成砂礫層で、砂の粒粗、種の量や大きさで、数層に細分される。これまでの発掘調査により、遺跡の各地点とも大略この3層が観察されるものの、砂礫層の上面高は一定しておらず、層厚や層相も地点によって異なる。しかも隣接する地点で大きく相違することもある。さらに外郭南辺付近では砂礫層の急激な立ち上がりがあり、東西方向の小規模な自然堤防が形成されている。

(4) 景観

志波城跡からは、北に岩手山・姫神山、西に秋田駒ヶ岳、南に早池峰山を望むことができ、盛岡周辺の主要な山のほとんどを眺望することができる。なお、秋田駒ヶ岳の冠雪時には、冷たい西風が吹き下ろすのも本地域の特徴のひとつである。

近景として、南に飯岡山・南昌山がひかえているが、志波城跡周辺はほぼ平坦な田園風景となっている。遺跡西部を東北縦貫自動車道が継続し、北東隣接地を国道46号線西回りバイパスが走っているものの、遺跡周辺は市街化調整区域、農業振興区域となっており、小規模な集落が水田の中に点在している。

2. 志波城の歴史的位置

志波城は、奈良・平安時代、東北地方に造営された「城柵」のひとつである。

大化の改新(645年)を契機として始まった古代日本の律令制度は、全国の土地・人民を政府 律令制度(朝廷)が直接支配して税を納めさせる中央集権体制であり、そのため国都單制という行政単位を実行したが、東北地方の人々はそれに従わず、「蝦夷(エミシ)」と呼ばれていた。その蝦夷を支配するために設置された行政施設が「城柵」であった。古代の文献には20以上の柵や城の名 城 柵がみられるが、発掘調査によって、文献にはない城柵も発見されている(第3図・第1表)。8世紀前半、東北地方太平洋側の陸奥国では多賀城(宮城県多賀城市所在)が造営され陸奥国府が置かれた。8世紀後半には、その多賀城が大規模に改修されるとともに、宮城県北部にまで桃生城(河北町・桃生町所在)と伊治城(榮館町所在)が設置され、律令支配下に組み込まれていたことが確認されている。



第3図 古代城柵の分布

8世紀末、桓武天皇が即位すると、新京(平安京)造営と蝦夷支配強化が朝廷の二大政策となり、朝廷軍が岩手県内への軍事行動を開始する。蝦夷軍との大きな戦闘は789年、794年、801年の3回あり、坂上田村麻呂を征夷大将軍とした801年の戦いで朝廷軍が勝利し、北上盆地全域が平定された。翌802年4月には蝦夷軍の大将であった阿弓流為(アテルイ)と母札(モレ)が降伏している。そして半定された北上盆地の南部と北部それぞれを支配するために建設されたのが胆沢城、志波城であった。

胆沢城は、水沢市佐倉河に所在し、延暦21(802)年に坂上田村麻呂が「造陸奥国胆沢城使」として造営、その後多賀城より鎮守府が移転し、10世紀中頃まで存続している。

志波城が文献に初めてみえるのは、『日本紀略』延暦22(803)年2月条、3月条であり、「令越後国未三十解、塩三十解、送造志波城所」「造志波城使從三位近衛中将坂上田村藤吉見、鷹形舟五十船、錦三百疋」とある。これによると、803年の2月に志波城造営のため「造志

波城所」へ越後国(新潟県)から米鹽を運送することを決定し、3月には坂上田村麻呂が「造志波城使」として現地へ詣見下向している。志波城完成時期の記事は文献にはないが、年内には完成していたようである。延暦23(804)年には、斯波(志波)城と胆沢郡の間に一駄が置かれている。

その後、弘仁2(811)年正月には和我・薄羅・斯波の3郡が新たに设置され、それらが志波城の支配下にあったと考えられる。さらに同年秋には、文屋綿麻呂を征夷将軍とする朝廷軍が爾薩体・幣伊の蝦夷との戦いに勝利しており、その際には志波城が拠点となったと考えられる。

属 城 しかし、「日本後紀」弘仁2(811)年閏12月条の、「其志波城、近丁河浜、屢被水害、須去其所、遷立便地」を最後に志波城の記事は文献から姿を消している。征夷将軍文屋綿麻呂が、志波城は河川に近く、たびたび水害を受けるので便地に移転すべきであると、志波城の廢城移転を奏上したのである。その後、志波城廢止時期の記事は文献にはないが、814年までには徳丹城(矢巾町所在)が造営されており、志波城の存続期間は約10年と短期間であったと考えられる。

徳丹城造営以降、新たに城柵が設置されることではなく、志波城は、約10年間と短命ではあったが、まさに陣営囲最北端の城柵であった。志波城が下石川流域の太田の地に造営された理由としては、まず、まだ律令支配の外にあった北の爾薩体・東の幣伊の蝦夷との境に近いことが考えられる。また、北上川沿いには南の胆沢城方面と、零石川沿いには西の出羽国払田柵跡(雄勝城?)方面と連絡できる交通の要衝であったことが考えられる。さらに、この地域が広い平坦地であり、奈良時代の集落跡や本期古墳が多く存在する肥沃で恵まれた地域であったことから、胆沢城から約54kmと遠く離れていても支配を維持する必要があったためと考えられる。

規 模 これまでの発掘調査により、志波城跡の外郭築地規模は鎮守府であった胆沢城跡より大きく、国府であった多賀城跡に匹敵するものであり、また中権施設である政庁の築地地区面についても胆沢城跡の3倍、多賀城跡の2倍の面積であったことが明らかとなっている。このことから志波城は、朝廷が北東北を律令支配下におくことを目的として造営した、国府規模の行政府であったと考えられる。

全国的に律令体制が崩壊していく中、徳丹城もやがて9世紀中頃には廃止され、胆沢城のみが北上盆地全体を統治するようになると、その間際に新興在地勢力が伸長し、9世紀後半～10世紀をピークに集落も激増する。城柵設置で確立された律令的支配システムが、朝廷による直接支配が後退することで、胆沢城跡出土木簡や墨書き土器にみられる「和我連」「斯波連」といった在地有力者を生み出したと考えられる。そして、10世紀後半にはそれら在地有力者の内から台頭した安倍氏が衣川以北の奥六郡を制し、やがて前九年・後三年合戦から平泉藤原氏へと時代は続いている。

	名 称	遺跡名	初見記事	造営年代	備 考
七世紀	沙足櫛	?	「日本書紀」文化三年(647)		新潟市付近?
	磐舟櫛	?	「...」+四年(648)		新潟縣村上市付近?
	那岐沙羅櫛	?	「...」+明四年(658)		新潟・山形県境付近?
	?	郡山遺跡(日高官署)	-	7世紀後半	仙台市, 8世紀前葉発見
八世紀前半	出羽櫛	?	「続日本紀」和第二年(709)		山形県庄内地方?
	出羽櫛	秋田城跡	「続日本紀」天平五年(733)	8世紀前葉	秋田市, 奈良期山羽國府, 10世紀中葉発見
	多賀櫛	多賀城跡	「続日本紀」天平九年(737)	8世紀前葉	宮城県多賀城市, 陳與同府, 10世紀中葉発見
	牡鹿櫛	?	「...」+		宮城県丸森町赤井遺跡?
	新田櫛	?	「...」+		宮城県田尻町大船八幡遺跡?
	色麻櫛	?	「...」+		宮城県中新田町城生養跡?
八世紀後半	玉造櫛	?	「...」+		宮城県古川市宮沢遺跡?, 名生館遺跡?
	桃生城	桃生城跡	「...」天平宝字二年(758)	8世紀中葉	宮城県河北町, 8世紀末発見
	小勝櫛	?	「...」+		秋田県羽後町付近?
	雄勝城	?	「...」+		。
	阿支太城	秋田城跡	「大日本占文書」+四年(760)		正倉院文書
	伊治城	伊治城跡	「続日本紀」神護景雲元年(767)	8世紀中葉	宮城県柴田町, 8世紀末発見
	?	弘田櫛跡	-	8世紀中葉	秋田県角北町第2別雄勝城?, 10世紀中葉発見
	対馬城	?	「続日本紀」宝龟十一年(780)		宮城・岩手県境付近?
	多賀城	多賀城跡	「...」+		
九世紀	秋田城	秋田城跡	「...」+		
	由理櫛	?	「...」+		秋田県木庄地方?
	肥沃城	肥沃城跡	「日本紀略」延暦二十一年(802)	9世紀初頭	岩手県水沢市, 鎌守府, 10世紀中葉発見
	志波城	志波城跡	「...」+二十二年(803)	9世紀初頭	岩手県盛岡市, 9世紀前葉発見
	斯波城	志波城跡	「日本後紀」+二十三年(804)		。
中山櫛	?	城輪櫛跡	「...」+	9世紀初頭	宮城県米山町付近?
	慈井城	慈井城跡	「日本後紀」弘仁五年(814)	9世紀前葉	山形県鶴岡市, 平安朝出羽國府, 10世紀中葉発見
					岩手県矢巾町, 9世紀中葉発見

第1表 古代城柵一覧表

時代	西暦	和暦	事項・出典
飛鳥	645	大化元	大化改朝。都改京に遷都。
	647	* 3	渟尾難をつくり、初戸を置く。日本書紀
	648	* 4	舟舟難をつくり、越と伊豫の民を遷んで櫛ヶを置く。日本書紀
	649	* 5	この頃御奥園を置く。
奈良	658	光明天皇 4 4月	阿部比羅丸・般舟を伐つ。日本書紀
	667	天智天皇 6	近江大津宮に遷宮。
	692	神武天皇 6	この年までに越後田を置く。
	694	* 8	唐原京に遷都。
奈良	701	大宝元	大宝律令制定(律令制度の始まり)
	710	布嗣 3	平城京に遷都。
	712	* 5	出羽国を置く。統日本紀
	716	兼允 2 9月	陸奥守御郡・巣上・森を山羽内に移管。統日本紀
	718	兼孝 2 5月	陸奥郡より岩城・岩背 2 国を分離。統日本紀 この年に巣老律令制定。
	721	神舟元	陸奥國に多賀城を置く。多賀城碑文
	728	* 5 4月	この年までに岩城・岩背 2 国を陸奥國に再合併。この頃陸奥団で執兵制が成立。
	733	大平 5 12月	陸奥國に白河軍圏を置き、丹東軍圏を改めて糸作軍済とする。統日本紀
	737	* 9	出羽櫛を秋田村・高瀬の間に造り(秋田城造営)。統日本紀
	741	* 13	鎮守將軍大野東人。建郡村を通る多賀道・山羽櫛開削を試みる。
	749	天平宝曆元	陸奥國小田郡から余命郡上。
	752	* 4	奈良東大寺大仏開眼供養。
飛鳥	758	天平宝曆 3	御農開拓牛耕、御農開拓藤原が完成。この頃陸奥國伯守府が營農の官となる。
	760	* 4	この頃秋田城落成。
	762	* 6	唐原忠美朝、多賀城を修造し多賀城跡を残てる。多賀城碑文
	767	神源景雲元 10月	伊治城が完成。統日本紀
	768	* 2 9月	鉄兵城が年間に総額36万余家にもなるため、傭兵3000人を500人に減じ、軍司門(4000人)を加算する。統日本紀
	769	* 3 正月	鎮民500余人を統所に留めて隊衛を守らせる。統日本紀
	774	宝亀 5 7月	陸奥國の海邊耕種が反乱し、株生城を侵攻。その西郭が敗られる。統日本紀
		10月	鉄兵城大作御河原から、陸奥国邊山村を整つ。統日本紀
			<この年の戦闘から38年戦争が始まる>
	776	* 7 2月	陸奥國の軍士20,000人を発して山道・海道の城を伐つ。統日本紀
奈良		5月	出羽郡・北村・飯坂郡・下郡・下野・常陸等の軍長を発して守る。統日本紀
		11月	鉄兵の軍30,000人を発して御沢の城を伐つ。統日本紀
	780	宝亀 11 2月	陸奥國、軍士30,000人を発して東夷城を造り、御沢の地を得んとする。統日本紀
		3月	伊勢公吉麻原、鉄兵使広純を伊治城で殺し、多賀城を焼く。統日本紀
	781	天祐元	桓武天皇即位。
	784	延暦 3	長岡郡に遷都。
	788	* 7 3月	東海・東山・松葉宮の歩騎52,000余人を調発し、翌年3月まで仲良國多賀城に会することとする。統日本紀
	789	* 8 3月	諸國の軍、鹿児多賀城に会し、道を分かれて陸地に入る。
		3月	朝庭兵、衣冠を渡り、行 3 所を置く。統日本紀
		6月	3 里にわかれ、健馬丸河原・流島の施地巣伏村を討つ。朝庭軍被害多し。統日本紀
		6月	健麻守守、御沢の城を大郡で侵攻する。子波・御賀の城は玉造湖より遙く、築造の往路に24日もかかり、從軍輜重ともに疲れ、農事も失しているので勤を得たうす軍を解散する旨を諭する。勤してその大怠を責める。統日本紀
	792	* 11 正月	陸奥國新波村の夷連郡公河志志ら、王化に済さんとするも伊治村の母に射げられて死なざるを訴える。蘿原潤

第2表 志波城関係年表 (1)

時代	西暦	和暦	事項・出典
	794	延喜 13 6月	藤原麻呂上山村麻呂以下、輕典を征す。日本紀略
		10月	平安京に遷都。
	796	～ 15 10月	坂上田村麻呂、鎮守若宮となす。日本後紀
		11月	陸奥國の伊治城と玉造城とは25年廢れているので、中間に城を置き、税金に備える。日本後紀
		11月	相模、武藏、上総、常陸、上野、下野、信濃の四の民9,000人を免して、陸奥国伊治城に廻し置く。日本後紀
	797	～ 16 11月	坂上田村麻呂、延喜大将軍となす。日本紀略
	798	～ 17 6月	磐田郡の御領の御座を免除する。磐田郡三代史
	801	～ 20 10月	磐田郡御領の免役に時賦・絹物を毎年与え、時節ごとに宿舎を賄う。磐田郡史
	802	～ 21 正月	延喜大將軍坂上田村麻呂、免賦を討伐する。日本紀略
平		正月	坂上田村麻呂（逸佐田村坂上城）に延喜滅を免れる（坂上城造営）。日本紀略
		2月	駿河・伊豆・相模、武藏、上総、下総、常陸、信濃、上野・下野の国の領人4,000人を除して、磐田郡御領に配する。日本後紀
		4月	大農司河内流、磐田郡令乳ら500人を率いて降伏する。日本紀略
		7月	坂上田村麻呂、阿丹流を奉札を並び立てて入貢する。日本後紀
	803	～ 22 2月	阿丹流をと母川・河内国山にて斬斷に廻せられる。日本紀略
		3月	坂上波波波坂上田村麻呂、許算す。若狭50石、絹300匁を貢る。日本紀略
	804	～ 23 正月	磐田を征するため、武藏、上総、下総、常陸、上野・下野・陸奥などの間に、編14315筋と半9,685筋を各陸奥小国郡中山道に廻せせる。日本後紀
		正月	坂上田村麻呂を伊豫大將軍に、通船御跡を關前守となす。日本後紀
		5月	新波城と照沢郡とは162里あり、山谷峻険で往還に勞が多いため、1駆を置く。日本後紀
		11月	磐田郡黒原郡に3駆を折する。日本後紀
安		11月	秋山城を薄施し、郡となす。日本後紀
	805	～ 24 12月	磐田郡御領の越前により、社会を苦しめていた軍事（兵役）と作業（新波造営）を廻す（使役相除）。日本後紀
	806	大同 元	平成天皇即位。
	808	～ 3	この年までに領守府が、多賀城から磐田城に移される（領官と同司を割りに任命）。
	809	～ 4 5月	磐田4つの軍旗が被旗に登場するため駿田を免される。磐田郡三代史
	811	弘仁 2 正月	磐田郡に、和我、藤浦、斯波の3郡を置く。日本後紀
		2月	桂井、出羽兩郡の兵合わせて20,000人を差して、蘿井体と朝伊の2村を討つことを請う。日本後紀
		7月	陸奥將軍支那麻呂、陸奥郡羽田野の伴軍各1,000人を免して、磐田村を討つを秀とする。日本後紀
		10月	磐田4郡に軍兵1,100人を加意する。日本後紀
		10月	朝廷單勝利。海賊した磐田は中國へ配し、作因は奥地に安置させる。日本後紀
長		11月	<この戦の結果により38年戦争終結>
	813	～ 4 5月	征夷大將軍坂上田村麻呂の命令により、磐田を廻し、城壁の守衛1,000人を置くこととする。ただし、新波城は瀬戸内に近くしてしばしば水害を受けるので奥地に置くこととし、当面2,000人を置き守衛にあてながら城を移転し、以後は1,000人を留めて廻守となす（新波城充施の建議）。日本後紀
	814	～ 5 11月	磐田・他2ヶ城は國界より遠いため、備えとして磐と塙を両城に設置する（磐田城初見）。日本後紀
	815	～ 6 8月	磐田4つの軍旗兵士2,000人に4,000人を加え、6團（名取团・玉造团・白河团・行方团・安堵团・小田团）6,000人を増員し、塙を置いて鉄兵1,000人（磐田城500人、陸丹城500人）を停止する。磐田郡三代史
	830	天長 7 正月	出羽田・大地城、秋田城、西天王寺を勃興する。磐田郡史
	848	嘉祥 元	この年までに界隈城が壇設され、磐田の軍団は7團となる。
	869	貞観 11 5月	陸奥郡で大地城、多賀城を擴張する。日本三人実跡
	887	元慶 2 3月	出羽羽根城下の作業が反乱、秋田城・郡院が焼損（元慶の乱）。日本三代実跡
	888	～ 3 6月	秋田城・源勝城・出羽城に列士・旗兵、兵士1,657人を置く。日本三代実跡
	1051	永承 6	前九年合戦が起ころ。

第3表 志波城関係年表 (2)

3. 史跡指定と保存管理

(1) 史跡指定に至る経緯

志波城跡は、かつて字名から「太田方八丁遺跡」と呼ばれていた。この地に関する文献として、寛文8年(1668年)の『奥州之内岩手郡栗谷古城図』(盛岡市中央公民館所蔵)がある。この図には「方八丁、八幡殿陣跡」として方形の区画が描かれ、各辺に門跡らしいものが表現されている。以来、各書にも地元の口伝にも、安倍氏と源氏が戦った前九年合戦(1051~62年)の時の源頼義・義家軍の陣場跡として伝承されてきた。ところが、大正14年、岩手師範学校教諭で郷土史研究者の菅野義之助によって陣場説は否定され、そして戦後の昭和31年には岩手大学教授板崎源らによる分布調査が行われ、平安初期の城柵跡とされた。だが、その後、本遺跡はあまり注目されないまま、また、大きな問發行為もなく推移した。

東北自動車道建設 しかし、高度経済成長に始まる全国的な人気根開発の波の中、本遺跡にも東北縦貫自動車道建設と県営圃場整備事業が計画された。東北自動車道用地内は、昭和51・52年度に岩手県教育委員会が発掘調査を行い、築地跡や大溝跡、堅穴住居跡群、井戸跡などが検出され、太田方八丁遺跡は、所在地の不明であった「志波城」跡ではないかと注目を集めることとなった。そのため、遺跡の保存について検討されたが、ルートの変更はできず、全面盛土計画であったものを築地と堅穴住居密集区だけ高架方式とし、遺構の破壊をいくぶんでも抑えることとなった。

範囲確認調査 そして、計画されていた圃場整備事業や将来予想される市街化開発計画に文化財保護の立場から対処するため、昭和52~54年度に盛岡市教育委員会が範囲確認調査を実施し、その結果、本遺跡が平安時代初頭の城柵、志波城跡であることが確認された。

その成果を受け、圃場整備事業については、関係機関と協議調整を行い、基本方針として、政庁・南大路・外郭南辺を地区除外とし、山畑と道路は盛土、水田畔は遺跡軸線にあわせることとした。また、排水路については極力遺構を破壊しないようにしながらも、事前に発掘調査を実施することとした。この発掘調査は、岩手県埋蔵文化財センターと盛岡市教育委員会によって昭和56・57年度に実施され、圃場整備工事は昭和57年度から58年春に実施された。

史跡指定 この圃場整備事業の完了を待って、昭和59年9月14日、国指定史跡として告示を受けた。志波城跡の史跡指定面積は635,977.64m²であるが、この中には東北自動車道や県道盛岡和賀線、市道宮台線、慶賀新堀は含まれていない。

(2) 保存管理計画

昭和59年の史跡指定を受け、盛岡市教育委員会では、志波城跡を史跡として適切に保存管理するための施策を定め、総合的かつ計画的な巡回を推進することにより、史跡をとおして盛岡市の文化的向上に資することを目的として、昭和63年度に保存管理計画を策定した。この保存管理計画策定にあたっては、昭和63年9月に史跡志波城跡保存管理計画策定委員会を設置し、平成元年3月に「史跡志波城跡保存管理計画書」を刊行した。

保存管理計画は、史跡指定地域内を重要度に応じて地区区分し、それぞれの地区ごとに保存管理の施策を定め、保存管理基準を設けている(第4表)。

①第1種地区<第1遺構保存整備地区>

地区・志波城跡の最も特徴的な遺構の存する地区（政庁・南大路・外郭南辺）

施策-1 優先的に土地の公有化を行う。

2 優先的に遺構の発掘調査を行う。

3 優先的に史跡環境を整備し、史跡の活用を図る。

4 現状維持とし、史跡整備以外の現状変更を認めない

②第2種地区<第2遺構保存整備地区>

地区・志波城跡の特徴的な遺構の存する地区（外郭東西辺・官衛城・住居城）

施策-1 第1種地区について公有化を促進し、発掘調査や史跡整備を行う。

2 現状以上の変更是望ましくないので、地下に影響のない簡易な塗装および史跡整備以外の現状変更を認めない。

3 上記の現状変更に際しては、遺構面を損しないこと、景観を大きく損なわないことを条件とする。

4 土地所有者の買い取り請求のあるものについては、公有化を行う。

③第3種地区<第3遺構保存整備地区>

地区・志波城跡の特徴的な遺構の存する可能性のある地区

（外郭東西辺北部・官衛城周辺・北大路）

施策-1 第2種地区について公有化を促進し、発掘調査や史跡整備を行う。

2 現状以上の変更是望ましくないので、既存のもので、土地所有者の生活上やむを得ない部分的な増改築等および史跡整備以外の現状変更を認めない。

3 史跡整備以外の現状変更については、事前の発掘調査を実施し、重要遺構確認の際は、現状変更を認めない。

4 上記の現状変更に際しては、遺構面を損しないこと、景観を大きく損なわないことを条件とする。

5 現状変更の事前発掘調査を実施し、重要遺構が確認された場合は第2種地区に準じて公有化を行う。

6 土地所有者の買い取り請求のあるものについては、公有化を行う。

④第4種地区<一般保存地区>

地区・志波城跡の特徴的な遺構が存在する可能性の少ない地区

施策-1 将来的に公有化を図る。

2 土地所有者の生活上やむを得ない住宅改築等および史跡整備以外の現状変更を原則として認めない。

3 史跡整備以外の現状変更については、事前の発掘調査を実施し、重要遺構確認の際は、現状変更を認めない。

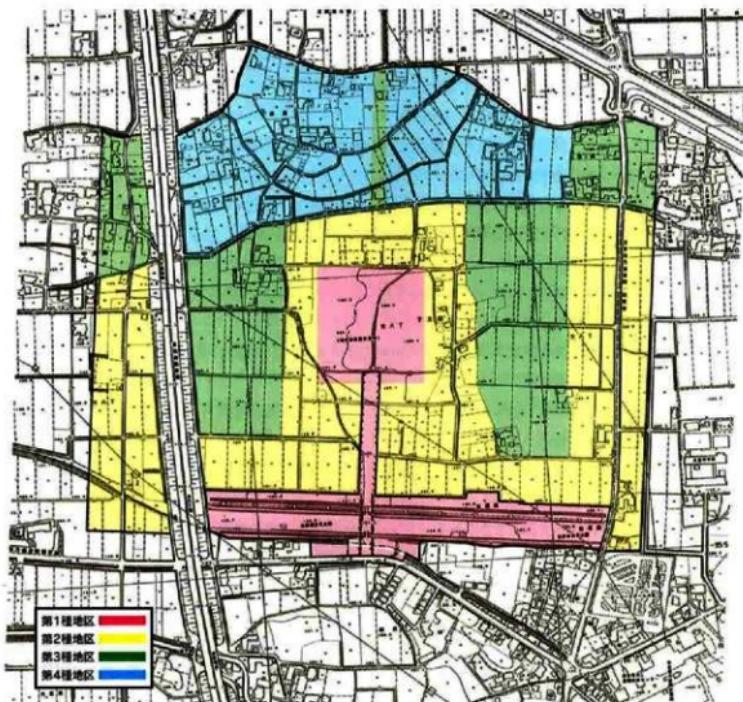
4 上記の現状変更に際しては、遺構面を損しないこと、景観を大きく損なわないことを条件とする。

5 現状変更の事前発掘調査を実施し、重要遺構が確認された場合は、第2種地区に準じて公有化を行う。

現状変更 史跡指定地内の現状変更については、事前に申請者と盛岡市教育委員会が協議し、保存管理条例に基づき許可される現状変更についてのみ、許可申請書を提出するものとしている。また、事前協議がない場合においては、次の方で現状変更計画を捕捉し、無断現状変更を防止することとしている。

- ①住宅建築：建築基準法にもとづく建築確認
- ②屋外広告物：屋外広告物法にもとづく許可申請
- ③開発行為：都市計画法にもとづく許可申請
- ④農地転用：農地法にもとづく許可申請
- ⑤農業振興地域の変更：農業振興地域法にもとづく許可申請
- ⑥砂利採取：砂利採取法にもとづく許可申請

史跡周辺についても上記の方法で各種開発を捕捉し、市街化調整区域や農業振興地域での乱開発を防止することとしている。



第4図 保存管理計画図（1:8,000）

項目	第1種地区	第2種地区	第3種地区	第4種地区	備考
土地公有化	優先的に公有化	公有化を促進 買収請求の場合 は優先的・計画的 に公有化	公有化を促進 買収請求の場合 は優先的・計画的 に公有化	将来的に公有化 重要追跡確認の 場合は第2種地 区に準ずる	
史跡整備	優先的に整備	整備を促進	整備を促進	将来的に整備	
発掘調査	優先的に調査	調査を促進	調査を促進	調査を促進	
基準	現状維持	既存なものに限 り認める場合も ある	既存のものに限 り認める場合も ある	主に既存のもの について認める 場合もある	
規	×	×	×	× 原則として認め ない	
状	×	× 原則として認め ない	○ 部分的な増改築 に認める業	○業	
更	△ 簡易な建築物	△※	○※	○※	布基礎を伴 わない車庫 や物置等
地形変更	×	×	×	×	
本竹植栽	既存は公有化	既存は現状維持	△ 既存木の改善に 限る	○※	

* 上記にしたがい、現状変更を認める場合は、

- 1 現状変更に際しては、事前の発掘調査を実施(簡易な建築物については立合)し、重要追跡確認の場合は現状変更を認めないこととする。
- 2 現状変更を認める場合は、追削面を損しないこと、景観を大きく損なわないこと等の条件を付する。
- 3 現状変更を認めない場合は、公有化等により抽換することができる。

第4表 保存管理基準表

II 保存整備事業の概要

1. 用地取得計画

昭和 59 年の史跡指定を受け、盛岡市教育委員会では、保存管理計画に基づく第 1 種地区（外郭南辺部・南大路・政庁）の公有化を昭和 61 年度より開始した（第 5 表）。第 1 種地区の用地取得は起債による先行取得方式によって行われ、平成 9 年度までの 12 年間で 99,535.31 m²（実測面積）の公有化が完了している。なお、起債償還金の 80% を国庫、10% を県費の補助を受けており、平成 19 年度に償還が完了する。この間、先行取得対象外であった第 2 種地区の一部について、平成 5 年度に市費単独、平成 4・5 年度に土地開発基金、平成 7 年度に土地開発公社による用地買収も行っている。

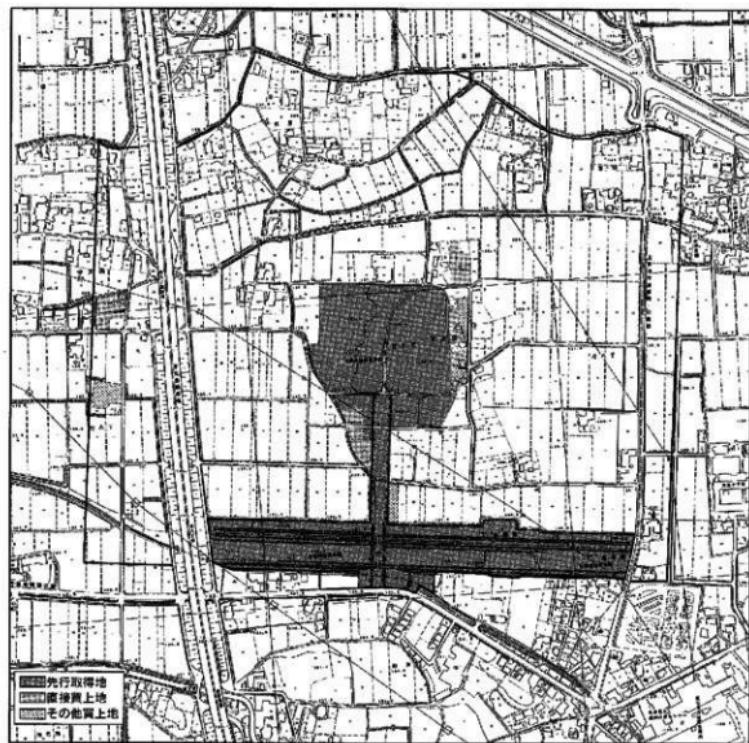
直接買上 平成 10 年度からは、第 2 種地区の公有化を本格的に開始し、直接買上げ方式により当面継続する予定である。用地費・補償費等の 80% を国庫、10% を県費の補助を受けている。

平成 11 年度末までの公有化完了面積は 111,398.39 m² と、史跡指定面積の 17.5% であり（第 5 表）、用地取得費の合計は約 25 億 3,000 万円である。

なお、外郭南辺史跡隣接地 3,561.62 m² については、賃貸借契約により平成 9 年 8 月より借地し、案内所と駐車場を設置している。

年度	市費補助（先行取得・直接買上）					その他（市費単独・開発基金・開発公社）					合計	
	田 地	宅 地	施 設	計		田 地	宅 地	施 設	計		購 入 金 額 万 円	購 入 金 額 万 円
平成 5 年度	6,255	7,230	500	12,985	C	3	8,783	1,507	10,290	0	0	0
平成 6 年度	1,922	12,220	0	14,142	D	0	0	0	0	0	0	0
平成 7 年度	1,922	12,238	0	14,140	E	0	0	0	0	0	0	0
先行取得	1,922	8,77	4,615	22,208	I	2,147	5,204	1,268	8,620	0	0	0
H2 行	4,083	7,23	6,612	22,902	2	2,005	4,872	1,262	8,102	0	0	0
H3 取	59,03	14,07	0	73,107	J	55,94	1,507	0	57,452	0	0	0
H4 取得	12,029	17,433	0	29,462	K	12,264	1,507	0	13,778	0	0	0
H5	18,622	33,61	2,165	54,298	L	15,742	2,002	4,621	22,365	0	0	0
H6 得	4,082	2,272	7,684	13,938	M	4,933	2,002	0	6,935	0	0	0
H7	13,949	16,05	0	36,054	N	13,949	1,507	0	15,456	0	0	0
H8	3,854	16,725	7,116	21,695	O	3	2,147	5,205	7,556	0	0	0
H9	10,623	16,85	13,407	42,882	P	7	10,623	3,008	0	0	0	0
H10	24,523	18,607	5,961	49,487	Q	22	29,771	6,550	36,027	0	0	0
H11 買	1,639	2,074	1,639	5	R	2,750	3,577	19,556	0	0	0	0
H12 買	2,659	15,656	12,225	4	S	2,659	4,268	17,609	0	0	0	0
H13 買	2,039	5,442	12,028	21,495	T	9	8,602	2,227	3,058	0	0	0
合計	35,341	139,21	22,228	42,625	31	131,380	10,462	2,689	150,431	0	0	0
										530,118	26,15	59,73
										70,956	1	34,75
										34,75	1	34,75
										111,233	0	250,174

第 5 表 土地取得一覧表



第5図 用地取得全体図 (1:8,000)

2. 保存整備計画

(1) 事業経過

- | | | |
|-------|-----------|------------------------------------|
| 平成元年度 | 11月13・14日 | 第1回史跡整備委員会 整備計画策定方法、整備方針、整備地区等の検討 |
| | 11～2月 | 基本構想の事務局案検討（文化庁・岩手県・盛岡市）整備基本計画の再検討 |
| | 2月16日 | 第2回史跡整備委員会 整備の性格付け、財源、設計委託などの検討 |
| | 2～3月 | 史跡整備委員専門指導 |
| | 3月 | 整備基本構想とりまとめ（文化庁・岩手県・盛岡市） |
| 平成2年度 | 6月28日 | 基本計画委託契約（株文化財保存計画協会）史跡整備の全体計画 |
| | 4～9月 | 基本計画素案検討（文化庁・岩手県・盛岡市・委託業者） |

	9月7日	第3回史跡整備委員会 基本計画草案の検討
	9～12月	基本計画原案検討（文化庁・岩手県・盛岡市・委託業者）
	12月4日	第4回史跡整備委員会 基本計画原案の検討
	12～3月	基本計画書作成
	3月20日	基本計画書完成
平成3年度	4～8月	基本計画内容の周知（府内）
	9月26日	第5回史跡整備委員会 基本設計内容の検討
	10月11日	基本設計（I）委託契約（㈱文化財保存計画協会）外郭南辺・大路の復元整備
	1月24日	第6回史跡整備委員会 基本設計内容の承認
	2月20日	建造物復元検討委員会（文化庁）築地塀・櫓
	3月31日	基本設計書（I）完成
平成4年度	4月～	整備計画内容の周知（府内）
	7月10日	建造物復元検討委員会（文化庁）築地塀・櫓
	8月10日	実施設計（I）委託契約（㈱文化財保存計画協会）築地塀・櫓ほか
	8月10日	築地塀試験施工委託契約（㈱鴻池組）
	8月31日	築地塀試験施工監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	9月7日	盛岡市議会全員協議会 史跡整備計画の説明
	10月1日	建造物復元検討委員会（文化庁）築地塀・櫓
	10月6日	第7回史跡整備委員会 実施設計内容、築地塀試験施工の検討
	2月18日	第8回史跡整備委員会 第1期整備内容の承認
	2月24日	史跡現状変更許可申請提出 築地塀・櫓など
	2月26日	建造物復元検討委員会（文化庁）外郭南門
	3月31日	実施設計書（I）完成
平成5年度	5月12日	史跡現状変更許可通知 築地塀・櫓など
	5月31日	地権者説明会 史跡整備計画の説明
	6月3日	実施設計（II）委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	6月25日	建造物復元検討委員会（文化庁）外郭南門
	6月28日	5年度保存整備工事契約（鴻池組・櫛下建設特定共同企業体）
	6月28日	5年度保存整備工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	6月30日	第9回史跡整備委員会 工事内容、実施設計、運営管理の検討
	12月1日	保存整備試験工事契約（鴻池組・櫛下建設特定共同企業体）
	12月1日	第10回史跡整備委員会 工事内容、実施設計、活用計画の検討
	3月2日	建造物復元検討委員会（文化庁）外郭南門
	3月20日	5年度保存整備工事完成
	3月20日	保存整備試験工事完成
	3月20日	実施設計（II）完成
平成6年度	8月10日	6年度保存整備工事契約（鴻池組・櫛下建設特定共同企業体）
	8月10日	6年度保存整備工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）

	9月5日	史跡現状変更許可申請書提出 外郭南門
	10月3日	実施設計（Ⅲ）委託契約（㈱文化財保存計画協会）案内管理棟・便所棟
	10月27日	地権者説明会 政庁地区用地取得の説明
	11月4日	実施設計（Ⅳ）委託契約（㈱文化財保存計画協会）遺跡内展示
	11月10日	史跡現状変更許可通知 外郭南門
	11月16日	第11回史跡整備委員会 工事内容、築地塀凍害、実施設計、第Ⅱ期整備計画検討
	11月21日	築地塀凍害調査委託契約（㈱鴻池組）
	11月25日	建築基準法適用除外申請 外郭南門
	3月～	案内管理棟、便所施設協議 各史跡整備委員
	3月20日	6年度保存整備工事完成
	3月20日	実施設計（Ⅲ）、（Ⅳ）完成
	3月21日	建築基準法適用除外通知 外郭南門
平成7年度	4月26日	植栽管理業務委託契約（㈱岩清水園芸）
	5月10日	築地塀凍害調査委託契約（㈱鴻池組）
	6月26日	7年度保存整備工事契約（鴻池組・樋下建設特定共同企業体）
	6月26日	7年度保存整備工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	7月21日	第12回史跡整備委員会 工事内容、築地塀凍害、実施設計、活用管理の検討
	10月16日	7年度保存整備付帯工事契約（鴻池組・樋下建設特定共同企業体）
	12月20日	7年度保存整備付帯工事完成
	12月22日	外郭南門復元工事契約（鴻池組・樋下建設特定共同企業体、平成7～9年度蒙続工事）
	3月20日	7年度保存整備工事完成
平成8年度	5月17日	外郭南門復元工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	6月10日	築地塀凍害調査委託契約（㈱鴻池組）
	6月27日	8年度保存整備工事契約（鴻池組・樋下建設特定共同企業体）
	6月27日	8年度保存整備工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	8月19日	植栽管理業務委託契約（㈱岩清水園芸）
	11月11日	整備内容報告 文化庁
	11月28日	第13回史跡整備委員会 工事内容、築地塀凍害、管理活用、Ⅱ期整備計画の検討
	3月20日	8年度保存整備工事完成
平成9年度	5月16日	9年度保存整備建築工事契約（鴻池組・樋下建設特定共同企業体）
	5月16日	9年度保存整備建築工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	5月16日	外郭南門復元付帯工事契約（鴻池組・樋下建設特定共同企業体）
	6月3日	9年度保存整備土木工事契約（樋下建設株）
	6月3日	9年度保存整備土木工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	7月19日	志波城跡愛護協会設立
	7月31日	志波城跡管理委託契約（志波城跡愛護協会）
	8月14日	古代公園案内用仮設プレハブ貸借契約
	8月31日	外郭南門復元工事完成

	8月31日	9年度保存整備建築工事完成
	9月12日	外郭南門復元付帯工事完成
	9月12日	9年度保存整備土木工事完成
	9月26日	志波城古代公園開園式典（志波城跡愛護協会主催）
	10月1日	志波城古代公園開園
	10月1日	盛岡市歴史公園条例・盛岡市歴史公園管理運営規則施行
平成10年度	4月1日	志波城跡管理委託契約（志波城跡愛護協会）
	4月1日	古代公園案内所用仮設プレハブ貸賃借契約
	4月10日	道路案内標識設置業務委託契約（東北道路産業㈱）
	6月29日	10年度保存整備工事契約（鍵下建設㈱）
	6月29日	10年度保存整備工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	9月12・13日	第1回志波城まつり（志波城まつり実行委員会主催）
	10月16日	10年度保存整備工事完成
	10月22日	10年度保存整備付帯工事契約（鍵下建設㈱）
	10月22日	10年度保存整備付帯工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	12月2日	第14回史跡整備委員会
	3月19日	10年度保存整備付帯工事完成
平成11年度	4月1日	志波城跡管理委託契約（志波城跡愛護協会）
	6月24日	11年度保存整備建築工事契約（鍵下建設㈱）
	6月24日	11年度保存整備土木工事契約（鍵下建設㈱）
	6月24日	11年度保存整備工事監理委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	6月24日	基本設計（Ⅱ）委託契約（㈱文化財保存計画協会）
	7月16日	11年度保存整備付帯工事契約（鍵下建設㈱）
	7月30日	11年度保存整備付帯工事完成
	8月31日	11年度保存整備建築工事完成
	9月10日	11年度保存整備土木工事完成
	9月26日	第2回志波城まつり（志波城まつり実行委員会主催）
	3月3日	第1期保存整備事業報告書印刷契約（川口印刷工業㈱）
	3月22日	第15回史跡整備委員会 工事内容、Ⅱ期基本設計の検討
	3月31日	基本設計（Ⅱ）完成
	3月31日	第1期保存整備事業報告書刊行

(2) 事業経費

総額 史跡志波城跡保存整備事業のうち、第1期保存整備に係る平成元～11年度の事業経費の総額は、1,643,041千円である（第6表）。

内訳 内訳は、同座補助及び起債対象となる第1期保存整備工事に伴う実施設計委託費、工事監理委託費、工事請負費の合計が1,495,851千円、その他の委託費等の合計が147,190千円である。このうち、平成5～8年度の工事請負費の一部について、文化庁の史跡等活用特別（ふるさと歴史の広場）事業費補助金の採択を

受け、補助対象経費の合計は、4年間で590,000千円である。また、平成9～11年度の工事修理費の一部及び工事請負費の一部について、文化庁の記念物修理（一般）費補助金の採択を受け、補助対象経費の合計は、3年間で130,000千円であり、平成5～11年度の国庫補助対象経費の合計は720,000千円となる。総事業経費1,643,041千円における財源内訳は、国庫補助金が360,000千円（21.9%）、県費補助金が180,000千円（11.0%）、一般起債が694,100千円（42.2%）、自治振興基金が70,000千円（4.3%）、市費単独が338,941千円（20.6%）となっている。

（3）年度別契約内容

整備工事・施工監理委託

- 平成5年度
・平成5年度史跡志波城跡保存整備工事 契約金額 258,633,000円（一部補助対象）
建築A工事 146,433,599円（補助対象）
築地塀 72m復元、櫓3棟復元
建築B工事 54,187,839円
築地塀仮枠工、外人溝木橋1基復元、仮設工、防腐加工工
土木工事 58,011,562円
保護盛土工(21,285m²)、排水工(ボックスカルバート144m、集水溝5基)、用水工(ボックスカルバート158m、U型溝341m、用水溝8基)、仮設飛入工、木格工(ポンプ設置・運転)
・平成5年度史跡志波城跡保存整備工事監理業務委託 契約金額 8,137,000円
工事施工監理面積 52,937 m²
- ・史跡志波城跡保存整備試験工事 契約金額 1236,000円
土質試験試験体工(3種)、凍害防止調査工(最大凍結深度計4基、温度センサー3基、温度計1基)、築地塀冬季養生試験工(コモ張1枚、ヨシズ張1枚、クロホ張1枚、ソダ張1枚)
- 平成6年度
・平成6年度史跡志波城跡保存整備工事 契約金額(変更後) 237,235,780円（一部補助対象）
建築A工事 146,265,507円（補助対象）
築地塀 54m復元、櫓3基復元、築地線土工事
建築B工事 23,405,013円
構基礎工、築地塀凍害防止補修工、仮枠補修工、仮設復原工、仮設工、工事記録
土木工事 67,565,260円
保護盛土工(12,347m²)、排水工(暗渠、ボックスカルバート13m)、植栽工（築地線サワラ高垣165本、張芝2,600m²）、雜工
- ・平成6年度史跡志波城跡保存整備工事監理業務委託 契約金額 8,085,500円
工事施工監理面積 12,347 m²
- 平成7年度
・平成7年度史跡志波城跡保存整備工事 契約金額 206,000,000円（一部補助対象）
建築A工事 154,682,091円（補助対象）
築地塀 96m復元、櫓1基復元、築地線土工事
建築B工事 7,359,685円
外郭南門基礎工事、仮設工事、工事記録

- 土木工事 43,958,224 円
保護盛土工 (17,450 m³)、排水工 (暗渠 156 m)、給水工、電気設備工、植栽工 (張芝 1,361 m²)
- ・平成 7 年度史跡志波城跡保存整備付帯工事 契約金額 8,961,000 円
- 保護盛土工 (2,200 m³)、舗装工 (アスファルト舗装 40 m)
- ・平成 7 年度史跡志波城跡保存整備工事監理業務委託 契約金額 8,085,500 円
- 工事施工監理面積 17,320 m²
- 史跡志波城跡外郭南門復元整備工事 契約金額 303,850,000 円 (平成 7 ~ 9 年度継続)
(平成 7 年度 91,155,000 円、平成 8 年度 121,540,000 円、平成 9 年度 91,155,000 円)
- 外郭南門 1 棟復元
- 平成 8 年度
- ・平成 8 年度史跡志波城跡保存整備工事 契約金額 184,370,000 円 (一部補助対象)
- 建築 A 工事 117,411,960 円 (補助対象)
- 築地塀 30 m 復元、櫓 2 棟復元・1 檐柱表示、野外模型 1 基
- 建築 B 工事 2,648,651 円
- 工事記録
- 土木 A 工事 34,837,961 円 (補助対象)
- 保護盛土工 (6,210 m³)、植栽工 (築地線サワラ高垣 504 本、築地線植栽吹付 368 m²)
- 土木 B 工事 29,471,428 円
- 水路改修工 (ボックスカルバート 96 m、集水井 1 基、マンホール 1 基)、給水工、電気設備工
- ・平成 8 年度史跡志波城跡保存整備工事施工監理業務委託 契約金額 8,116,400 円
- 工事施工監理面積 17,320 m²
- 史跡志波城跡外郭南門復元整備工事施工監理業務委託 契約金額 8,116,400 円
(平成 8, 9 年度継続、平成 8 年度 2,536,400 円、平成 9 年度 5,580,000 円)
- 工事施工監理面積 162 m²
- 平成 9 年度
- ・平成 9 年度史跡志波城跡保存整備土木工事 契約金額 107,100,000 円 (一部補助対象)
- 土木 A 工事 51,480,710 円 (補助対象)
- 横栽工 (南大路ケヤキ並木 30 本、増地高木 44 本・低木 1,333 本・張芝 1,380 m²、大路入口高木 22 本・低木 3,405 本・張芝 318 m²、入口広場周辺低木 200 本、築地線サワラ高垣 93 本、築地線植栽吹付 2,320 m²)、舗装工 (大路パーク舗装 4,950 m²)
- 土木 B 工事 55,619,290 円
- 保護盛土工、舗装工 (壇地・入口広場砂敷舗装 8,560 m²)、便益施設工 (プレハブトイレ設置 1 棟)、橋設置工 (人路側溝木橋 6 基)、電気設備工、給水設備工 (散水栓 1 基)、管理施設工 (車止・丸太階段、ベンチ 1 基、駐車場整備)、遺跡内展示工 (入口広場総合解説板大 3 基・小 4 基、展示仮枠設置 1 基)、工事記録
- ・平成 9 年度史跡志波城跡保存整備建築工事 契約金額 7,402,500 円
- 築地塀上土・屋根補修工事 72 m
- ・平成 9 年度史跡志波城跡保存整備土木工事施工監理業務委託 契約金額 3,202,500 円
- 工事施工監理面積 32,940 m²

- ・平成 9 年度史跡志波城跡保存整備建築工事施工監理業務委託 契約金額 556,500 円
工事施工監理面積 180 m²
 - ・史跡志波城跡外郭南門復元整備付帯工事 契約金額 5,197,500 円
南門前木橋 1 基復元、南門遮音針設備設置
- 平成10年度
- ・平成 10 年度史跡志波城跡保存整備工事 契約金額 27,932,100 円（補助対象）
- 土木工事
- 植栽工（壇地高木 12 本、低木 498 本、張芝 1,392 m²）、舗装工（壇地砂敷舗装 8,270 m²）、排水工（暗渠設置）、遺跡内展示工（説明版 2 基）、土工（壇地盛土整形 453 m³）、管理施設工（車止 4 基）、
 - ・平成 10 年度史跡志波城跡保存整備付帯工事 契約金額 18,582,900 円（補助対象）
- 土木工事
- 植栽工（壇地高木・低木 2,112 本）、遺跡内展示工（入口広場史跡標識 1 基）、管理施設工（大路側溝木橋 3 基）
- 建築工事
- 便益施設工（四阿 1 棟建築）
 - ・平成 10 年度史跡志波城跡保存整備工事監理業務委託 契約金額 2,068,500 円（補助対象）
工事施工監理面積 16,700 m²
 - ・平成 10 年度史跡志波城跡保存整備付帯工事監理業務委託 契約金額 1,417,500 円（補助対象）
工事施工監理面積 16,700 m²
- 平成11年度
- ・平成 11 年度史跡志波城跡保存整備建築工事 契約金額 9,240,000 円（補助対象）
便益施設工（四阿 1 棟建築）
 - ・平成 11 年度史跡志波城跡保存整備土木工事 契約金額 18,692,100 円（補助対象）
植栽工（高木 4 本、張芝 724 m²）、排水工（壇地暗渠・集水井設置、入口広場側溝・集水井設置）、電気設備工（入口広場照明灯 2 基設置）、舗装工（砂敷舗装仕上工）、便益施設工（ベンチ 2 基設置）
 - ・平成 11 年度史跡志波城跡保存整備工事監理業務委託 契約金額 2,068,500 円（補助対象）
工事施工監理面積 16,900 m²
 - ・平成 11 年度史跡志波城跡保存整備付帯工事 契約金額 493,500 円
用水路改修工（U 型側溝設置 27.8 m）

基本計画・基本設計・実施設計業務委託

- 平成 2 年度
- ・史跡志波城跡整備基本計画策定委託 契約金額 3,296,000 円
整備基本方針、保存計画、遺構整備計画、復元計画、施設計画、サイン計画、環境整備計画、事業計画
- 平成 3 年度
- ・史跡志波城跡保存整備第 1 期基本設計策定委託 契約金額 5,490,000 円
外郭南門・橋・築地堀復元計画、盛土造成計画、給排水計画、遺構露出展示計画、修景・植栽計画、便益・管理施設計画、設備・野外展示計画

- 平成 4 年度 ・史跡志波城跡保存整備実施設計（Ⅰ）策定委託 契約金額 19,673,000 円
 　　建物復元工設計（外郭南辺築地塀、櫓、外大溝塁）、土木工設計（造成、給排水路、道路切り回し、溝・土壌表示）、ボーリング調査、花粉分析、現地測量
- 平成 5 年度 ・史跡志波城跡保存整備実施設計（Ⅱ）策定委託 契約金額 18,334,000 円
 　　建物復元工設計（外郭南門、南門前橋）、土木工設計（築地高垣、修景植栽）
- 平成 6 年度 ・史跡志波城跡保存整備実施設計（Ⅲ）策定委託 契約金額 5,150,000 円
 　　案内管理棟、便所棟
- ・史跡志波城跡保存整備実施設計（Ⅳ）策定委託 契約金額 7,910,400 円
 　　野外模型、説明板

その他業務委託

- 平成 4 年度 ・史跡志波城跡保存整備築地塀試験施工業務委託 契約金額（変更後）12,946,070 円
 　　試験築地塀 6 m 設置、上土覆面試験、築地塀凍害防止調査
- ・史跡志波城跡保存整備築地塀試験施工監理業務委託 契約金額 960,990 円
 　　施工監理面積 988 m²
- 平成 6 年度 ・史跡志波城跡保存整備事業平成 6 年度築地塀凍害調査委託 契約金額 2,163,000 円
 　　築地塀水分管理・室内試験、築地塀表面含水比・塩分濃度測定、築地塀温度・凍結深測定
- 平成 7 年度 ・史跡志波城跡保存整備事業平成 7 年度築地塀凍害調査委託 契約金額 1,575,900 円
 　　築地塀水分調査・室内試験、築地塀表面含水比・塩分濃度測定、養生管理温度・温度調査
 　・史跡志波城跡保存整備植栽管理業務委託 契約金額 773,871 円
 　　サワラ生垣 256 本・張芝 2,878 m²刈込・育成管理
- 平成 8 年度 ・史跡志波城跡保存整備事業平成 8 年度築地塀凍害調査委託 契約金額 1,236,000 円
 　　築地塀解スパン間隔変位量測定、養生管理温度・湿度調査、下部衣層土採取・含水比測定
 　・史跡志波城跡保存整備植栽管理業務委託 契約金額 678,043 円
 　　サワラ生垣 256 本・張芝 4,239 m²刈込・育成管理
- 平成 9 年度 ・史跡志波城跡管理業務委託 契約金額 3,200,000 円
 　　見学案内、芝生・生垣刈込、政庁・水路除草、築地塀・樹木冬季養生
- 平成 10 年度 ・史跡志波城跡管理業務委託 契約金額（変更後）6,485,000 円
 　　見学案内、芝生・生垣刈込、政庁・水路除草、築地塀・樹木冬季養生
 　・史跡志波城跡保存整備道路案内標識設置業務委託 契約金額 2,992,500 円
 　　道路案内標識 5 基設置
- 平成 11 年度 ・史跡志波城跡管理業務委託 契約金額（変更後）7,186,000 円
 　　見学案内、芝生・生垣刈込、政庁・水路除草、築地塀・樹木冬季養生

(単位:千円)

項目	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	合計
実施設計委託	0	0	0	(1) 19,673	187,153	30,947,3,061	0	0	0	0	0	51,058
上工監理委託	0	0	0	0	5,137	8,069	8,036	10,863	9,339	3,496	2,069	49,856
監査工事委託	0	0	0	0	48,269,890	-198,237,281	-198,305,116	-198,306,720	-198,305,655	45,515	28,425	1,294,007
計	0	0	0	12,673	288,349	298,383	374,707	376,563	297,194	59,697	30,495	1,455,851
被費等活用料	0	0	0	3	150,000	140,000	150,000	150,000	0	0	0	590,000
対外取引額(税込)	0	0	0	3	0	0	0	0	50,000	50,000	36,000	130,000
計	0	0	0	0	180,000	140,000	150,000	150,000	50,000	50,000	30,000	720,000
固定費	0	0	0	7	75,000	76,000	75,000	75,000	25,000	25,000	15,000	360,000
原資費	0	0	0	9	37,500	35,000	37,500	37,500	12,500	12,500	7,500	160,000
一時費	0	0	0	9	125,000	106,500	125,000	125,000	125,000	125,000	7,500	394,100
販売促進基金	3	6	0	0	0	0	22,600	27,206	26,000	0	0	73,800
市販手数料	3	6	0	16,673	53,840	44,383	25,932	17,163	29,794	1	495	191,751
基幹料、支店手数料	0	基幹料 3,296	基幹料 5,460	0	0	0	0	0	0	0	1基幹 14,700	23,496
新規開拓工事費	0	0	0	13,936	0	0	0	0	0	0	0	13,936
新規開拓工事委託料	0	0	0	0	0	2,163	1,575	1,236	0	0	0	4,975
運送内閣監査料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,993
運送代理、監査料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経理場所賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内向社ノンハバ費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会員登録、登録料	1,920	2,160	2,253	2,781	36,053	6,545	16,959	7,732	2,736	226	6,936	77,502
料(④販賣部)	1,920	5,476	7,753	16,696	30,050	8,709	16,000	8,647	7,034	11,855	29,825	147,195
合計	1,920	5,476	7,753	36,362	315,393	267,061	333,527	328,210	228,128	81,858	90,470	1,643,041

第6表 第Ⅰ期保存整備事業費総括表

(単位:千円)

項目	内容	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	合計
壁面等 塗装	延長252m(42スパン)	72m 112,330	54m 105,968	96m 126,484	30m 49,546	壁面 7,402	0	0	401,748
塗装 計	0 墓復元、工事式	34m 63,137	34m 63,985	3基 29,561	1基 54,756	0	0	0	211,139
外構面内壁面 二層壁門・塀	0	0	0	0	121,540	91,155	0	0	308,850
木棟架・木造	木棟2基、廻廊面計	17,360	0	0	0	5,198	0	0	22,558
小計	162,027	108,871	252,000	225,642	102,735	0	0	0	944,295
保証金土壟堤 61,161m	33,037	45,492	48,928	11,821	4,585	3,080	0	0	44,954
排水 水道渠水路切削・積製設置	22,530	9,543	2,000	0	0	0	2,421	2,804	39,398
築 地盤改良高知、高知芝、築築	0	7,834	20,000	30,528	33,724	9,621	1,667	85,494	
築 装造造機械、バーチ機械、砂質鋪装	0	0	228	2,781	33,894	14,057	12,906	63,869	
築 築地・給水主幹	0	0	0	1,382	3,535	0	1,451	6,776	
水 駐道・改修 ホックスカルバート設置62m	0	0	0	17,797	0	0	0	17,797	
飯野通入路	4,006	0	0	0	0	0	0	0	4,005
小計	58,573	62,789	51,166	64,309	70,729	29,489	18,881	362,295	
道路内設置 室外複型、説明板、史跡標識	0	0	0	13,130	16,781	5,277	0	25,148	
使 用路盤 使所構、四脚、橋、ベンチ、車止	0	0	0	0	14,210	11,711	9,566	35,495	
各種試験 土質調査、害虫防止、冬季養生	1,236	0	0	0	0	0	0	1,235	
その他の 工事記録、監視検査等	9,233	4,796	2,750	2,549	0	0	36	9,468	
小計	7,469	4,799	2,750	15,799	30,971	17,029	8,585	88,338	
合計	259,869	237,238	306,116	306,910	210,885	46,515	28,425	1,394,027	

第7表 保存整備工事費概算総括表

III 発掘調査の概要

1. 調査経過

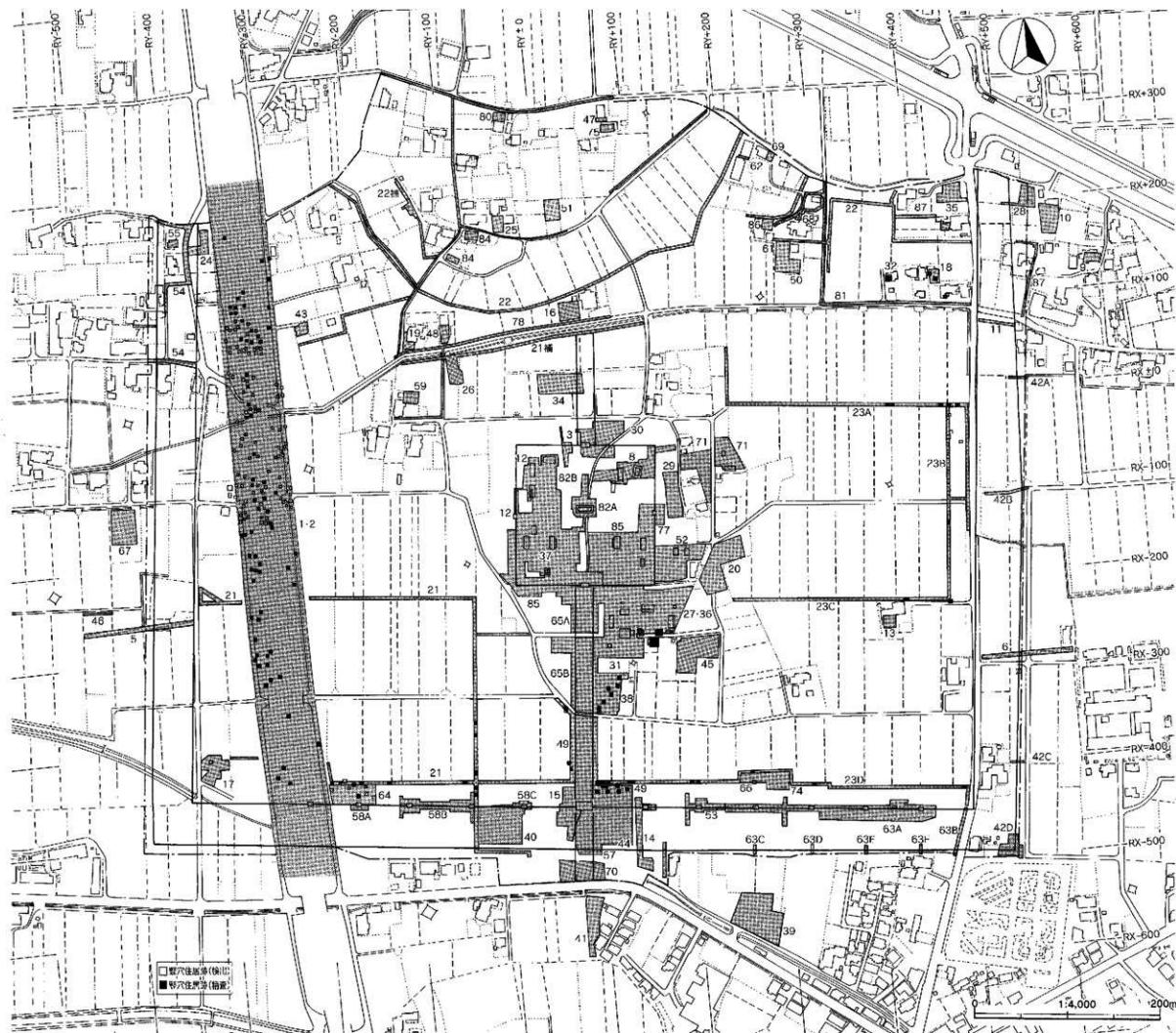
調査経緯 志波城跡の発掘調査は、昭和51年度から平成11年度までの24年間に87次にわたる調査を実施している。本格的な発掘調査の始まりは、昭和51・52年度の東北縦貫自動車道建設に伴う調査(岩手県教育委員会)であり、その成果を受け、盛岡市教育委員会による昭和52年度から54年度までの範囲確認調査(第1次3ヶ年計画)によって、本遺跡の範囲・規模などの基本構造が明らかとなつた。そして、その調査成果から、長く所在地の不明であった古代城柵「志波城」跡と認定されるに至つた。

この成果をふまえ、本遺跡を史跡としてながく保存し、また盛岡のみならず東北古代史の解明と、文化財の積極的な活用を図る史跡整備の基礎資料を得ることを目的として、昭和55年度から59年度に至る第2次5ヶ年計画を策定し、発掘調査を継続した。その結果、志波城跡の東北古代城柵としての共通性と、陸奥国最北端の城柵としての独自性が明らかとなつた。昭和60年度からは、史跡整備案を具体化するための本格的な資料収集を目的として、第3次5ヶ年計画を策定し、平成元年度までに主要殿舎である政府西廬跡の確認、政府南東官衙域の範囲確認、外郭市辺買収地の構造究明のための調査を実施した。平成2年度から8年度は、第Ⅰ期保存整備工事に伴う外郭南辺・南大路買収地の構造究明と、政府東方官衙域の範囲確認を目的として、また平成9年度からは第Ⅱ期整備計画策定のため政府城買収地の構造究明を目的として調査を継続している。

調査面積 平成11年度末までの総調査面積は148,633 m²であり、遺跡の総面積約750,000 m²の19.8%である(第6図)。調査面積の内訳は、県教育委員会による東北自動車道用地(史跡除外地)が69,000 m²(46.4%)、県埋蔵文化財センターによる県営面積整備水路用地が5,499 m²(3.7%)、市教育委員会による内容確認・現状変更対応が74,134 m²(49.9%)である(第8~10表)。

2. 調査成果の概要

これまでの調査成果は、ほぼ各年度に概報しているが、志波城跡の規模・構造を概観すると次のとおりである(第7・8図)。なお、志波城跡の基準尺は1尺≈0.3 mである。



第6図 志波城跡全体図 (1:4,000)

年度	次	調査地點	調査原因	調査主体	面積 (m ²)	調査期間	主な検出遺跡
SS1	1	外野南道・城内西部	東北山地開拓建設	市教委	30,000	76.4.7 - 12.13	壇1, 墓地, 墓地外・内窓, 外大溝跡
	2	外野南道・城内西部	木北古墳古道設置	市教委	39,000	77.4.4 - 11.26	竪穴住居跡164基
SS2	3	御原	内宮御跡	市教委	1,600	77.7.4 - 10.1	廐房南門跡, 墓立柱建物跡3, 墓地
	4	野内北東部	個人住宅新築	市教委	180	77.10.3 - 11.6	竪穴住居跡3基
SS3	5	外野西道南端	内宮御跡	市教委	600	77.10.7 - 11.23	外大溝跡, 墓地古窓跡
	6	外野東道南端	内宮御跡	市教委	500	77.11.11 - 11.26	外大溝跡, 墓地古窓跡
計					41,786		
SS4	7	外野西道北部	内宮御跡	市教委	48	78.4.10 - 4.17	外大溝跡
	8	御原	内宮御跡	市教委	3,062	78.4.24 - 11.10	廐房南門跡, 正殿跡, 墓地, 墓地外・内窓跡
SS5	9	外野東道南端(竹林道路)	個人住宅新築	市教委	270	78.8.29 - 10.3	竪穴住居跡9基
	計				3,380		
SS6	10	外野東道南端(竹林道路)	個人住宅新築	市教委	268	79.4.9 - 5.12	竪穴住居跡2基
	11	外野東道北端	内宮御跡	市教委	42	79.5.21 - 5.31	墓地外溝跡
SS7	12	御原	内宮御跡	市教委	1,447	79.7.2 - 10.12	廐房南門跡, 墓立柱建物跡3棟
	13	野内河東部	個人住宅新築	市教委	106	79.7.2 - 10.12	柱立柱建物跡1
SS8	14	外野南道	内宮御跡	市教委	564	79.11.6 - 12.2	溝跡, 墓地, 墓地外・内窓跡, 外大溝跡
	計				2,427		
SS9	15	外野南門部	山背塚跡	市教委	931	80.4.14 - 7.31	外野南門跡, 西大溝跡, 野外大溝跡, 五八丘窓跡1
	16	野内北端	個人住宅改築	市教委	244	80.7.8 - 8.13	竪穴住居跡1基(近良時代)
SS10	17	野内南西部	丘陵改造地	市教委	687	80.8.1 - 8.11	聚落南溝跡, 竪穴住居跡1
	計				1,862		
SS11	18	野内北東部	個人住宅新築	市教委	15	81.4.16 - 5.2	竪穴1基(中古世)
	19	野内北西部	個人住宅改築	市教委	96	81.4.14 - 5.2	土坑1基
SS12	20	御原中央東部	個人住宅新築	市教委	1,225	81.4.22 - 6.8	土坑1, 溝跡1
	21	野内南部	面地盤排水工事	県理文	2,150	81.4.20 - 8.8	竪穴住居跡13基
SS13	22	野内北端	面地盤排水工事	市教委	578	81.10.25 - 11.13	竪穴住居跡5基(良賀時代)
	23	野内北端	面地盤排水工事	県理文	3,349	81.4.20 - 8.8	竪穴住居跡1基
SS14	24	野内東部	面地盤排水工事	市教委	380	81.11.1 - 11.15	田道跡
	25	野内東部	面地盤排水工事	市教委	4,850	81.7.23 - 12.5	北大路跡, 外野東道跡地内溝跡, 竪穴住居跡32基
SS15	26	野内東部・大津	面地盤排水工事	市教委	60	81.11.1 - 11.15	外野東道跡地内溝跡, 土坑1, 新しき(後良時代)
	計				12,606		
SS16	27	外野西端部	地区公民館新築	市教委	392	82.6.9 - 7.31	墓地内溝跡1
	28	野内北端	個人住宅改築	市教委	69	82.4.6 - 4.6	なし
SS17	29	野内北西部	個人住宅新築	市教委	405	82.7.20 - 9.10	柱立柱建物跡1基
	30	南東首輪端	内宮御跡	市教委	1,839	82.8.23 - 11.10	柱立柱建物跡6, 往來1基
計					2,705		
SS18	31	御原南方	内宮御跡	市教委	1,583	84.4.27 - 10.27	柱立柱建物跡1, 竪穴住居跡1, 甫大字跡房跡
	32	野内北東部	個人住宅新築	市教委	26	84.5.16 - 6.26	竪穴住居跡1基
SS19	33	野内北東部	個人住宅新築	市教委	95	84.9.3 - 9.26	柱立柱建物跡1, 柱列1基(近良時代)
	34	御原北方	内宮御跡	市教委	809	84.10.29 - 11.30	北大路跡, 竪穴住居跡1基(後良時代)
計					2,613		

第8表 発掘調査成果一覧表(1)

年度	次数	調査地点	調査原因	調査主体	面積(㎡)	調査期間	主な発見実績
	35	都内北部	個人住宅新築	市教委	490	85.4.8 - 4.30	都穴1個(中石室)
S60	36	東京宮殿城	内古跡調査	市教委	2,500	85.9.4 - 11.16	都穴住跡複数6、都穴住跡1、歴史的跡地活用説明会
					2,990		
S61	37	東京市西部	内古跡調査	市教委	2,588	85.9.24 - 11.25	古墳遺跡、墓立3、柱列2、後円高台式地盤、墳地内溝跡等
					2,588		
	38	東京市東	内古跡調査	市教委	2,054	87.7.2 - 8.12	都立住跡物質1、都穴住跡5、都穴住跡活用説明会
	39	外都南辺埋蔵地(地理切削部)	個人住宅新築	市教委	1,340	87.9.1 - 9.12	都穴住跡複数2、人頭骨
S62	40	外都南辺西部	内古跡調査	市教委	1,990	87.11.4 - 11.30	都地、南北外濠跡複数
	41	外都南辺	内古跡調査	市教委	436	87.11.4 - 11.30	都穴住跡3個
					5,820		
	42	外都東辺跡	施設開発地水路工事	市教委	697	88.4.11 - 4.28	外大溝跡物
	43	都内北部跡	個人住宅新築	市教委	172	88.8.16 - 8.22	都壁1(古代以降)
	44	外都南辺東部	内古跡調査	市教委	2,170	88.9.5 - 10.28	都立2、都穴2、墓地、墓地外周堤、外人住跡複数、大人頭骨
S63	45	東京首御城	内古跡調査	市教委	1,250	89.9.26 - 11.2	都立住跡物質1、柱列1
	46	外都西辺跡	内古跡調査	市教委	74	89.11.1 - 11.2	なし
	47	都内北部	個人住宅新築	市教委	8	89.11.7	なし
					4,971		
	48	都内北部	個人住宅改築	市教委	258	89.4.10 - 4.24	都立住跡物質1、土塁2、柱穴
H1元	49	都内南部	内古跡調査	市教委	2,642	89.6.26 - 9.9	外大溝跡複数、都地内溝跡、都穴住跡10個
					2,800		
	50	都内北部跡	個人住宅改築	市教委	247	90.5.29 - 6.6	都壁1
	51	都内北部	個人住宅新築	市教委	256	90.7.3 - 9.1	都立住跡物質3、都穴1、土塁11、都壁9
H2	52	東京東方	内古跡調査	市教委	1,600	90.8.29 - 11.13	都立住跡物質2、都地、南北外濠跡複数
	53	外都南辺跡	内古跡調査	市教委	410	90.10.4 - 11.13	都壁1、都地、墓地土塁
	54	外都西辺跡	施設開発地水路工事	市教委	230	90.11.5 - 11.7	外大溝跡、池地外溝跡
					2,740		
	55	外都西北跡	個人住宅増築	市教委	75	91.4.19 - 4.28	都穴住跡1個
H3	56	都内北部	個人住宅改築	市教委	158	91.10.9 - 10.29	土塁1、溝跡1、柱穴
	57	外都南辺中央部	内古跡調査	市教委	612	91.10.21 - 12.20	外大溝跡、道跡寄跡
					645		
	58	外都南門部・外都南西門	内古跡調査	市教委	1,521	92.5.1 - 10.31	外都南門跡、橋面4、都地跡、東北外・内溝跡等
H4	59	外都北西跡	個人住宅増築	市教委	88	92.11.30 - 12.1	なし
					1,508		
	59番及	外都南門部	内古跡調査	市教委	240	93.5.1 - 6.30	外都南門跡
	60	都内北西跡	個人住宅改築	市教委	149	93.4.12 - 4.13	なし
H5	61	都内北部跡	農作物小屋改築	市教委	170	93.7.30 - 8.10	都壁1
	62	都内北東跡	農作物小屋増築	市教委	38	93.8.4 - 8.24	都穴2個(中裂以降)
	63	外都南辺東方	内古跡調査	市教委	3,294	93.10.1 - 12.10	都壁4、都立住跡物質1、生垣、生垣外・内溝跡、外大溝跡
					3,800		
	63番及	外都南辺東部	内古跡調査	市教委	480	94.4.11 - 5.9	都立住跡物質1、都地内溝跡、都穴住跡1個
	64	外都南辺西部	内古跡調査	市教委	1,100	94.4.14 - 6.3	都壁1、都地内溝跡、都立住跡物質1、都穴住跡5個
H6	65	東京東方	内古跡調査	市教委	2,600	94.5.24 - 7.29	外大溝跡複数、都立柱跡物質1個
	66	都内南部跡	内古跡調査	市教委	570	94.12.1 - 12.2	都立住跡物質1、都穴住跡1個
	67	外都西辺跡	個人住宅新築	市教委	230	94.12.7 - 12.9	都壁1
					4,980		

第9表 発掘調査成果一覧表(2)

年度	次 数	調査地点	調査原因	調査半径	面積 (m ²)	調査期間	主な検出遺跡
H7	68	城内北東部	浄化槽設置工事	市教委	18	95.6.6	なし
	69	城内北東部	農作物小型施設	市教委	85	95.6.19-6.29	独立柱建物跡 1 例 (中近世)
	70	外郭南面中央	内柵設置	市教委	893	95.10.13-10.30	東外大溝側風景
	71	城内東方	内柵設置	市教委	1,589	95.11.6-12.1	獨立柱建物 3、跡井戸跡 1 例
計					2,335		
H8	72	城内北西部	個人住宅埋蔵	市教委	10	96.4.5	なし
	73	南大溝部	内柵設置	市教委	53	96.10.3-10.7	南大溝側風景
	74	郭内南東部	内柵設置	市教委	156	96.12.9-12.10	塗付柱跡 1 例
	75	郭内北西部	個人住宅改築	市教委	163	96.12.24	なし
計					376		
H9	76	郭内北東部	個人住宅埋蔵	市教委	10	97.4.7	なし
	77	庭内南東部	内柵設置	市教委	1,780	97.7.22-9.20	木門跡、獨立柱建物跡 2、墓地跡
	78	郭内北西部	上水道監査設	市教委	650	97.9.8-10.31	空穴住居跡 4 例 (平安時代)
	計				2,480		
H10	79	郭内北西部	上水道監査工事	市教委	270	98.3.20-4.20	なし
	80	郭内北部	個人住宅埋蔵	市教委	200	98.6.1-9.25	なし
	81	郭内北東部	上水道監査設	市教委	400	98.7.21-7.24	土坑 1、塗跡 2
	82	郭内中央部・北西部	内柵設置	市教委	2,500	98.11.4-12.9	元塗跡、獨立柱建物跡 2 例
計					3,370		
H11	83	郭内北東部	上水道監査工事	市教委	72	99.1.2/-7.21	なし
	84	郭内北西部	個人住宅埋蔵	市教委	200	99.9.1-9.30	なし
	85	此山南東部・南西部	内柵設置	市教委	6,200	99.9.6-11.17	塗付跡、獨立柱建物跡 1、墓地、墓地外・内柵跡
	86	郭内北側	個人住宅改築	市教委	80	99.10.19-10.29	なし
	87	郭内北東部	上水道監査工事	市教委	200	99.12.22-3.30	空穴住居跡 1、獨立柱立場跡 2 例
	計				6,592		
	内柵委				69,000	(北側自動車道用地)	
	南北文				5,490	(南北壁面水路用地)	
内柵委					74,134	(内柵設置・現状変更)	
計					148,634	(追跡結果総額 750,000,000)	

第10表 発掘調査成果一覧表 (3)

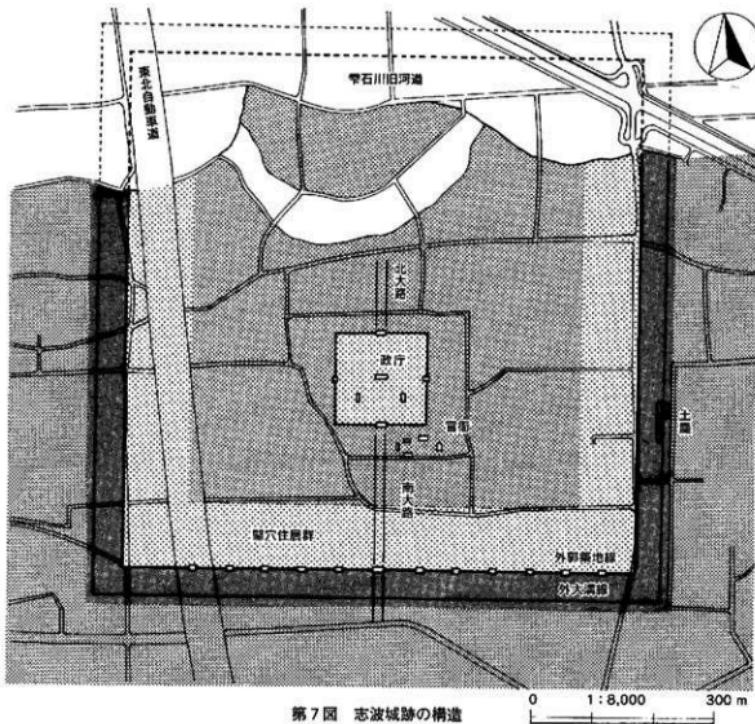
外郭線の調査

南辺部の調査は第 1・2・14・15・40・44・53・55・57・58・63～65・70 次調査で実施して 南 辺 おり (志波城跡 1・2 次)『方八丁概報 79』『志波城概報 80』[同 90]～[同 95]、南門・櫓の位置と構造、区画施設のあり方を確認している。

外郭南門中央の位置に掘立柱の五間一戸の外郭南門、これと政庁南門を結ぶ南人路側溝(路面幅 18 m = 60 尺)、および外郭南門の南方にのびる南外大溝の側溝(路面幅 18 m = 60 尺)を確認した。外郭南門の構造が五間一戸の門であるのは、胆沢城跡と志波城跡のみであり、城櫓最大の規模である。外郭線の構造は、基底幅 2.4 m (8 尺) の築地塀と幅 5～10 m、深さ 1.2～1.5 m の外大溝で二重に区画されている。規模は、築地塀が一辺 840 m、外大溝が一辺 928 m 四方である。これは鎮守府胆沢城跡を上回り、奥州府多賀城跡に匹敵する大きさである。築地塀の外側と内側には溝が併走しており、築地外溝が景観と防衛機能を兼ね備えたように整った平面形であるのに対し、築地内溝は平面形・深さとも不整形となっている。なお外大溝と築地外溝は、外郭南門正面でも途切れず連続しているが、外人溝底面において二本柱の橋脚跡を検出しており、

外郭築地堀 本橋が存在したことを確認している。築地堀は版築技法が認められ、積み手の違い(築地版築の
一単位)が平均約6m(20尺)ごとに検出された。また屋根を支える寄柱(須柱)がないことを
確認している。橋は掘立柱で築地堀をまたぐように11棟検出しており、約60m(200尺)間隔
で計画的に配置されていることを確認している。また、外郭南辺東部の梢間の中央、築地堀と築
地内溝の間に掘立柱建物跡を1棟検出している。なお、南辺部郊外の調査を第39・41次調査で
実施しているが(『志波城概報87』)、築地線から105m(一町)の距離に東西方向の大溝を検出
している。東辺部郊外においても同様の位置に南北方向の大溝を検出しており、外大溝外方の
区画溝の可能性も考えられるが、西辺部では未検出である。

東辺・西辺 東辺部の調査は第6・11・23・28・42次調査(『方八丁77』『同79』『志波城81』『同83』『同88』)、
西辺部の調査は5・7・24・46・54・67次調査(『方八丁77』『同78』『志波城81』『同88』『同90』
『同94』)で実施している。現況で東辺築地線が県道盛岡和賀線、西辺築地線が市道官台線とし
て利用されているため築地本体は未調査であるが、南辺部と同様の構造と推察される。なお、外
大溝、築地外溝・内溝の部分的な稽査の結果、外人溝と築地外溝は基本的に整った平面形である



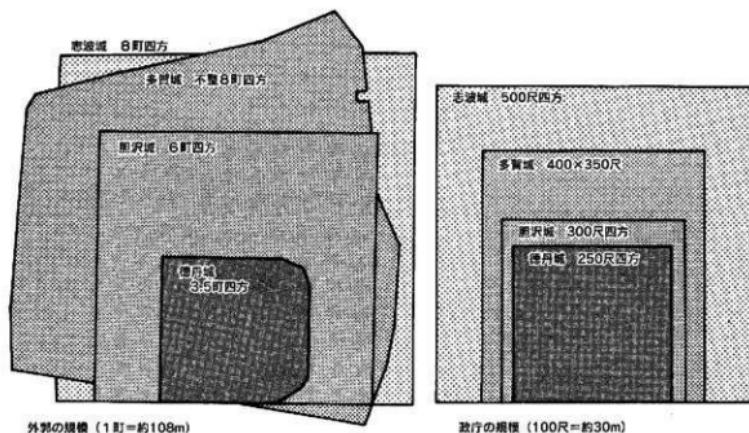
第7図 志波城跡の構造

が、幅と深さは地点によって異なり、縁層上面を底面としていることを確認している。また、東辺部外溝北半の軸方向は遺跡軸線よりやや西にふれるようである。築地内溝は、西辺部では整った平面形と深さであるのに対し、東辺部では不整形となっている。

北辺部は、零石川の旧河道に侵食されており、確認できない。政庁域の調査、政庁域の調査 北辺は第3・8・12・29・30・37・77・85次調査で実施している〔「方八丁概報77」〔同78〕〔同79〕『志波城概報83』〔同86〕〔同96・97・98〕〕。

政庁は、遺跡中央よりやや南寄りの位置にあり、区画施設は外郭線より小さい基底幅18m(6尺)の築地界と考えられ(平成11年度第85次調査による)、規模は一辺約150m四方であることを見認定している。これは多賀城政庁の規模を上回っている。築地界の外側と内側には溝が併走する。南辺中央の南門は八脚門であり、外郭南門と路面幅18m(60尺)の南北大路で結ばれている。また北辺中央の北門も八脚門で、やはり外郭北辺に向かって北大路が伸びている。なお、南門・北門とも建替は見認定できないものの、北門付近の築地外溝・内溝が改修されていることから、北門にも変遷がある可能性がある。東辺中央の東門と西辺中央の西門は、櫓門から四脚門への建替が認められる。

政庁中央よりやや北寄りに位置する正殿は、東西棟の掘立柱建物で5間×2間の身舎に6間正殿×3間の廻縁が付く特殊な構造である。正殿の南東と南西には、南北棟の東脇殿と西脇殿が向かい合っており、ともに5間×2間の掘立柱建物で縁と床束があり、周溝が巡っている。正殿と脇殿は縁が作り替えられている可能性がある。南門の北側には日陰塀も検出されており、これら正殿、東西脇殿、日陰塀に囲まれた一辺66m(220尺)の方形の空間は、耀美に対する饗給など重要な儀式の行われた広場であったと考えられる。このほか東西脇殿の後方にそれぞれ1棟、政庁内建物北西部にL字状に並ぶ3棟、北東部に3棟、南西部に2棟、南東部に1棟の建物を検出している。



第8図 城構の規模

る。政府内で検出された建物はすべて掘立柱であり重複はないが、建物の軸線方向の傾きや柱間寸法、柱抜取の有無などの特徴から3グループに分類することができる(『志波城概報96・97・98』)。各グループはそれ各自性を異にしていると考えられるが、建築時期や存続期間の違いも検討していく必要がある。他の城柵と異なり、広大な政府域に多くの施設を取り込んでいることは、機能の充実を窺うことができるものであり、志波城跡の大きな特徴の一つと言える。

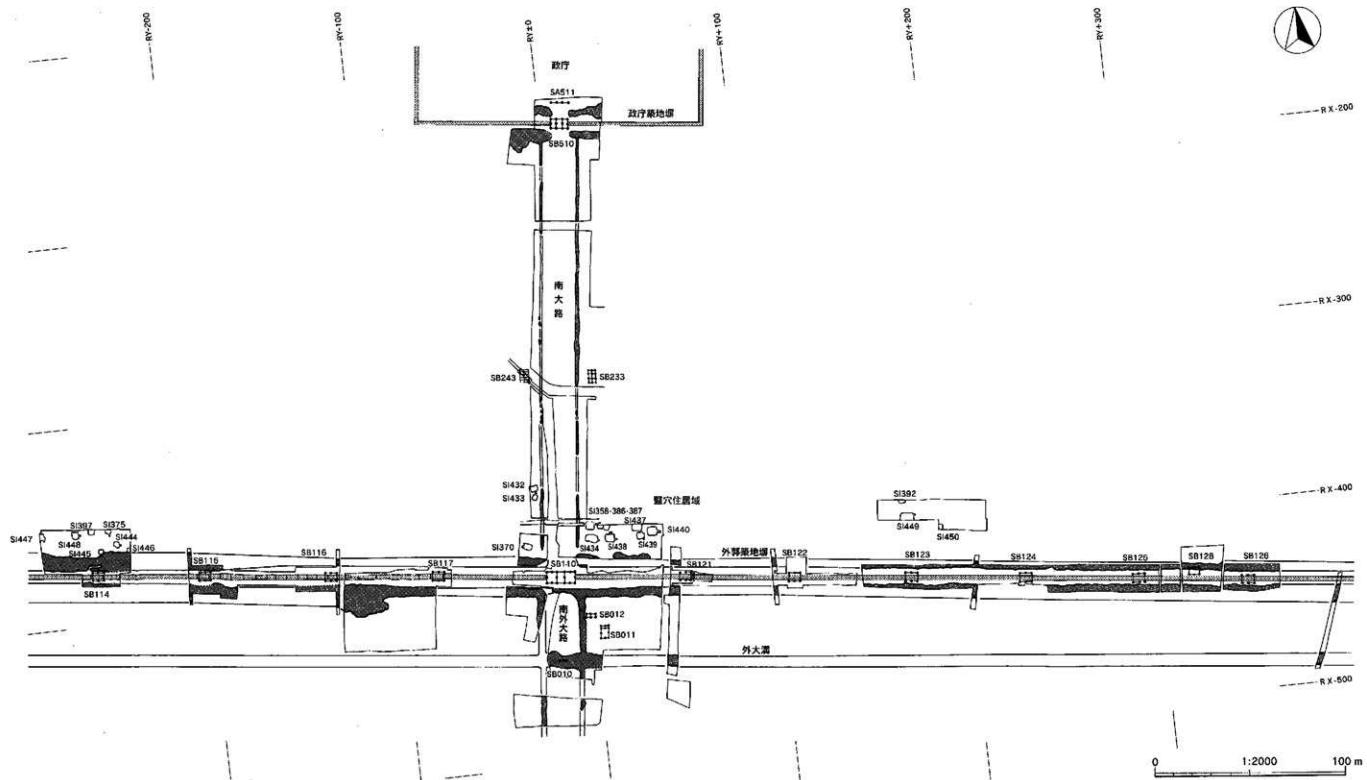
郭内域の調査

郭内域の調査は第1・2・13・16～23・25～27・29・31～36・38・43・45・47～52・56・61・62・64・66・69・71～76・78～84・86・87次調査で実施しており(『志波城跡1・2次』「同21・22次」「方八丁概報79」「志波城概報80」～「同85」「同87」～「同91」「同93」～「同96・97・98」)、その成果から広大な郭内域は、いくつかの機能を分担する地区に分かれていることを確認している。

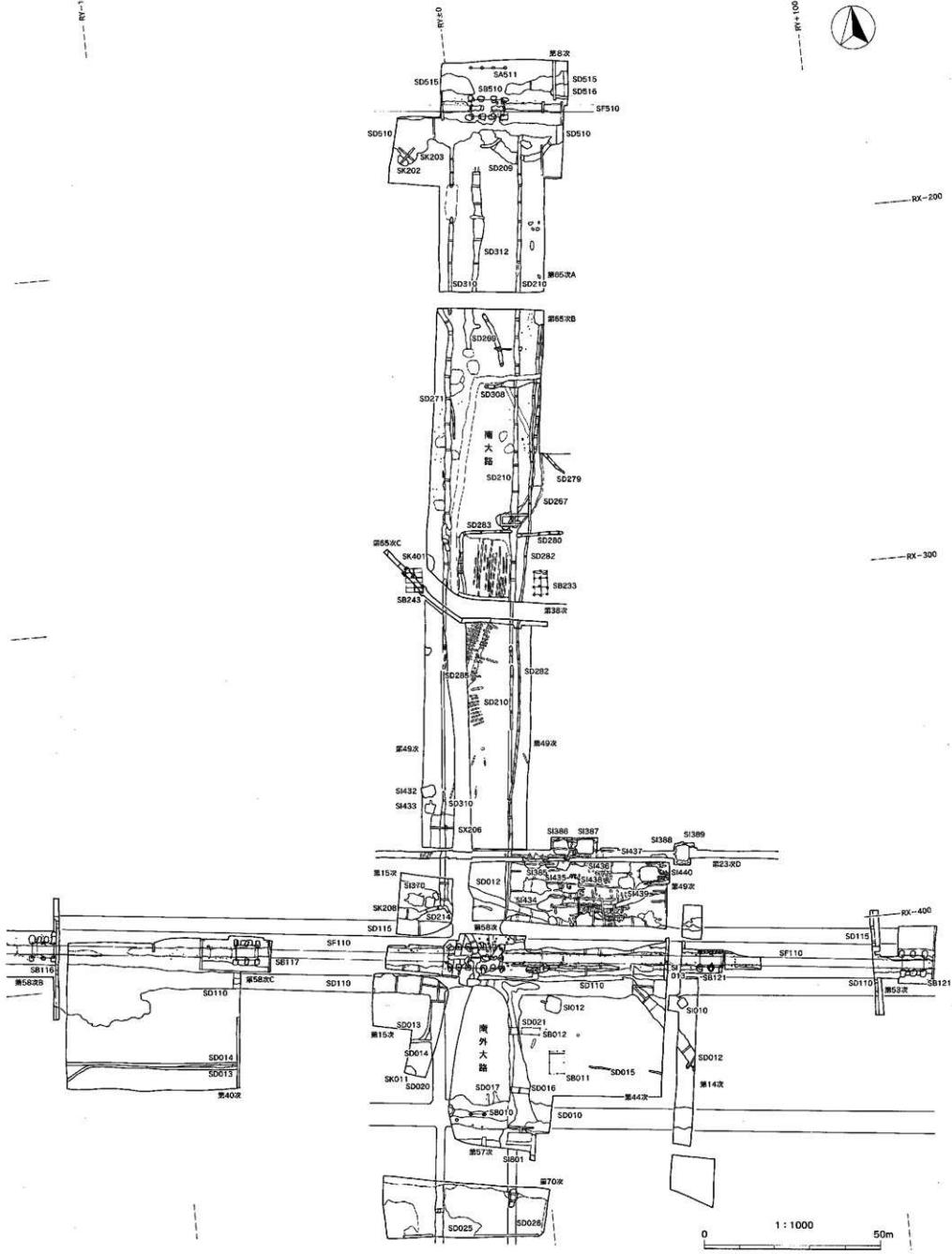
官衙城 官衙城は、政府南東方の第27・31・36・38・45次調査(『志波城概報82』「同84」「同85」「同87」「同88」)において、掘立柱建物跡14棟、堅穴住居跡7棟を検出している。これら建物の軸線方向の傾きと配置から計画的造営が考えられ、重複関係から2時期の変遷が認められる。7棟の堅穴住居は、廻物群を取り囲むようにほぼ直線的に配置され、一辺8mの大方形住居も2棟検出されている。この南東官衙城を区画する施設は未確認である。また、政府東方の第52・71次調査(『志波城概報90』「同95」)においても掘立柱建物跡が4棟検出されており、その広がりは未確定であるものの、東方官衙城の存在が考えられる。

堅穴住居域 堅穴住居域は、外郭築地線の内側およそ100m(一町)に密集していることが確認されており、そのあり方が志波城の大きな特徴としてあげられる。これまで238棟を検出し121棟を精査している。これら堅穴住居はいくつかのグループに分かれ、計画的に配置されているようであるが、区画施設は未確認である。堅穴住居の規模は一辺35～45mのものが多い。出土土器はほぼ9世紀初頭に位置づけられ、杯盤は須恵器、壺類は土師器とあかやき土器が卓越している。鉄製品の出土も多く、抹甲の小札、両刀、鞘尻、鐵鎧などの武具、轡などの馬具、鐵斧、刀子、鍛針などの工具、鐵鎌などの農具などの種類がある。また砥石や、砂鉄精錬に使われた還元炉の炉壁、住居内での小鍛冶構造なども確認されている。

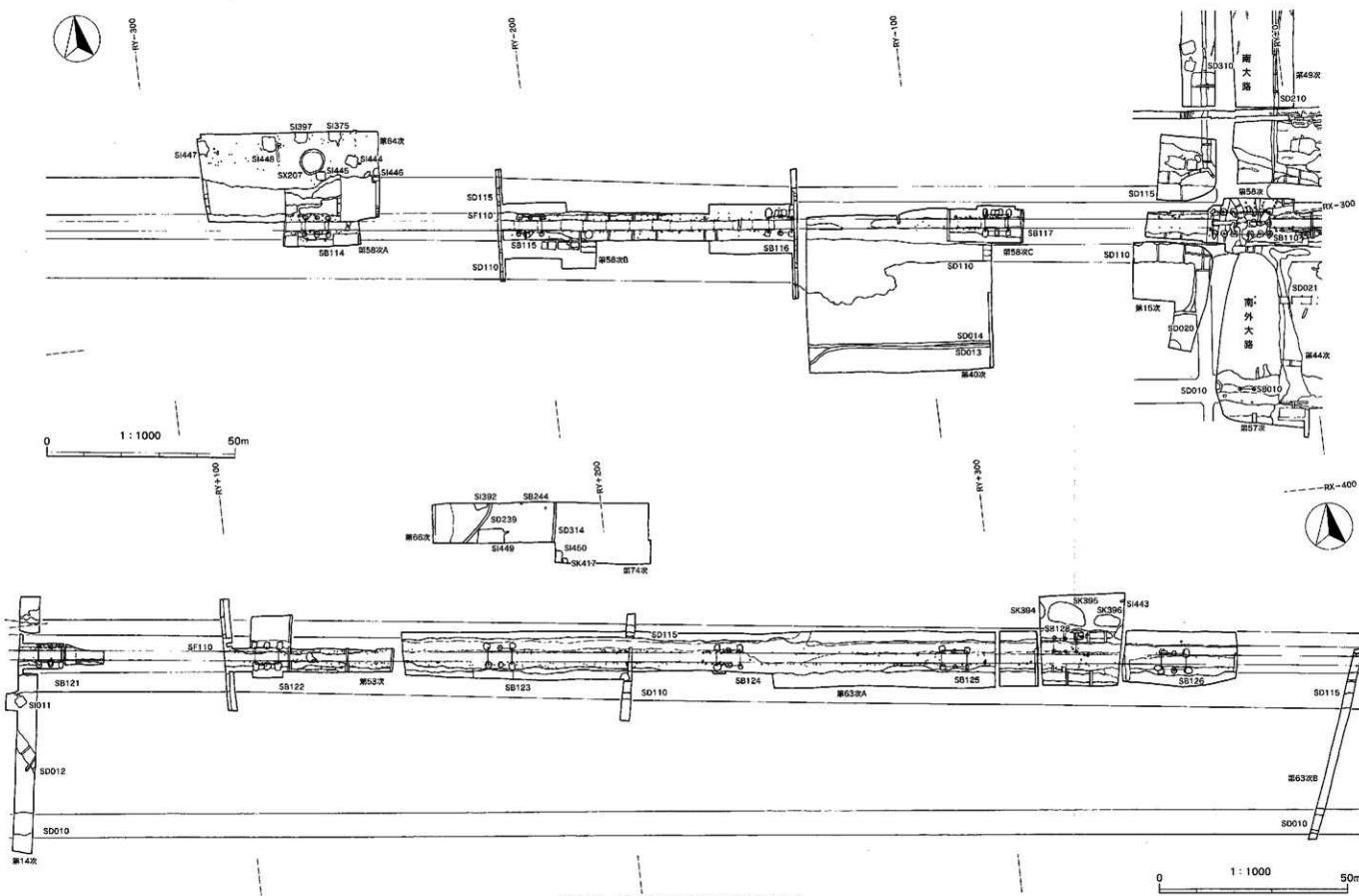
その他、遺跡内の調査では、政府から外郭南辺にかけて縄文～弥生時代の遺構と遺物、政府北方と外郭南門付近に8世紀代の集落跡、外郭北西部に10世紀代の集落跡、郭内北辺部に中世～近世の遺構を検出している。



第9図 外郭南辺・大路全体図



第10図 外郭南辺・大路発掘調査全体図（1）



第11図 外郭南辺・大路発掘調査全体図（2）

3. 外郭南辺・南大路の調査

外郭南辺と市人路を対象とした第Ⅰ期保存整備工事範囲61,161.68m²のうち、発掘調査を実施したのは約20,200m²(33.0%)である(第9~11図)。以下に復元整備した各遺構の発掘調査成果を記述する。

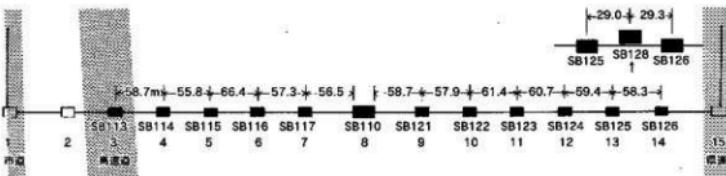
(1) 外郭南門

SB110外郭南門跡(第13図)

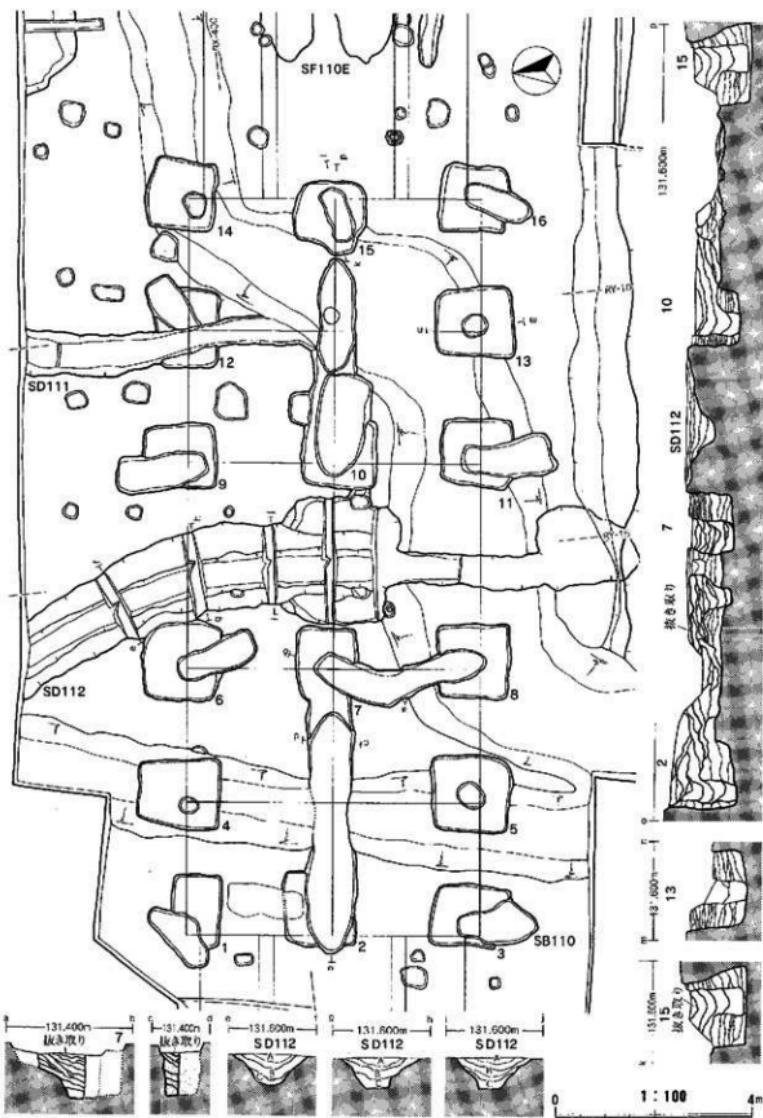
外郭南辺築地線の中央に位置する門跡で、昭和55年度の第15次調査、平成4年度の第58次位置・調査調査、平成5年度の第58次補足調査で検出された(『志波城概報80』同92)〔同93〕。

東西の桁行5間・南北の梁間2間で、卑崩の獨立柱の門跡である。規模は、桁行總長が15.0m 構造・規模で、柱間寸法が2.7 + 2.7 + 4.2 + 2.7 + 2.7m (9 + 9 + 14 + 9 + 9尺) をはかり、中央1間が広くなっている。梁間の總長は6.0m(20尺)で、柱間寸法は3.0m(10尺)等間である。建物の軸線方向の傾きはE65.5°Sであり、志波城跡全体の軸線方向の傾きと一致する。南妻に築地塀が取り付くと考えられるが、築地版塗上は残存していないかった。

一部の掘方が用水路により削平されていたものの、その平面プランは、一辺1.5m前後のほぼ正方形で、4基の掘方に径0.4~0.5mの柱痕跡がある他は、柱がすべて抜き取られている。本柱列の東西各2間部分には、掘方をつなぐ幅0.7~0.8mの布掘り状の掘り込みがあり、その中央には方形の掘方が存在しない。掘方の断ち割りは、控柱の掘方13と本柱列の掘方2・7・10・15で行った。掘方13は、検出面からの深さが1.2m程度をはかる。本柱列両妻の掘方2・15が1.3~1.5m、掘方7・10がそれよりやや浅く1.0~1.1mの深さをはかる。また、布掘り状掘り込みは、0.6~0.8mの深さをはかり、底面には径0.3m程度の圓柱の痕跡が0.9~1.95m間隔で東西3本づつ検出された。このことから、本柱列は、東西2間部分が狭となり、柱間が広い中央の1間に扉が付くと考えられ、五間一戸門であったといえる。この柱配置は、肥沢城跡の外郭南門と五間一戸門共通し、ほぼ同規模である。しかし、志波城跡では外郭南門周辺から丸が1点も出土しておらず、屋根は瓦葺でなかったようである。



第12図 外郭南辺遺構配置図



第13図 SB110外郭南門跡

(2) 構

外郭南辺築地線整備地内において、中央に位置するSB110外郭南門跡の西方で4棟、東方で6棟検出しており、いずれも築地跡をまたぐ東西棟の掘立柱の構跡である(第12図)。

SB114 構跡(第14図)

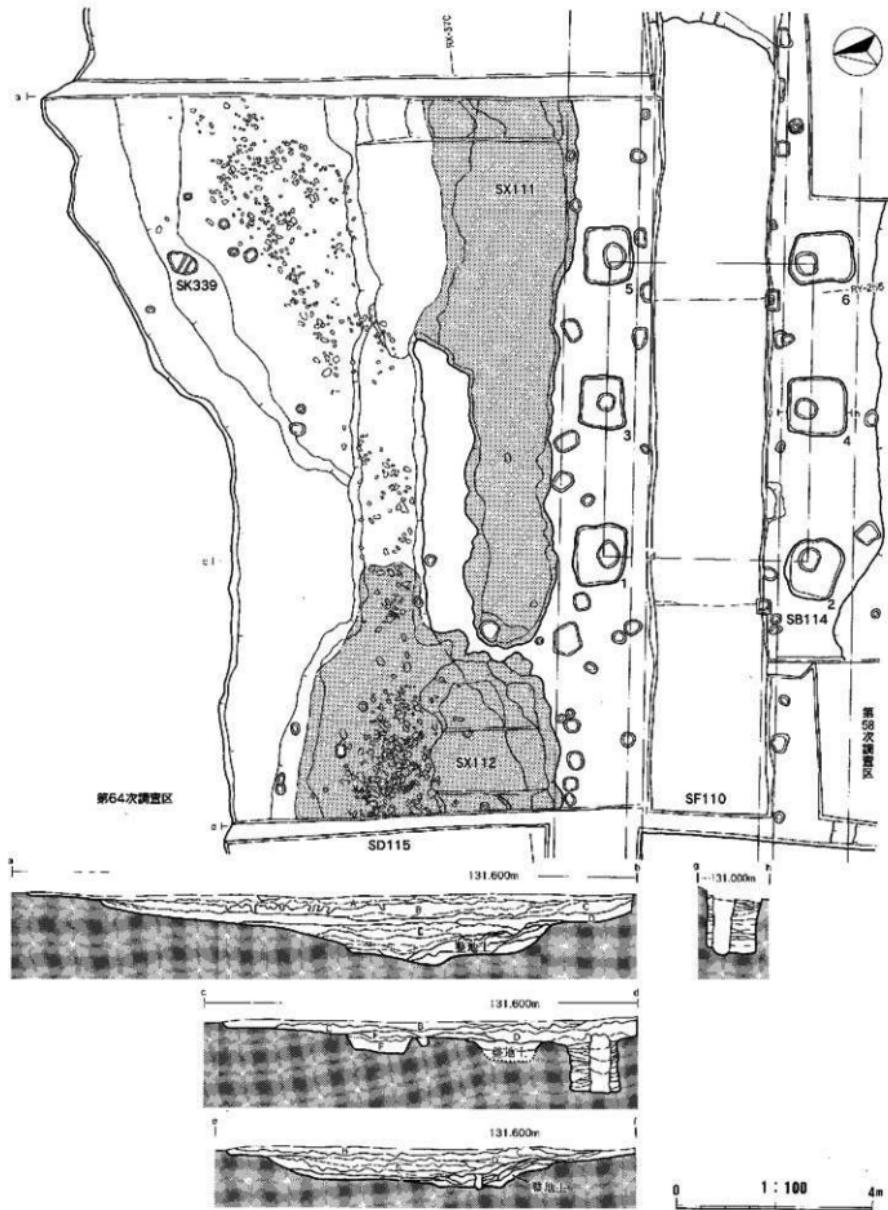
外郭南辺築地線西部、SB110外郭南門跡から西へ4番目の構跡であり、平成4年度の第58次調査A区で南北が、平成6年度の第64次調査で北半が検出された(『志波城概報92』同94)。SB114構跡中心点と、西隣の東北自動車道川地内で検出されているSB113構跡中心点との距離は58.7m、東隣のSB115構跡中心点との距離は55.8mをはかる。桁行2間・梁間1間で、桁行 構造・規模総長が6.0m(20尺)で柱間寸法は3.0m(10尺)等間、梁間が4.2m(14尺)をはかる。建物の軸線方向の傾きはE6°30'Sである。掘方は一辺0.85~1.3mのほぼ方形であり、すべての掘方に掘方0.35~0.45mの柱痕跡がある。掘方1・4を断ち割りし、検出面からの深さは0.9~1.1mで、底面は柱位置がやや凹んでいる。

SB115 構跡(第15図)

外郭南辺築地線西部、SB110外郭南門跡から西へ3番目の構跡であり、平成4年度の第58次調査B区で検出された(『志波城概報92』)。SB115構跡中心点と、東隣のSB116構跡中心点との距離は66.4mをはかる。桁行2間・梁間1間で、桁行総長が6.0m(20尺)で柱間寸法は3.0m(10尺)等間、梁間が4.2m(14尺)をはかる。建物の軸線方向の傾きはE6°30'Sである。掘方は一辺0.8~1.4mの長方形または方形であり、掘方3がやや小さい。すべての掘方に柱痕跡があり、四隅の掘方1・2・5・6が径0.35~0.45m、中央の掘方3・4が径0.3m程度となっている。掘方3を断ち割りし、検出面からの深さは0.6~0.85mで、底面は柱位置がやや凹んでいる。

SB116 構跡(第16図)

外郭南辺築地線西部、SB110外郭南門跡から西へ2番目の構跡であり、平成4年度の第58次調査B区で検出された(『志波城概報92』)。SB116構跡中心点と、東隣のSB117構跡中心点との距離は57.3mをはかる。桁行2間・梁間1間で、桁行総長が6.0m(20尺)で柱間寸法は3.0m(10尺)等間、梁間が4.2m(14尺)をはかる。建物の軸線方向の傾きはE6°30'Sである。四隅の掘方1・2・7・8が一辺12~25mの長方形で大きく、中央の掘方5・6は一辺0.6~1.1mの掘方の方形でやや小さい。すべての掘方に径0.35~0.45mの柱痕跡がある。掘方5を断ち割りし、検出面からの深さは0.55~0.75mで、底面は柱位置がやや凹んでいる。また、掘方5の北西と北東に隣接して掘方3・4があり、掘方4を断ち割りしたが、柱痕跡や抜取穴は確認されず、荒く埋め戻されていた。掘方5は掘方4を切っている。



第14図 SB114 植跡

SB117 槽跡 (第 17 図)

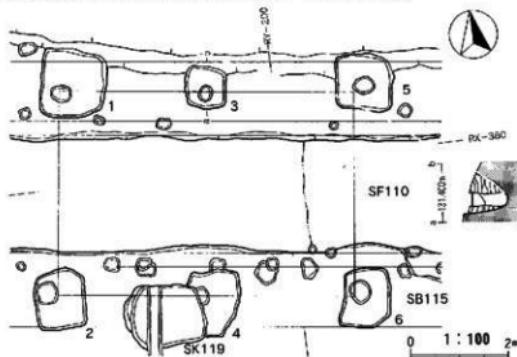
外郭南辺築地線西部、SB110外郭南門跡から西へ 1 番目の槽跡であり、平成 4 年度の第 58 次 調査 C 区で検出された〔志波城概報 92J〕。SB117 槽跡中心点と、東隣の SB110 外郭南門跡中心点との距離は 56.5 m をとする。桁行 2 間・梁間 1 間で、桁行総長が 6.0 m (20 尺) で柱間寸法は 3.0 m (10 尺) 等間、梁間が 4.2 m (14 尺) をとする。建物の軸線方向の傾きは E6°30'S である。掘方は…邊 0.9 ~ 1.8 m の南北に長い長方形であり、掘方 3 は東西 3.1 m・南北 1.35 m の大きな掘方掘方を掘りなおしていると考えられる。掘方 1 のみ柱が抜き取られており、他の掘方には径 0.45 m 程度の柱痕跡がある。掘方 1・2 を断ち割りし、検出面からの深さは 0.95 ~ 1.45 m で、底面は柱位置がやや凹んでいる。

SB121 槽跡 (第 18 図)

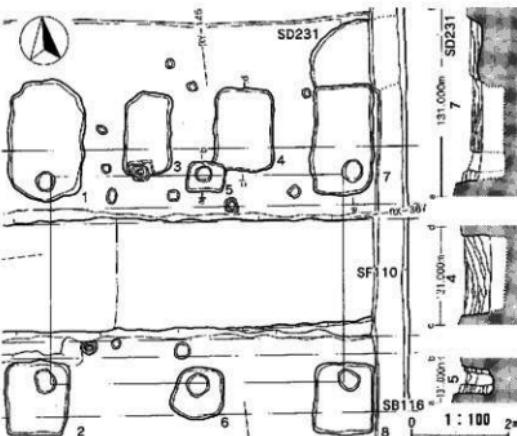
外郭南辺築地線東部、SB110 外郭南門跡から東へ 1 番目の槽跡であり、昭和 54 年度の第 14 次 調査で検出された〔一方八丁概報 79J〕。概報では 2 時期の変遷を考えており、2 時期の SB121b 槽跡中心点と西方の SB110 外郭南門跡中心点の距離は、58.7 m をとする。

1 期の SB121a 槽跡は、桁行 1 間・梁間 1 間であるが、2 期の掘方 1 期の掘方に重複して柱痕跡が不明であり、規模は明確でない。掘方の規模は 1 期より大形である。

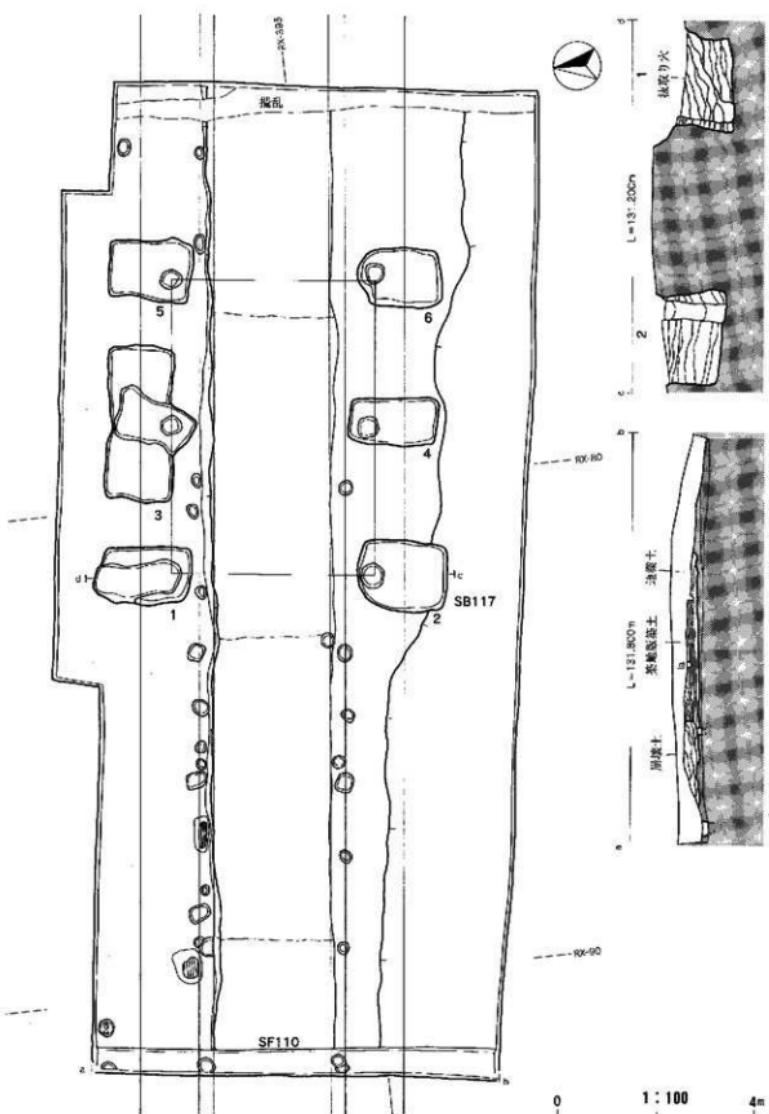
2 期の SB121b 槽跡は、桁行 2 間・梁間 1 間であり、1 期から東に 1 間増設している。桁行総長が 6.0 m (20 尺) で柱間寸法は 3.0 m (10 尺) 等間、梁間が 4.2 m (14 尺) で、建物の軸線方向の傾きは E6°30'S である。すべての掘方には径 0.3 ~ 0.5 m の柱痕跡がある。掘方 6 のみ断ち割りし、当初平面プランで重複を想定していたものの、断面では確認されなかった。底面の北半が一段



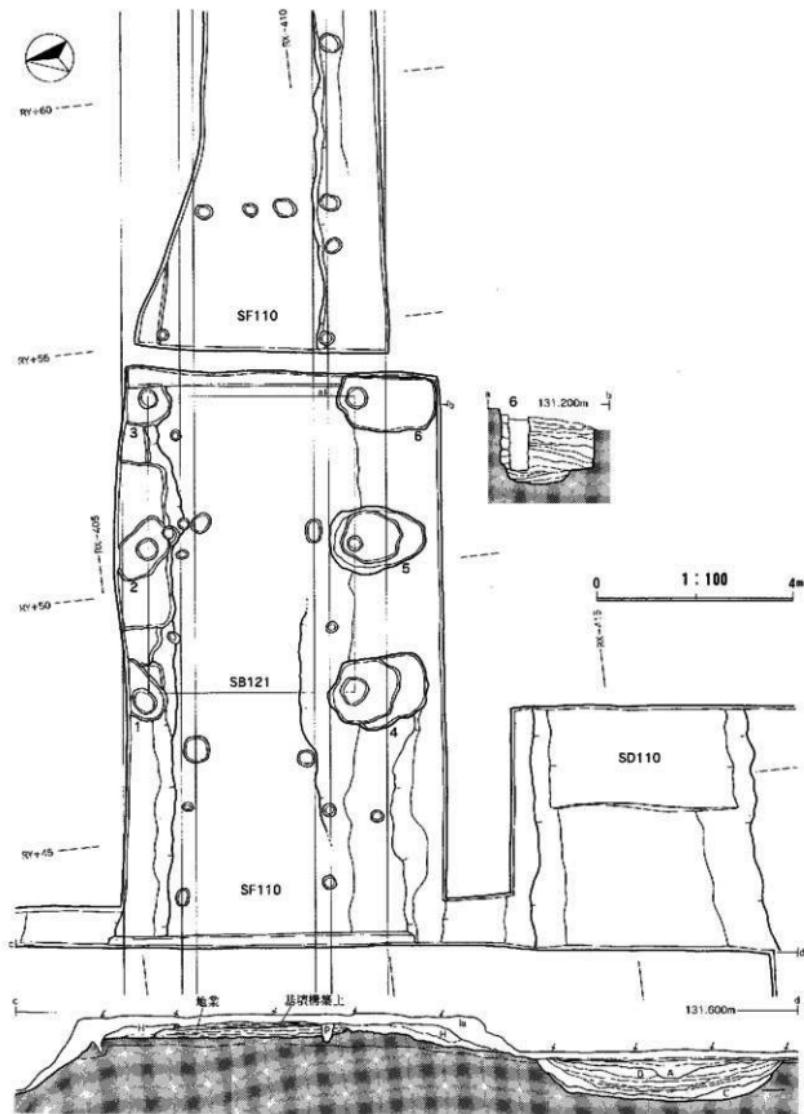
第 15 図 SB115 槽跡



第 16 図 SB116 槽跡



第17図 SB117 構造



第18図 SB121 槽跡

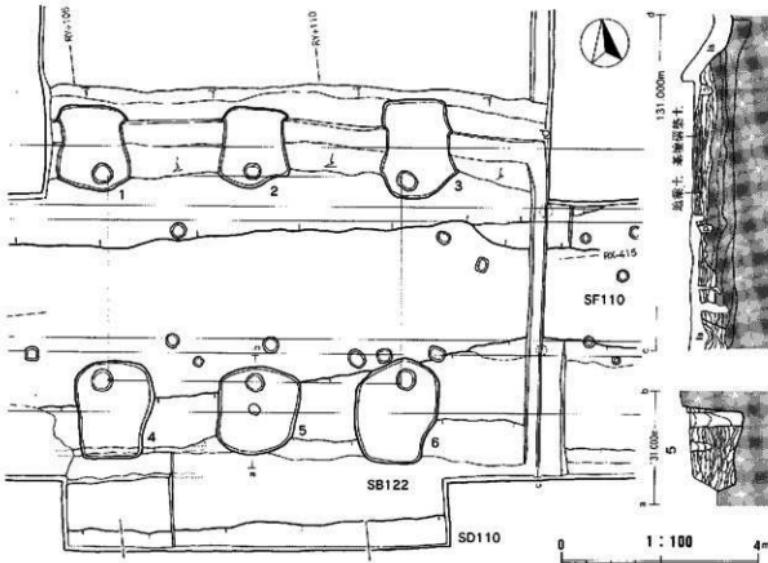
深く掘り込まれており、検出面からの深さは1.1～1.5mをはかる。このことからすると、他の掘方も実際は重複がなく、桁行2間・梁間1間の単期の構である可能性も考えられる。

SB122 構跡 (第19回)

位置・調整 外郭南辺築地線東部、SB110外郭南門跡から東へ2番目の構跡であり、平成2年度の第53次調査で検出された(『志波城概報90』)。SB122構跡中心点と西方のSB121構跡中心点の距離は、57.9mをはかる。桁行2間・梁間1間で、桁行総長が6.0m(20尺)で柱間寸法は3.0m(10尺)等間、梁間が4.2m(14尺)をはかる。建物の軸線方向の傾きはE6°30'Sである。掘方は一辺1.4m方～2.1mの少し歪んだ方形または長方形で、すべての掘方に径0.35～0.5mの柱痕跡がある。掘方5のみ断ち割りし、検出面からの深さは0.9～1.2mで、柱位置である底面の北側がやや深くなっている。

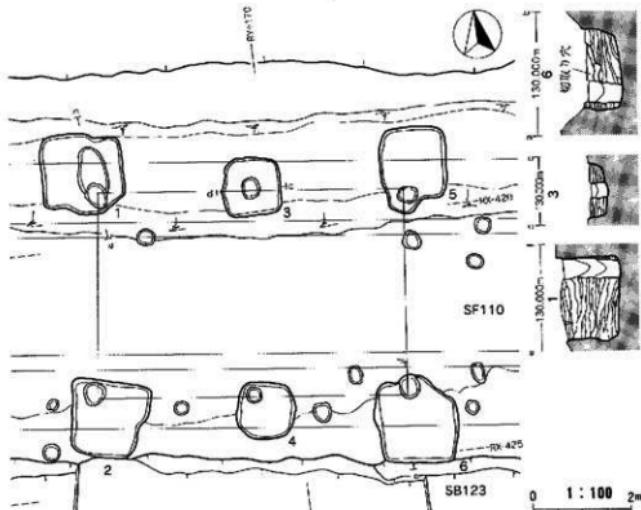
SB123 構跡 (第20回)

位置・調整 外郭南辺築地線東部、SB110外郭南門跡から東へ3番目の構跡であり、平成5年度の第63次調査A区で検出された(『志波城概報93』)。SB123構跡中心点と西方のSB122構跡中心点の距離は、61.4mをはかる。桁行2間・梁間1間で、桁行総長が6.3m(21尺)で柱間寸法は3.15m(10.5尺)等間、梁間が4.2m(14尺)をはかる。建物の軸線方向の傾きはE6°30'Sである。掘方は四



第19回 SB122 構跡

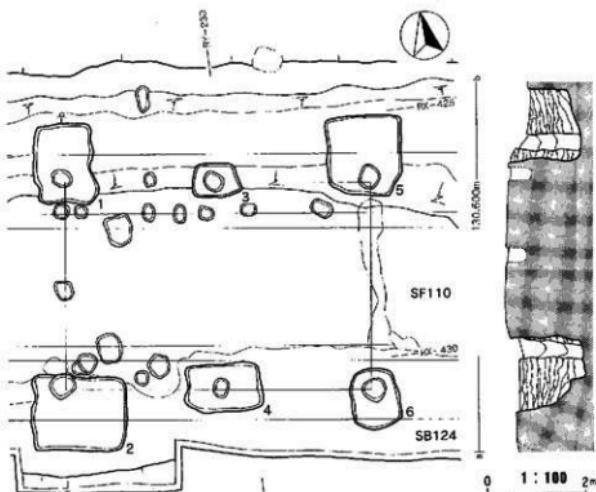
隅の掘方 1・2・5・6 が一辺 1.2~1.6m の少し歪んだ方形で、特に掘方 1・5・6 は柱位置に合わせて掘方を広げている。掘方 3・4 は四隅の掘方よりやや小さい一辺 1.0~1.1m の方形である。すべての掘方に柱痕跡があるが、四隅の柱は径 0.4~0.45 m、中の 2 本は径 0.3~0.35 m となっている。掘方 1・3・6 を断ち割りし、掘方 1・6 は検出面からの深さが 0.7~1.3 m で底面レベルが近似しているが、掘方 3 は深さ 0.3~0.4 m と底面レベルが掘方 1・6 よりもやや高くなっている。



第 20 図 SB123 棚跡

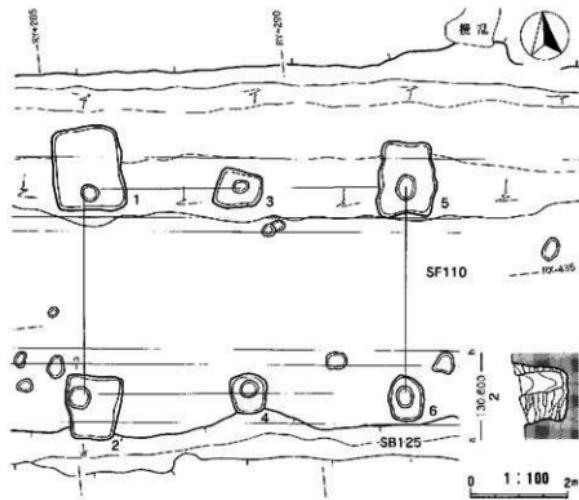
SB124 棚跡 (第 21 図)

外郭南辺塗地縁東部、SB110 外郭南門跡から東へ 4 番目の棚跡であり、平成 5 年度の第 63 次調査 A 区で検出された(『志波城概報 93』)。SB124 棚跡中心点と西方の SB123 棚跡中心点の距離は、60.7 m はかかる。桁行 2 間・梁間 1 間で、桁行総長が 6.3 m (21 尺) で柱間寸法は 3.15 m (10.5 尺) 等間、梁間が 4.2 m (14 尺) をはかる。軸線方向の傾きは E6°30' S である。掘方は一辺 0.9~1.9 m の方形や長方形、掘方 1・2・5 が大きく、掘方 3・4・6 が小さい。すべての掘方に径 0.3~0.45 m の柱痕跡があ

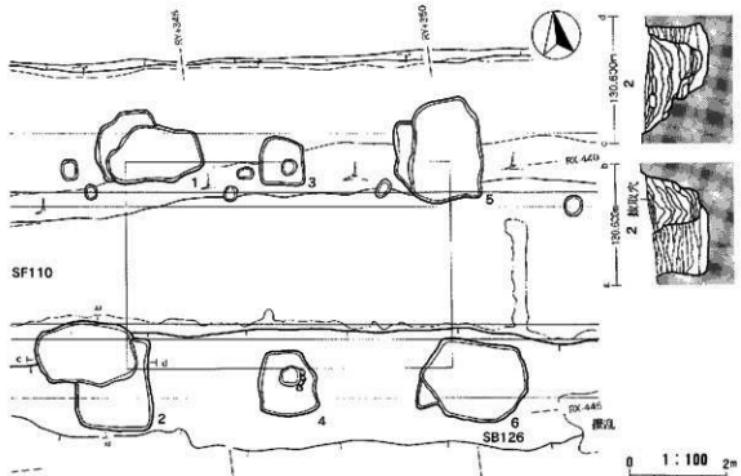


第 21 図 SB124 棚跡

る。掘方1・2を
断ち割りし、深さ
は0.8~1.45mで、
底面は柱位置がや
や深くなっている。
る。



第22図 SB125 棚跡



第23図 SB126 棚跡

SB125 構（第22図）

外郭南辺築地線東部、SB110外郭南門跡から東へ5番目の構跡であり、平成5年度の第63次調査A区で検出された（『志波城概報93』）。SB125構跡中心点と西方のSB124構跡中心点の距離は、59.4mをはかる。桁行2間・梁間1間で、桁行総長が6.6m（22尺）で柱間寸法は3.3m（11尺）等間、梁間が4.2m（14尺）をはかる。軸線方向の傾きはE6°30'Sである。掘方1・2・5は一辺1.1～1.6mの長方形、掘方3・4・6がやや小さい一辺0.7～0.8mの方形である。すべて掘方の側方に径0.25～0.4mの柱痕跡がある。掘方2を断ち割りし、深さは0.8～1.2mで、柱痕跡は底面まで達していなかった。

SB126 構跡（第23図）

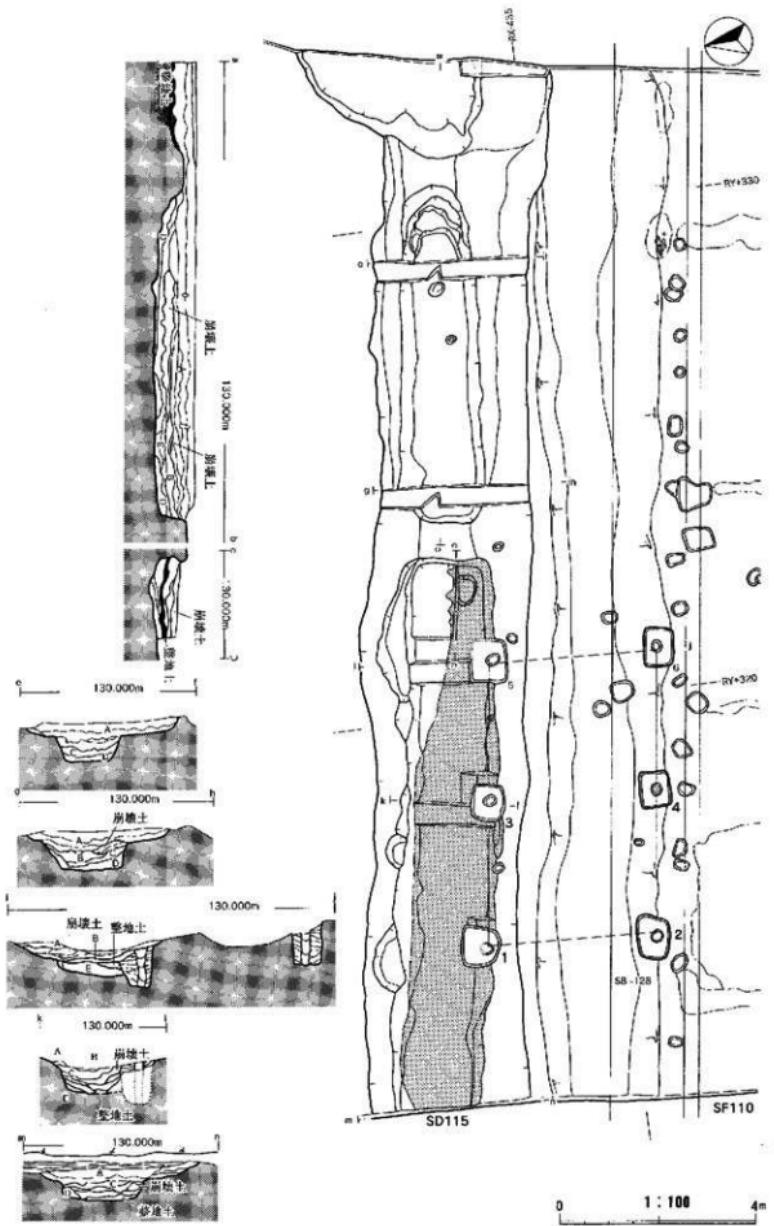
外郭南辺築地線東部、SB110外郭南門跡から東へ6番目の構跡であり、平成5年度の第63次調査A区で検出された（『志波城概報93』）。SB126構跡中心点と西方のSB125構跡中心点の距離は、58.3mをはかる。桁行2間・梁間1間で、桁行総長が6.6m（22尺）で柱間寸法は3.3m（11尺）等間、梁間が4.2m（14尺）と考えられ、軸線方向の傾きはE6.5°Sである。掘方は一辺0.9～1.8mの方形または長方形であるが、四隅の柱が大きく抜き取られている。掘方3・4に柱痕跡があり、径0.3～0.4mをはかる。掘方2を断ち割りし、検出面からの深さは1.3m程である。

以上、第I期保存整備地内で検出された10棟の構跡を比較すると、SB121構跡を除く9棟が、東西の桁行2間・南北の梁間1間の構造を持つ単期の構であることが共通している。このことからしても、SB121構跡が同様の構造を持つ単期の構跡であった可能性がある。また、構の軸線方向の傾きもすべて志波城跡全体の軸線方向の傾きと一致し、梁間の柱間寸法も4.2m（14尺）で共通している。しかし、桁行の長さについては、SB122構跡以西の6棟がすべて総長6.0m（20尺）で柱間寸法3.0m（10尺）等間であるのに対して、SB123・124構跡は総長6.3m（21尺）で3.15m（10.5尺）等間、SB125・126構跡は総長6.6m（22尺）で3.3m（11尺）等間と、東にいくにつれ規模がやや大きくなっている。掘方の平面プランや柱痕跡の径は、ばらつきがあるものの、四隅のものが大きい傾向にあるようである。各構跡中心点間の距離も、55.8～66.4mとばらつきはあるものの、平均すると約60m（200尺）間隔である。よって、外郭南辺築地線が一辺840mであることから、外郭南辺築地線では、中央に外郭南門、その両脇に各7棟、計14棟の構が築地跡をまたいで配置されていたと考えられる。

これら築地跡をまたぐ構跡のはか、外郭南辺築地線東部において、築地跡と築地内溝の間の武者走りに、独立柱建物跡1棟を確認している。

SB128 建物跡（第24図）

SB125構跡とSB126構跡の中間に位置する築地跡をまたがない建物跡で、平成6年度の第63次補足調査で検出された（『志波城概報94』）。桁行2間・梁間1間の北西方向にやや歪んだ東西棟で、桁行総長が5.7m（19尺）で柱間寸法が2.85m（9.5尺）等間、梁間が3.45m（11.5尺）をはかる。桁行の軸線方向の傾きはE6°30'Sである。掘方は一辺0.6～0.85mのほぼ方形で、すべての掘方に径0.2～0.25mの柱痕跡がある。北側柱筋の掘方3基は、SD115内溝跡を人為的に埋め



第24図 SB128 產物跡

戻したSX110整地土を掘り込んでいる。

SB128建物跡は、他に検出されている構跡と比較し、桁行2間・梁間1間という構造は共通しているものの、柱間寸法と柱径が小さく、平面形がやや歪んでいること、少し埋没した築地内溝を埋め戻してつくられていることから、造営当初から計画して配置されていた建物ではないと考えられる。しかし、兵士が移動する武者走りに存在することから、建物の両妻に壁があったとは考えにくく、追加で設置された簡易な柵の可能性を考えておきたい。

(3) 築地塀

SF110築地塀跡(第25~27図)

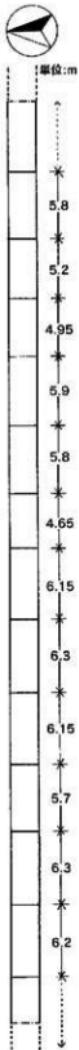
外郭南辺築地塀については、昭和51年度の第14次調査、昭和55年度の第15次調査、昭和62年度の第40次調査、昭和63年度の第44次調査、平成2年度の第53次調査、平成4年度の第58次調査、平成5年度の第63次調査において検出され、基壇、掘込地業、小柱穴列、築地塀本体が確認されている([方八]概報79)[志波城概報80][同87][同88][同90][同92][同93])。築地塀の基壇は、基盤土の削り出しであり、幅約6.4m、高さ約0.7mをはかり、その基壇の内側、幅4.0m程を掘込地業している。その深さは0.2m前後をはかり、地業土は下層が粗い版業土、上層がかたくたきしめられた薄い版業土となっている。これら版業土は基盤の黒色土と褐色シルトの粒状混合土である。

この掘込地業上の上に築地塀本体が構築されるが、それが検出されたのは外郭南辺築地線西部西半の第58次調査のみ([志波城概報92])、その他の調査区では削平されている。検出された築地塀本体は、基底幅が約2.4m(8尺)で、高さ0.15~0.2mの版業土が残存していた。版業土は黒~黒褐色上と塊状褐色シルトが混じったもので、種が多く混じる部分もある。築地版塀の1単位である積み手の違いも確認されており、そのほとんどが5.7~6.3mにおさまり、版塀の1単位は約6mと想定される。

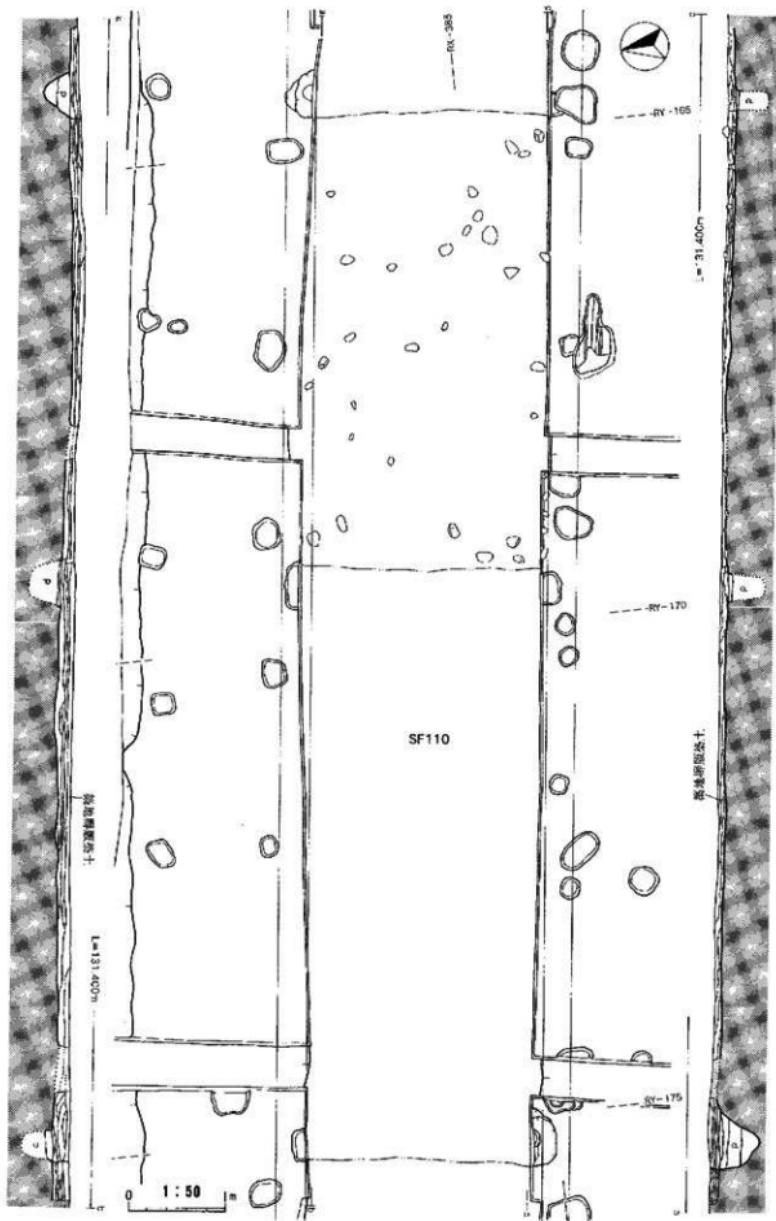
また、築地塀には径0.2~0.5mの円形または方形の小柱穴が、2.4m(8尺)幅、3.0m(10尺)幅、5.4~6.0m(18~20尺)幅で並んで検出されている。これら柱穴列は、ほぼ平行に並び、軸線方向の傾きはE65°Sをはかり、志波城塀全体の輪線方向に一致する。築地塀基底幅と同じ2.4m幅の小柱穴については、築地版塀上の下にあり、上まで立ち上がらないこと、それぞれ対となる柱穴が積み手の違いの真下ではなく、東西どちらかに寄っていることを確認している。このことから、2.4m幅の柱穴は、築地塀の屋根を支える頑柱跡ではないと考えられる。また、周辺で瓦が全く出土していないことから、築地塀の屋根も瓦葺きでなかったと考えられる。

(4) 築地外溝・内溝

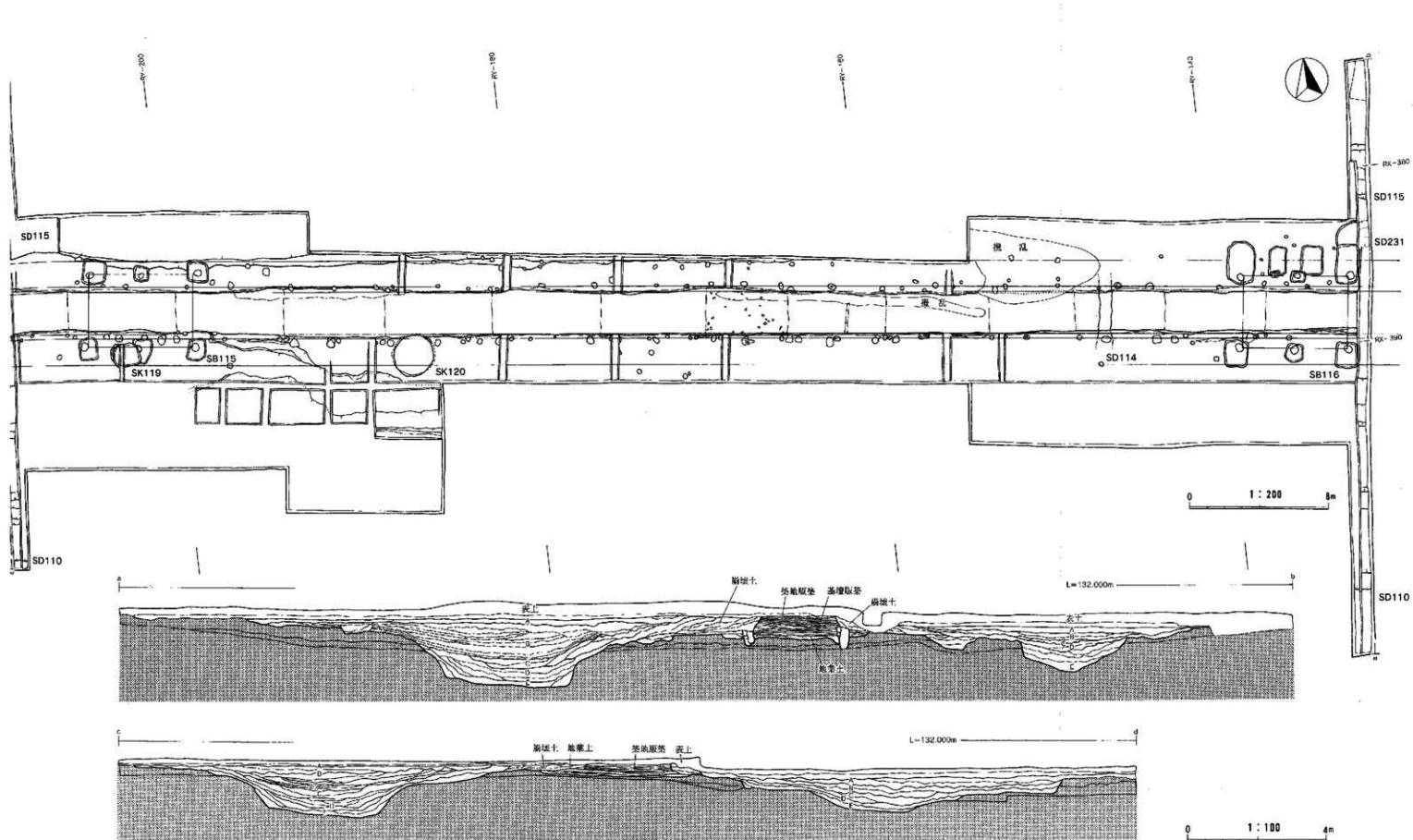
外郭南辺築地塀の外側(南側)と内側(北側)を平行に走る築地外溝・内溝跡は、昭和51年度の第14次調査、昭和55年度の第15次調査、昭和62年度の第40次調査、昭和63年度の第44次調査、平成2年度の第53次調査、平成5年度の第63次調査、平成6年度の第63次補足、第64次調査で検出している([方八]概報79)[志波城概報80][同87][同88][同90][同93][同94])。



第25図
SF110積み手
の長さ模式図



第26図 SF110 基地掘跡



第27図 外郭南辺西部 SF110 築地壠跡, SD110 築地外溝跡, SD115 築地内溝跡

SD110 築地外溝跡 (第27図)

築地塀の外側を東西に走る溝跡であり、SB110外郭南門跡の前面(南面)において連結し、南位外大路の路面を切っていることを確認している。築地外溝底面中心点と築地塀中心点との距離は約8mで一定している。溝の規模は地点により異なっており、上端の幅は4.5~12.0m、底面規幅の幅は2.9~5.0m、検出面からの深さは0.35~1.5mをはかる。基本的に底面は基盤の砂疊層を掘り込んでいない。上端の幅が広い部分は二段に掘り込まれており、底面から立ち上がったあと、段がついて緩やかに外開きとなっている。一段目の深掘りの上端幅は4.3~6.0mをはかる。

SB110外郭南門跡の前面では、上端の幅が1.46~2.30m、深さが0.16~0.36mをはかり、両路の築地塀前より幅が狭く浅くなっている。溝の底面や周辺に外郭南門へ渡る橋の痕跡は確認されなかつた。

埋土は、上層または中層に水成堆積シルトがみられ、その下層に白色火山灰層を含む黒~黒褐色土が堆積している。

置

機

土

SD115 築地内溝跡 (第27図)

築地塀の内側を東西に走る溝跡であり、SB110外郭南門跡の後方(北方)では途切れています。築地内溝底面中心点と築地塀中心点との距離は6~8mと地点により異なっています。溝の規模も地点により異なっており、上端の幅が3.0~10.8m、底面の幅が1.1~3.5m、検出面からの深さが0.3~1.35mをはかる。全体的に築地外溝跡よりもや小規模である。全体的に二段に掘り込まれているようであり、底面から立ち上がったあと、緩やかに外開きとなっている。築地外溝跡同様、底面は基盤の砂疊層を掘り込んでいない。

しかし、外郭南辺築地線東部東半のSB128建物跡の東方2ヶ所で、二段目の深い掘削が幅0.6~0.8m途切れで土橋状となっており(第24図)、また西部西半のSB114橋跡北方で深い掘り込みの一部を人為的に埋め戻して半坦部をつくり出している(第14図)など、築地内溝跡は外溝跡ほど規格的につくられていない可能性がある。

埋土は黒~黒褐色土を土体とした自然堆積土で、一部築地崩壊土が混じるもの、外溝跡にみられる水成堆積シルト層はない。

置

機

土

(5) 外大溝・木橋

SD010 外大溝跡 (第28図)

外郭南辺築地線の南方を東西に走る溝跡であり、昭和54年度の第14次調査、昭和63年度の第44次調査、平成3年度の第57次調査、平成5年度の第63次調査で検出されている(「方八丁概報79」「志波城概報88」「同91」「同93」)。

規模は地点により異なっており、上端の幅が5.4~10.2m、下端の幅が1.8~4.3m、検出面からの深さが1.2~1.7mをはかり、基盤の砂疊層を一部掘り込んでいる。SB110外郭南門跡の前から南にのびる南北大路をこのSD010外大溝跡が切っていることを確認している。築地塀から溝上端中心点の距離は44.4~47.6mをはかる。溝の壁は、途中に段を持って急に立ち上がる部分と、底面から緩やかに立ち上がる部分があり、底面もやや凹凸がある。

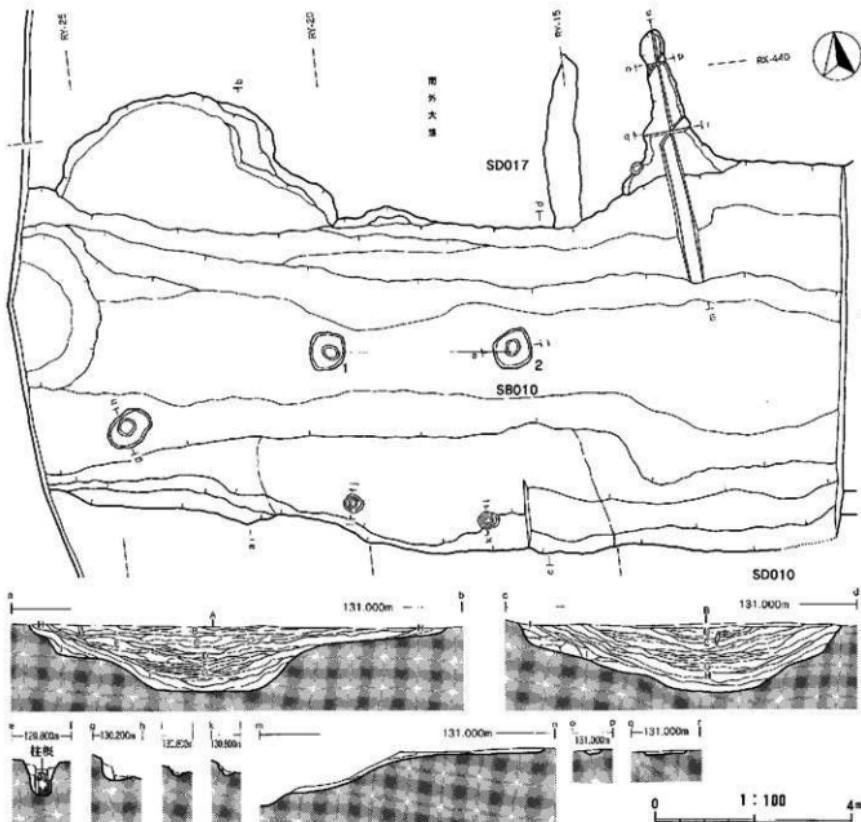
置

機

埋 土 埋土は、最下層に裸の多く混じる黒色土、上層に水成地積シルト層がみられる。
外郭南辺ではこの外大溝の外側に土壘は確認されなかった。

SB010 橋脚跡 (第28図)

位 置 平成3年度の第57次調査において、南外大路を横断する部分のSD010外大溝跡の底面中央に
規 模 確認した東西1間の柱跡である。柱間寸法は3.6m(12尺)で、南外大路の中軸線よりやや東に
趣 方 ずれているものの、外大溝を渡る木橋の橋脚跡と考えられる。掘方は一辶0.7~0.8mの円形に
近い方形であり、径0.3~0.35mの柱痕跡がある。掘方2を断ち割ったところ、溝底面からの深

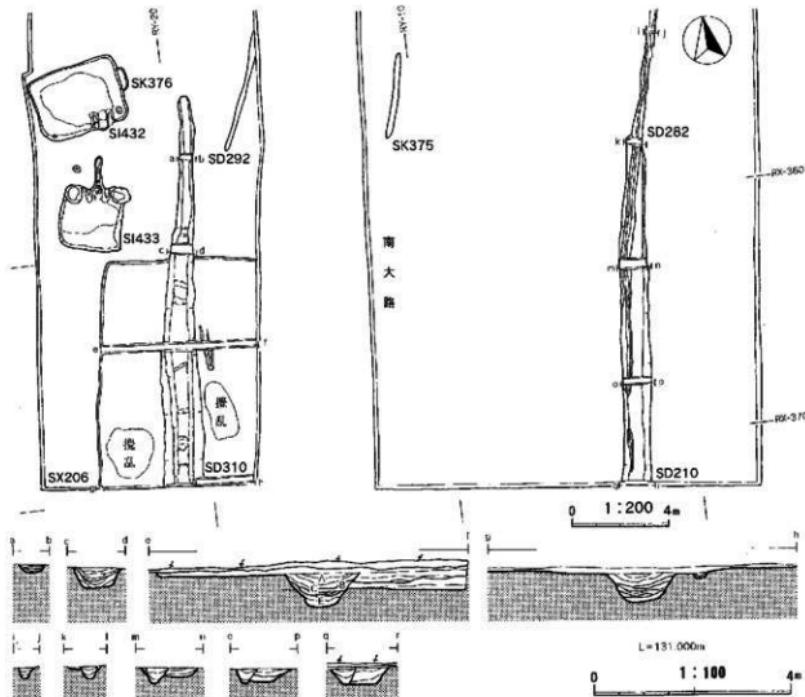


第28図 SB010 橋脚跡、SD010 外大溝跡

さが0.7mをはかり、柱痕跡にはクリ材の柱根が残存していた。2基の掘方の南方において、外柱根
大溝の壁上部に小柱穴があり、これも木橋を支える柱の一端である可能性がある。

(6) 南大路

SB510政庁南門跡とSB110外郭南門跡を結ぶ道路跡で、昭和53年度の第8次調査、昭和55年 位置・調査
度の第15次調査、昭和62年度の第38次調査、平成元年度の第49次調査、平成6年度の第65次
調査で検出された〔「方八」概報78」「志波城概報80」「同87」「同89」「同94〕。道路の延長は約
230mで、東西端に側溝が走り、路面幅の設計尺は約18m(60尺)と考えられる。全体に削平を 路面幅
受けており、側溝も大きく途切れる部分があり、路面上に地業土や版業土は確認されなかった。
東西端の側溝跡は、ともに北端はSD510政庁築地外溝跡と結合しているが、南端はSD115外郭
築地内溝跡とは結合していない。



第29図 SD210・310 南大路側溝跡

SD210・310側溝跡（第29図）

東端のSD210側溝跡は、南大路北半と南半南部で検出され、その他の部分は削平されている。溝の規模は、上端の幅が0.6～2.2m、下端の幅が0.4～0.6m、検出面からの深さが0.08～0.65mをはかる。埋土は自然堆積で、黒～黒褐色土が主体である。

西端のSD310側溝跡は、南大路北半北部と南半南部のみで検出され、東側溝跡より多くの部分が削平されている。溝の規模は、上端の幅が0.4～1.65m、下端の幅が0.35～1.0m、深さが0.05～1.0mをはかる。東側溝跡と同様、埋土は自然堆積で、黒～黒褐色土が主体である。

（7）南外大路

位置・調査 SB110外郭南門跡の南方、郭内の南大路の延長に確認された道路跡で、昭和55年度の第15次調査、昭和63年度の第44次調査、平成7年度の第70次調査で検出された（『志波城概報80』[同88][同95]）。SB110外郭南門跡の前から、SD010外大溝跡の外側（南側）約30mの地点まで、延長約70mを確認しているが、その先、史跡外のどこまで延長しているかは不明である。外大溝跡より約60m南方の地点である昭和62年度の第44次調査区では南外大路の痕跡は確認されていない（『志波城概報87』）。東西端に側溝が走り、路面幅の設計尺は郭路面幅内の南大路と同様約18m（20尺）と考えられるが、路面上に地表土や版築土は確認されなかった。

SD020・021外大路側溝跡（第30図）

SD010外人溝跡の北方に検出された側溝跡で、ともに北端はSD110外郭築地外溝跡と結合している。

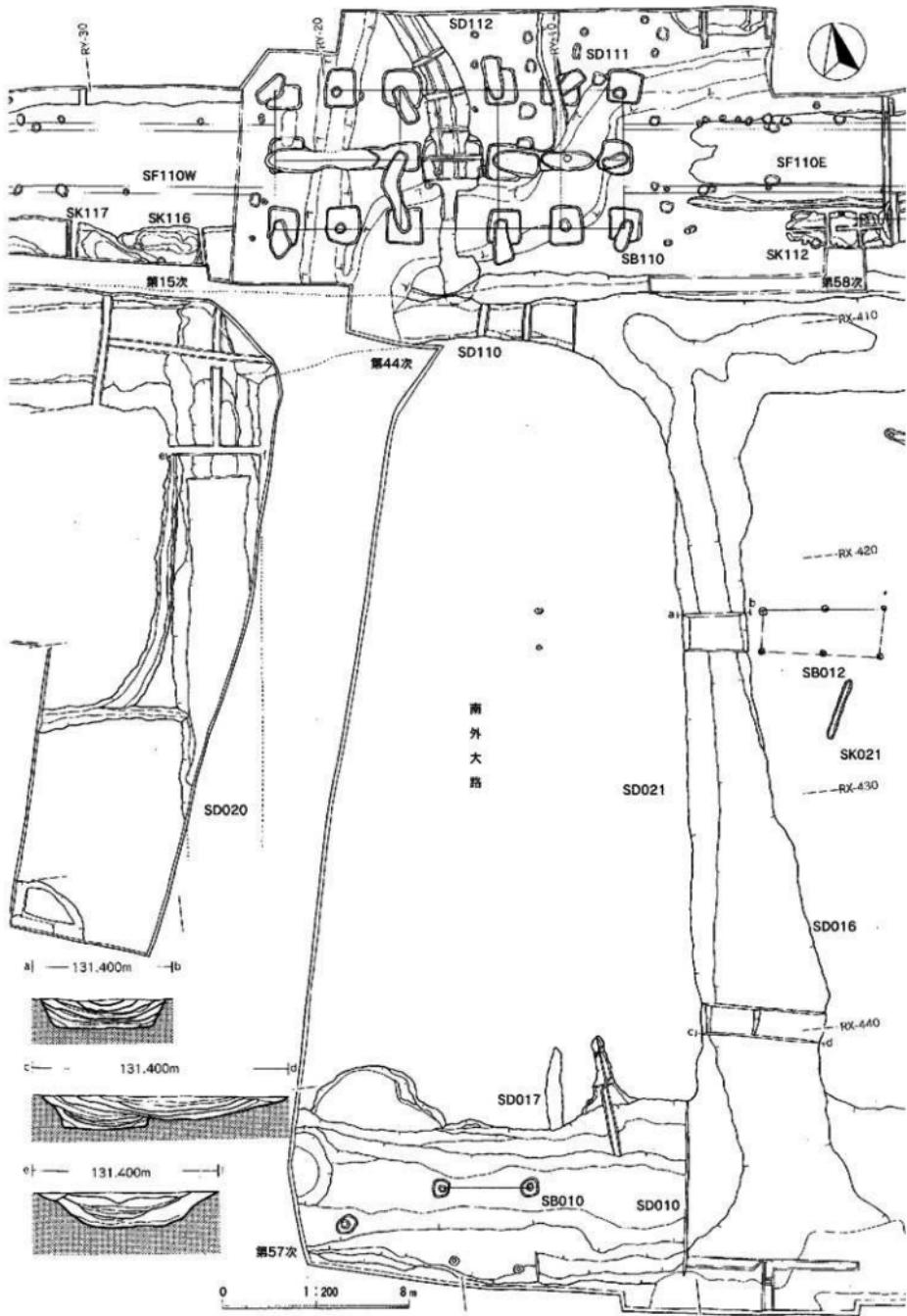
西端のSD020側溝跡は、南端がSD010外人溝跡と結合しているかは未調査で不明であるが、規模は上端の幅が約4.0m、下端の幅が約0.9m、検出面からの深さが約0.65mをはかり、壁はやや緩やかに立ち上がる。

東端のSD021側溝跡は、南端がSD010外人溝跡と結合していることを確認しており、規模は上端の幅が2.7～3.3m、下端の幅が2.1～2.3m、検出面からの深さが0.6～0.7mをはかり、壁は直壁ぎみに立ち上がる。埋土の上層に白色火山灰、下層にややグライ化した水成堆積層がある。

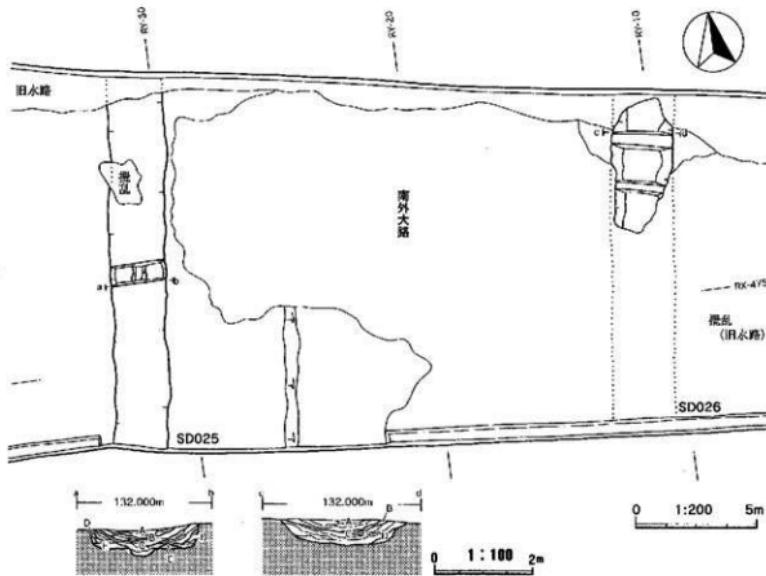
SD025・SD026外大路側溝跡（第31図）

SD010外大溝跡の南方に検出された側溝跡で、ともに北端がSD010外大溝跡と結合するかは不明である。

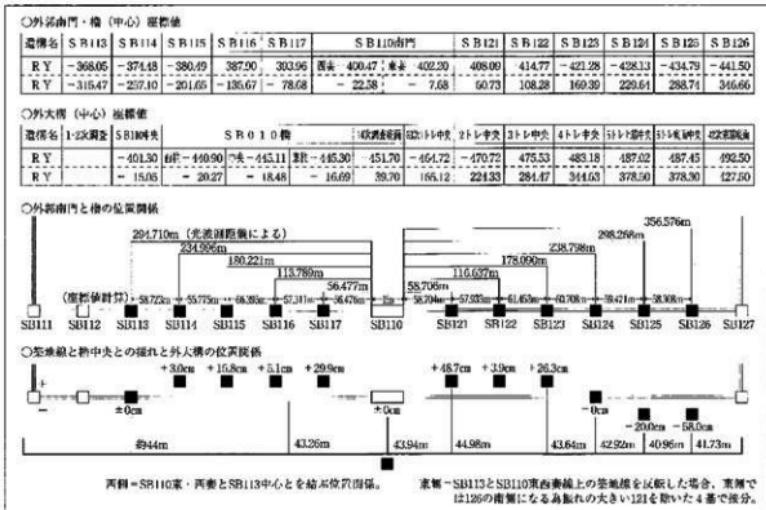
西端のSD025側溝跡の規模は、上端の幅が2.1～2.4m、下端の幅が約2.0m、深さが約0.4mをはかり、壁は直壁ぎみに立ち上がる。埋土は自然堆積で、黒～黒褐色土が主体である。東端のSD026側溝跡は、調査区内で大きく擾乱されていたが、残存していた規模は上端の幅が2.4～2.5m、下端の幅が1.2～1.6m、検出面からの深さが約0.45mをはかり、埋土は自然堆積で、中層に白色火山灰が混じる。



第30図 SD020-021 南外大路北部側溝跡



第31図 SD025-026 南外大路南部側溝跡



第32図 外郭南門・橋・橋・外大構の位置関係図

IV 保存整備工事の内容

1. 全体計画

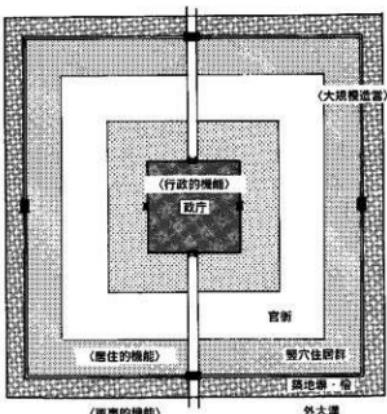
(1) 整備の目標

志波城跡の保存整備では、その保存と活用において達成すべき理念を以下に掲げて実施して 整備理念 いる。第一に、志波城跡を将来に向けて保存する。第二に、盛岡市の歴史的環境の重要な要素として広く市民や県内外の来訪者が親しむものとする。第三に、史跡を通して文化的向上に寄与する。

この理念の下に、志波城跡の現状や、市内の状況から、整備の目標を以下に設定した。

整備目標

①歴史や文化を学ぶ教育施設としての整備
確実に遺構を保存するとともに、志波城跡の特徴を伝える野外博物館として整備する。 また、調査研究・歴史学習の場とする。
②市民が親しむことのできる空間としての整備
市民の憩いや歴史散策の場としてオープンスペースを確保するとともに、適切な便益施設を設ける。
③文化活動の場としての整備
志波城跡を用いた、高度で積極的な運営を行う。



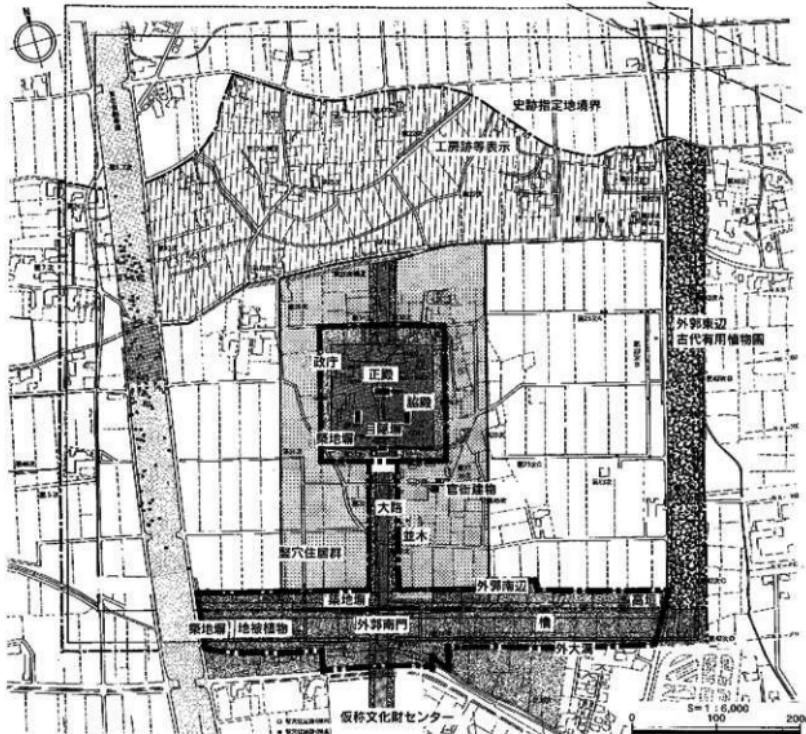
第33図 志波城跡の空間構成

(2) 基本方針

整備範囲 志波城跡という壮大な遺跡を活用するためには、その歴史的な特徴を明確に、わかり易く、またダイナミックに表現することが必要となる。そのため、遺跡の重要な範囲である政庁と、正面となる外郭南辺、また中軸である大路、さらに、広大な区画を表現するため外郭東辺を、主たる整備範囲とする（第34図）。

野外博物館 この整備範囲に対しては、遺構の確實な保存を図るとともに、可能な限り当時の有様を具現することによって、より直接的に認識し、体験できる整備手法を志向する。それは、発掘調査に基づく土構造物・建造物の復元による、野外博物館としての整備によって実現する。さらに、多様な文化的活動の場として外郭南辺の広大な堀地をオープンスペースとして活用する。

また、史跡への導入となる市外大通りの外側は志波城跡のガイダンス範囲として位置付け、便益・案内棟と野外解説施設を集中的に設ける。さらに、政庁南側の官衛城にも、活用上の展示機能と便益機能を設ける。外郭東辺は、堀地を古代の有用植物園として整備し、区画表現とともに、憩いの場として活用する。



第34図 保存整備全体計画

これら、野外博物館として整備する範囲以外は、現状の景観を良好に維持する他、保存管理計画に則って遺跡の保存に努める。

野外博物館としての整備では、志波城跡の特徴をわかりやすく、より直接的に伝えることを目指す。志波城跡の構造に関する歴史的特徴は、以下の4項目に代表される（第33図、第11表）。

①行政的機能 [政府・官衙]

志波城跡の政府は、正殿、脇殿等の主要な建築物が四面にみられる中枢施設と類似した配置で歴史的特徴となっており、またその区画は150m(500尺)四方と東北の城柵の中で群を抜いて大きい。この大規模な行政機能は、志波城跡が行政府であったことを窺わせる。整備では、築地塀と溝、四方の門からなる政府の区画を立体的・視覚的に表現するとともに、象徴的な建築物である正殿、東西脇殿の復元を視野に整備することで、儀式的な空間を表現する。また、政府の周囲に配置されている官衙跡は古代の役所機能を司った施設として、建築物を表現するとともに、展示施設・便宜施設を設ける。

②軍事的機能 [外郭南辺]

志波城跡の外郭は、外人溝と築地塀で二重に区画され、築地線には約60m(200尺)間隔で櫓が並んでおり、さらに南辺中央には五間一戸の大規模な外郭南門がある。この防衛の構えは外界との強い軍事的緊張関係を窺わせる。整備では、この外郭南辺の構造を復元することで軍事的性格を表現する。

	志波城跡の位置	整備のテーマ	地区	整備内容	時期	工事期間
歴史的保存	史跡の保存と修景	整備地区全域		<ul style="list-style-type: none"> 遺構の量土保存(0.5~1.0m) 農作物の種類制限 指定外地区との景観調和 未整備地区との景観調和 	—	全期
			周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔移転 景観調整地区 		
	行政的復元	儀式空間	政府	<ul style="list-style-type: none"> 政府施設・門・正殿・施設の復元、官衙の復元 その他の遺構表示 	—	第Ⅲ施工
			大路 宣衙	<ul style="list-style-type: none"> 大路路面、倒溝整備、並木植栽 		
歴史表現	軍事的復元	防衛機能	外郭南辺	<ul style="list-style-type: none"> 外郭南門・南辺監守溝(溝を含む)復元及び表示 大溝復元 整穴住居の復元・横の復元 裂穴住居・掘立柱物の復元 	—	第Ⅳ施工
学習	居住機能	生活	大路筋 施行四間	<ul style="list-style-type: none"> 築地線の立体的表示、周道コースの整備(複数ルート)、範囲・規模の表示 東側築地の景観的区画化 	—	第Ⅴ施工 第Ⅵ施工
				<ul style="list-style-type: none"> 古代有用植物園 説明施設 遺構展示 		
	大規模改修	広大な空間としての認識	外郭線	<ul style="list-style-type: none"> 古代有用植物園 説明施設 遺構展示 	儀式 文化財 センター	全期
	分りやすい活動的学習 (仮称)文化街センター	全域 東辺地域		<ul style="list-style-type: none"> 広場、オープンスペース 混生植物 緑陰樹、芝貼 園路 サイン トイレ、水飲み場、ベンチ、テーブル 駐車場 	—	全期
			南辺・東辺地区			
環境整備	使いやすさ、親しみ、都市のオアシス	全域		<ul style="list-style-type: none"> 管理施設 	—	—
管理					—	—

第11表 整備テーマ・整備内容一覧表

③居住機能【堅穴住居群】

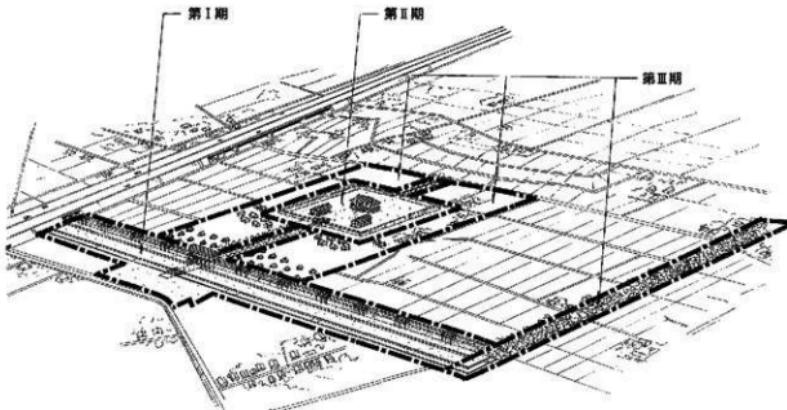
外郭築地盤の内側には多数の堅穴住居跡が発見されされており、2,000棟以上に及ぶと推測されている。これらは兵士や工人工の住まい、あるいは工房と考えられ、外界と隔てた中に巨大な居住機能があったと考えられている。整備範囲とする大路の周辺や外郭南辺の内側で、多数の堅穴住居を復元することで、当時の生活空間を表現する。

④大規模造営【外郭】

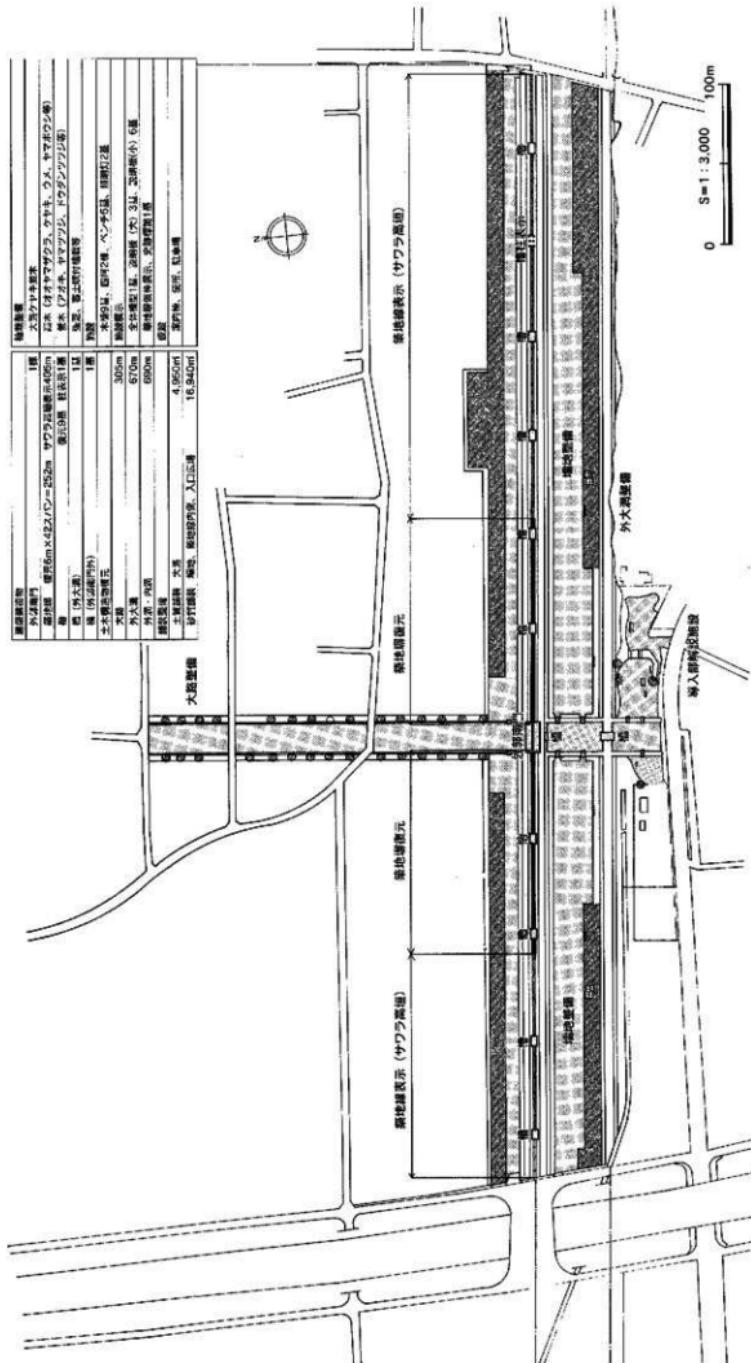
志波城跡の規模は、後に鎮守府が置かれた胆沢城跡より大規模であり、陸奥国府であった多賀城跡に匹敵する。これは陳奥岡経営の最北の拠点として重視されていたことの表れと考えられる。この、方8町(840m)に及ぶ区画を立体的に表現することで、大規模であることを視覚的に伝える。区画の表現は、外郭南辺は復元的な整備によって、また外郭東辺では塙地に植栽することで立体的に視認できるものとする。

段階的整備 また、志波城跡の保存整備は段階的な整備と公開を目指しており、事業を大きく3期に区分して推進している(第35図)。その各期の整備範囲とテーマを以下に整理する。

区分	整備範囲	整備テーマ
第一期	外郭南辺・大路	軍事的機能と大規模造営の表現
第二期	政庁	行政的機能の表現
第三期	住居城・外郭東辺	居住機能と大規模区画の表現



第35図 段階整備計画図



第36圖 第I期整體全體圖

(3) 第Ⅰ期整備の内容

第Ⅰ期整備

第Ⅰ期整備では、外郭南辺で志波城跡の軍事的性格を朱約的に表現し、公開する(第36図)。造構の表現としては、8町(840m)に及ぶ築地堀と林立する櫓、また正門となる五間一戸の外郭南門等を復元する。また、広い堀地と外大溝・橋を表現することで、軍事的・防衛的性格を伝え、加えて威圧感のある空間を再現する。さらに、公開のために必要な便益施設の他、遺跡の理解を深める展示施設を整備する。

外郭南辺の構成

志波城跡の構成

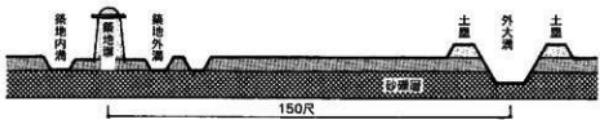
志波城跡は、一辺約930m(3,100尺)四方の外大溝と840m(2,800尺)四方の築地堀により区画された外郭と、その中央やや南寄りに位置する一辺150m(500尺)四方の築地堀により区画された政庁、そしてこれら外郭と政庁を南北に結ぶ大路によって輪郭を構成する。現在、外郭の北辺は零石川の旧河道により尖われているが、当時はこの川を要害としていたとも考えられている。外郭の南辺と東西辺は、築地堀と外大溝によって二重に区画され、特に南辺は志波城跡の正面として重視されたと推察される。

外郭南辺

外郭南辺の築地線は840m(2,800尺)あり、中央には正門となる外郭南門が設けられ、その両側には約60m(200尺)間隔で東西各7基づつ櫓が林立する。築地線と外大溝の間隔は約44m(約150尺)で、その間に幅約33m(110尺)に及ぶ堀地がある(第37図)。外大溝は約930m(3,100尺)、深さ約1.5mで、その内外に土塁があったと考えられる。外大溝は南外大路を横断しているが、そこには橋が設けられている。

整備

整備では、この明快で機能的な空間構成を立体的に表現することで、志波城跡の防衛の構えを体感できるものとする。なお整備においては、これまでの発掘調査で判明している城域を構成する寸法や主要な建造物の間隔、また建物跡の柱間等から、1尺を300mmと考えて検討した。



第37図 外郭縁構造断面模式図

2. 土構造物の整備

(1) 遺構保護盛土

遺構を確実に保存するために、保護盛土を行った。志波城跡の遺構面は、現況面から20～保護盛土30cm下にある。この現況面に対し、後の掘削時の表示として碎石層(厚50mm)を敷設し、その上に30～80cmの保護盛土を行うことで、遺構面に冬季の凍結深度が及ばないものとした。

また、整備で設ける構造物の基礎等は全てこの保護盛土内で行った(第38図)。

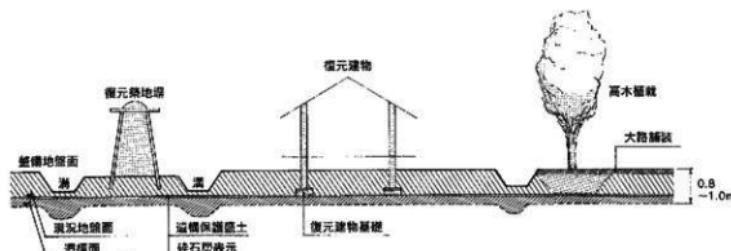
(2) 外大溝

a. 遺構

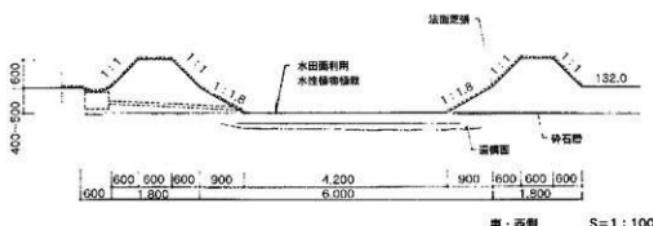
外郭南辺の外大溝は、築地堀の中心線から約44m外側にあり、発掘調査によって確認された規格・構造標準的な断面形状は、遺構検出面で幅約6.0m、深さ約1.5mをはかる(第40図)。また、外郭東辺の一部には外大溝の脇に土壠と考えられる痕跡があり、溝の掘り土を盛り上げたものと推察されされることから、南辺についても同様に土壠が存在したと推測される。

b. 整備

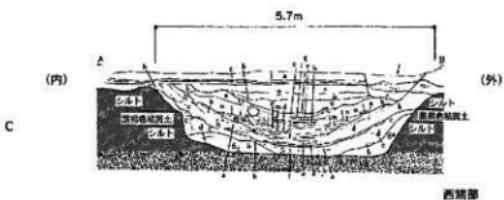
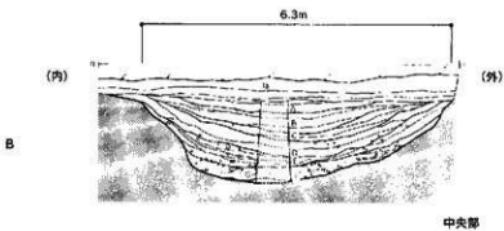
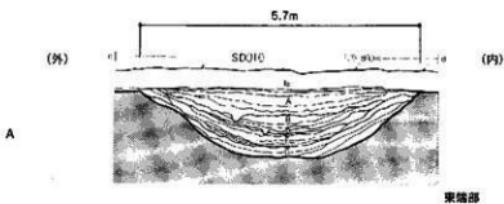
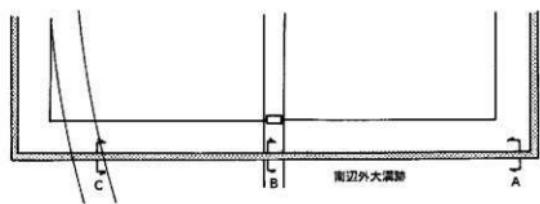
整備では、外大溝の掘り込み幅を6.0mとし、深さは遺構保護盛土内で行うことから約50cmを標準とした。また、その内外には土壠の表示として高さ60cm、基底幅1.8mの盛土を行った(第39図)。



第38図 遺構保護盛土模式図



第39図 外大溝整備断面図



S=1:100
0 5m

第40図 外郭南辺外大溝跡(SD010)断面図

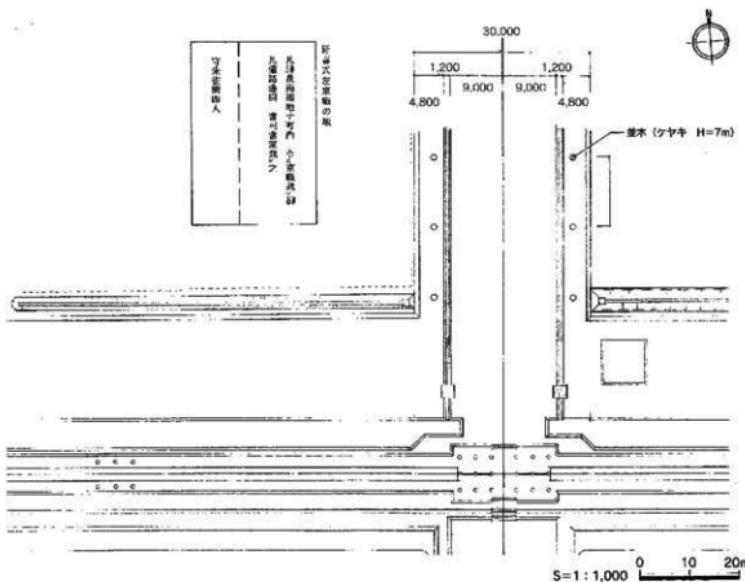
(3) 大路

a. 道構

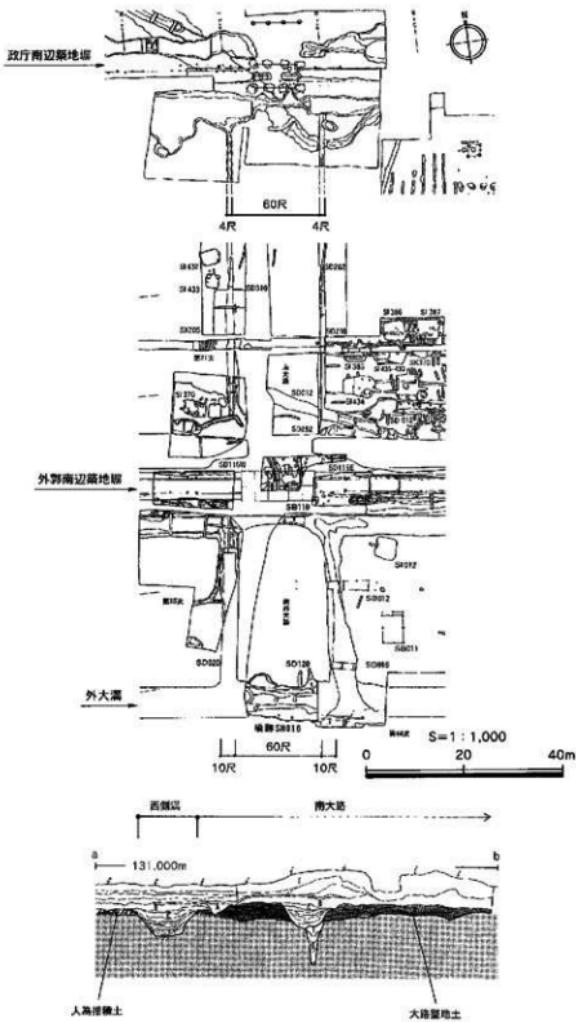
大路は、郭外から外郭南門に至る南外人路、外郭南門から政庁南門に至る南大路、政庁北門から北に向かう北大路が確認されている(第42図)。大路の路面幅は約18m(60尺)で、両側に側溝が設けられている。側溝の幅は、南外人路では約3m(10尺)で、南大路では約1.2m(4尺)である。大路の路面は整地され、その両脇の地盤よりもやや高くなっている。これら大路の幅員は、平安京の人路にも匹敵する規模であるが、平安京では、「延喜式」左京の項に朱雀大路の様に 平安京大路専從管理者を置いたことが記されており、並木の存在が想定されている。

b. 整備

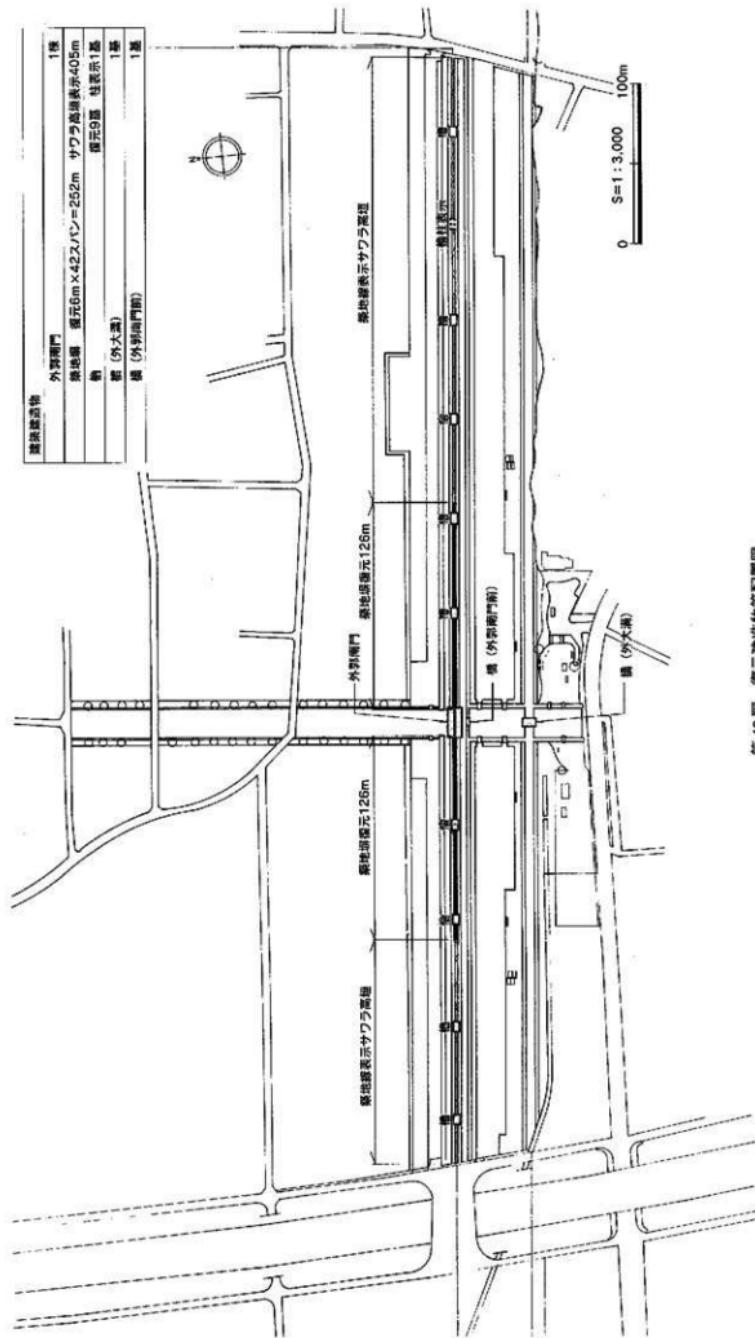
発掘調査の成果に基づいて、南外人路、南大路の路面と側溝を整備した(第41図)。また、発掘調査では並木の痕跡は確認されていないが、平安京の例から並木が存在した可能性も十分考 並木されることから、整備では約240mに及ぶ南大路を立体的に表現するためにも、並木を設けることとした。並木の樹種は、当地にふさわしいものとしてケヤキとした。



第41図 大路復元平面図



第42図 南大路・南外大路跡



第43図 復元建造物等配置図

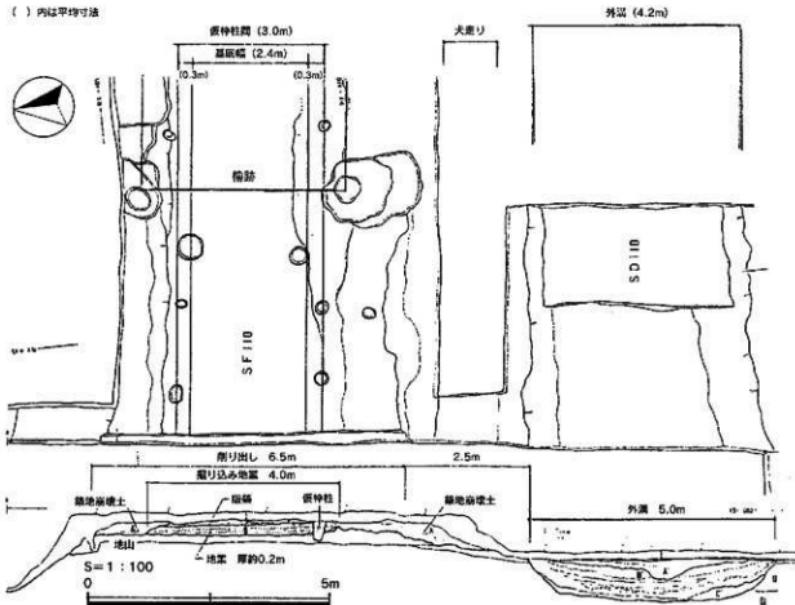
3. 建造物等の復元

外郭南辺の整備では、外郭南門、築地塀、柵、橋（外大溝・外郭南門前）の復元を行った（第43図）。築地塀は、外郭南門を中心東西各2基目の橋を超える範囲まで復元し、その外側は高垣植栽による表示とした。この復元築地塀の長さは、南外大路から外郭南門に向かって望む視界を占めるものである。柵は、外郭南辺で東西各7基、合計14基存在していたと考えられるが、築地塀周辺には東側6基、西側4基が確認されている。外郭南門から東側5基目の橋は高圧送電線の直下であり、保安距離との関係から復元が不可能であったため、柱の表示のみとした。よって、柵は復元9基、柱表示1基である。

（1）築地塀

a. 遺構

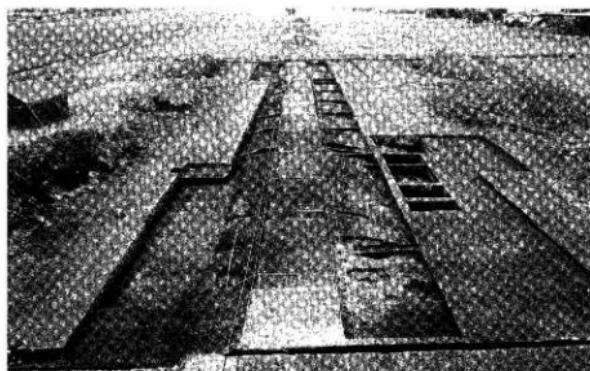
規模・構造 外郭南辺の築地塀は、約6.0mの幅で地山を平坦に削り出し、そのほぼ中央に幅約4m、深さ約20cmの掘込み地業をしている（第44図）。築地塀はその上に構築されており、一部に版築土が残存していた。築地塀の基底幅は2.1m（8尺）で、その両側には小柱穴が並ぶ。この柱穴は、梁間2.4mと3.0mの2列が確認されており、それぞれ築地塀建設時の仮枠の内側・外側の柱穴と



第44図 外郭南辺東部築地塀跡(SF110)・築地外溝跡(SD110)

考えられる。内側の柱穴については、築地塀屋根の桁を支える須柱跡との検討もなされたが、梁間に對して不揃いであること、版築土が埋土となっていることから仮枠のものと判断した。築地塀の1スパン(区画)の長さは、残存していた版築土の継ぎ手や内側の仮枠柱の桁行寸法から約6m(20尺)と想定されるが、ばらつきが大きい。

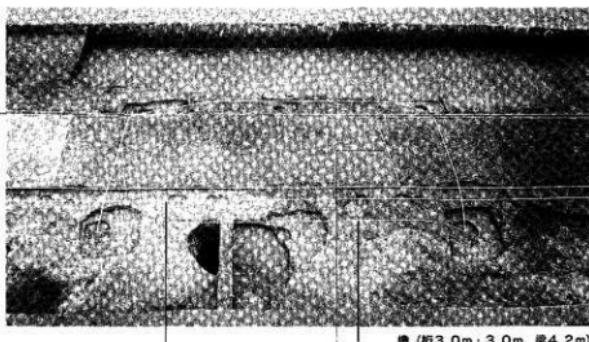
また、築地塀の内外にはそれぞれ武者走り、犬走りを介して内溝、外溝が確認されている。幅、内溝・外溝深さとも地点によりばらつきがあるが、平均的な幅は内溝約3.0m(10尺)、外溝約4.5m(15尺)である。



内溝 武者走り 築地塀 大走り 外溝

基底塀 (2.4m)

仮枠柱間 (3.0m)



築地塀基底塀 (2.4m)

仮枠柱間 (3.0m)

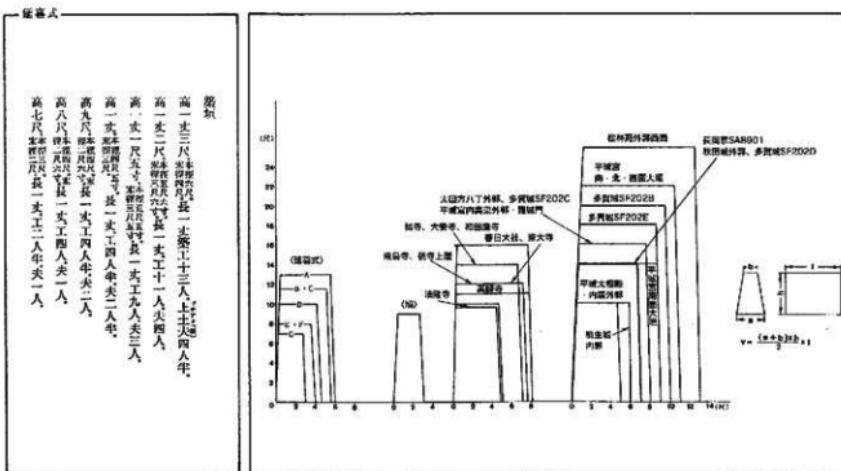
幅 (幅3.0m・3.0m、奥4.2m)

仮枠柱間手の違い (約6.0m)

b. 復元検討

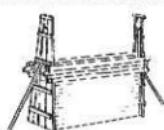
外郭南辺の築地塀は、基底幅2.4m(8尺)というかなり頑丈な構造である。また、この築地塀跡にみられる特徴として、各部寸法のばらつきがある。これは、応波城が短期間のうちに造営されたことに由来すると考えられる。つまり、応波城は北方の蝦夷との緊張関係の中で早急に防御体制を整える必要があり、多数の人員を動員しながら外郭の築地塀を築いた結果、精度よりも堅牢さを重視したものとなったとみることができるのではないか。このことは他の城柵にない外郭の二重構造にみる強い防御機能に通じるものであり、築地塀の復元検討においては、その性格を反映した仕様を目指した(第12表、第48~55図)。

- 高さ** 築地塀の高さは、基底幅が8尺(2.4m)であることから、「延喜式」にある築地塀の規格を基準に推定すると16~17尺(4.8~5.1m)となり(第45図)、また「營造方式」によれば20尺(6.0m)となるが、この寸法は、築地塀と取り合う外郭南門の構造を考えると高すぎる。五間一戸の外郭南門は、扉の付く中央の柱間が14尺(4.2m)であり、柱高は最大でも15~16尺(4.5~4.8m)と考えられる。このことから築地塀の屋根まで含めた総高は15尺(4.5m)程度が限度であり、屋根を除いた築地版築の高さは13尺(3.9m)程度が妥当と考えられる。また築地塀壁面の勾配については、「延喜式」によれば1/11.5~1/13で、「營造方式」では1/8~1/10と若干緩い。残存していた築地版築土の性状や当地の寒冷な気候を考慮し、「營造方式」を参考に勾配を定めた。
- 板枠裏板** また、築地塀の1スパンが20尺(6m)に及ぶことから板枠の裏板には強度が必要となる。そこで、現存する社寺等の築地塀にみられる厚板ではなく、より簡便に調達でき、かつ強度のあるクリの削材を用いることとした。築地表面には、クリ材の削り肌が残るが、この凹凸を活かすことで軍事的な緊張感の表現に役立てることとした。裏板ではなく丸太を組み合わせた版築は中国に類例がみられる(第12表)。



第45図 「延喜式」規定を基準にした築地推定高(長岡京発掘調査報告書より)

屋根の構造については、発掘調査において丸が発見されていないことから、上土屋根や流し板 屋根
葺きが考えられるが、外郭ではより簡便な上土屋根とした。これは築地本体に板を2~3重に
置き、上を盛って抑えるもので、古代末から中世の絵図に多々描かれている。この屋根板等木部
の仕上げは、版塗板の剥離に腐蝕するものとしてヨキハツリとした。

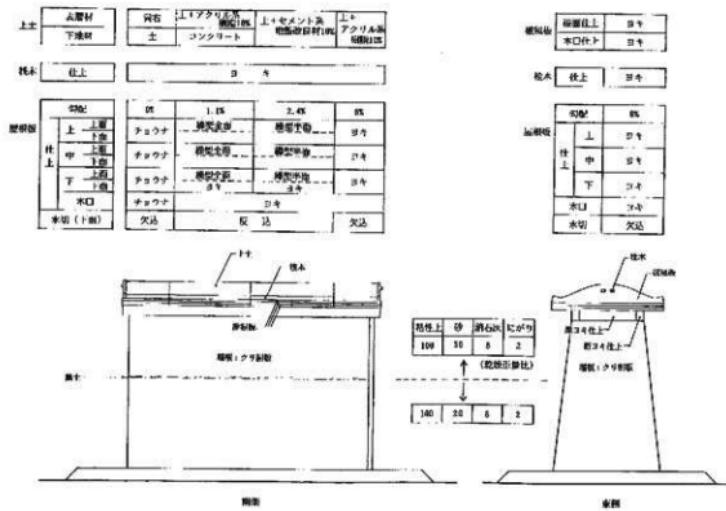
復元の位置・寸法・構造		復元根拠となる資料等
位 置	外郭南門両脇 420 尺 Ⅱ 840 尺 (252m)	発掘調査により南辺築地縁が確認されている。
本 体	寸法 基底幅：2,400mm(8.0尺)…側仮枠柱心 上部幅：1,500mm(5.0尺)…桁心心 高 古：3,900mm(13.0尺)…桁灭端 (總高 約 15.0 尺) 構造 手提ぎによる版築、漆塗仕上無し 勾 配：タテ 10 に対し、逆減 1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査により、基底部に築地本体版築および側仮枠柱痕と考えられる柱穴列が確認され、その幅から基底幅8尺と想定できる。また版塗土の発掘状況から、1スパンは20尺と判断される。 ・基底幅が8尺の場合、延面式を参考にすると高さが17尺程度となるが、外郭南門との関係から13尺程度とする。 ・漆塗は検出されず漆喰上塗仕上はしない。また、工事は兵士たちが短時間に行っていいると考えられるので、版塗表面はフラットな面ではなく、中国の類例に見るようになし板に鋼板等を使用した凹凸の面と考えられる(右図)。  <p style="text-align: center;">「中国古代建築技術史」</p>
屋 根	寸法 幅：2,820mm(9.4尺) 軒 出：660mm(2.2尺) 板 厚：45mm(1.5寸)×3枚=135mm(4.5寸) 上 土：高465mm(約1.5尺)、 幅1,860mm(6.2尺) 勾 配：3~4% (水勾配) 構造 上土屋根 梁地心に桁を設ける。 木仕上げ：当キ仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・本体基底幅8尺をカバーし、雨落が版築に当たらない寸法。 ・前九年合戰繪書や声引絵等、繪卷物によく見られる構造であり、その形状から上土の高さは1.0~1.5尺と考えられる。 ・屋根材はヒバ厚板ヨキ仕上げとする。 ・復元根拠の構造として耐候性、耐久性が望まれるため、屋根部の雨仕舞を工夫する。また釘は機少なくする。 ・雨仕舞のため、梁地心に桁を設け、屋根板に勾配をつける。
仮 枠	寸法 基底幅：3,000mm(10.0尺) スパン：6,000mm(20.0尺) 構造 構 造：割板または割丸太を組合わせる。 (クリ材の三寸並形) 仮枠柱：据立	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査の結果、仮枠柱と考えられる柱穴列が約10尺幅で確認されている。 ・スパンにはばらつきがあるが、外郭南門付近では平均的に6.0m(20尺)と判断される。 ・板塗は、中国の類例に見るようなものとする。 ・据立柱と考えられるが、施工上木製のレールを敷き、移動させることも考えられる。
基 部	寸法 上部幅：6,000mm(20.0尺) 大 走：2,700mm(9.0尺) 外 清：4,500mm(15.0尺) 武清走：3,600mm(12.0尺) 内 清：3,000mm(10.0尺) 基礎 EPS、コンクリートスラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査の結果による。平成4年度までの発掘調査の結果、場所によってはばらつきがあるが、平均的に左記の寸法である。

第12表 築地壠復元展示仕様

c. 試験施工

目 的 築地盤の復元工事に先立ち前年度に試験施工を行い、詳細仕様を決定するための各種の資料を得た(第46図)。この試験は、版築土・上土材料の決定、屋根仕様の決定、仮枠・模板の構造決定、版築作業に係る歩掛資料、その他施工に係る諸問題の把握を目的とし、築地盤1スパン分の建築、版築土・上土材の現地暴露試験及び室内試験を行った(第13表)。その結果、本施工に用いる版築土・上土材の仕様は以下とした。

- 仕 様**
- 版築土：粘性土+山砂(10:3), 消石灰10%, にがり3%
 - 上土鉢体材：粘性土, 石灰系固化材10%
 - 上土表面仕上材：土質舗装材
- また、整備上検討の必要な事項として、以下の情報を得た。
- 検討事項**
- 雨仕舞いのため屋根板に若干の勾配を持たせること
 - 地盤からの水分供給を抑制する必要があること
 - 仮枠には施工時のたわみ防止のため十分な強度が必要であること
 - 版築突き固め直後の養生期間となるべく長くすべき(模板の幅を広くする)こと
 - 版築土の含水率は20%前後が最適で、その管理が極めて重要であること



第46図 築地盤試験施工仕様

供試体	添加材	粘性土	砂質土	消石灰	二ガリ
		No.1	100	10	8
版築材	No.2	100	10	10	4
試験名	試験方法	試験条件 (荷重条件・環境条件)		成績値 (No.1 (10.9±2) No.2 (10.10±4))	材料土 (未処理)
一軸圧縮試験 JIS A 1218 「土の一軸圧縮試験 方法」 に準ずる	試験方法: ひずみ制御 供試体寸法: φ10cm×20cm 試験結果: 一軸圧縮強さ qu (kg/cm ²)	型枠内20日+気中10日 型枠内20日+気中20日+水中7日 型枠内20日+気中20日+水中7日の後凍結融解試験	24.3 12.5 6.5	21.2 9.9 6.5	-
透水試験 JIS A 1218 「土の透水試験方法」 に準ずる	試験方法: 要水位法 供試体寸法: φ10cm× 10cm 試験結果: 透水係 数k	型枠内20日+気中10日 型枠内20日+気中20日+水中7日の後凍結融解試験	8.8×10 ⁻⁷ 3.3×10 ⁻⁵	1.6×10 ⁻⁶ 3.5×10 ⁻⁵	-
乾湿くり返し長さ変化試験 JIS A 1129 「モルタルおよび コンクリートの長さ 変化試験方法」 に準ずる	試験方法: ニクタゲー法 供試体寸法: φ10cm×20cm (基長Lo=10cm) 試験結果: 長さ変化率 (%)	型枠内20日+気中10日 乾湿くり返し数 N=10回	N0~ N10 乾燥 N1~ N10 湿潤 乾燥	0.19 0.11 -0.12 -0.08 0.04 0.03	0.24 0.16 - - - -
乾湿くり返し吸水率試験 KODAN-111 「岩の乾湿くり返し 試験方法」 に準ずる	試験方法: 質量測定法 供試体寸法: φ10cm×20cm 試験結果: 吸水量増加率 (%)	型枠内20日+気中10日 乾湿くり返し数 N=10回 型枠内20日+気中20日+水中7日の後凍結融解試験 乾湿くり返し数 N=10回	0.08 0.05	0.09 0.05	-
凍結融解試験	試験方法: 開式凍結法 一次元方向 に凍結融解 試験結果: 破壊の程度	凍結温度 -10°C 融解温度 +10°C 10サイクル	△	○	-
凍上試験 雪氷調査法 (P91~93) 「土の凍上性特定の ための試験方法」 に準ずる	試験方法: 短時間氷温+℃ 地下水位 =GL-9cm 供試体寸法: φ8cm×5cm 試験結果: 凍上率(%)	型枠内20日+気中10日の後約24時間水浸	(S _d) 0.6 (S _d) 0.4	0.2 0.9	104.3 87.9
備考 ・長さ変化試験	・吸水率試験	・凍上試験			
長さ変化率(%) = $\frac{N_{10}-N_0}{L_0} \times 100$, $\frac{N_{10}-N_1}{L_0} \times 100$	吸水量増加率(%) = $\frac{W_E - W_S}{n-1} \times 100$	凍上率(%) = $\frac{H_2 - H_1}{H_1} \times 100$			
N0 : 初期値 N1 : 1サイクル値 N10 : 最終値 (10サイクル) L0 : 基長 (10cm)	WS : 開始側の平均値 WE : 終了側の平均値 n : 回数	H1 : 凍結前の供試体高さ H2 : 凍結後の供試体高さ			

第13表 築地壌試験施工結果一覧表

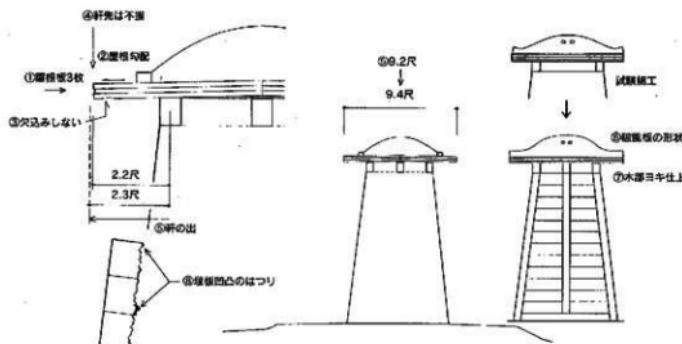
d. 復元検討の経過

志波城跡の建造物の復元にあたって、史跡整備委員会の他、文化庁の諮詢機関である「歴史的建造物等の復元の取り扱いに関する専門委員会」(以下、復元検討委員会)、また同構成委員による現地指導を受けてきた。

築地塀の復元案については、平成4年2月20日、同7月10日、同10月1日の3回にわたる文
化庁復元検討委員会の審議の他、築地塀試験施工の視察を兼ねた平成4年12月の復元検討委員
会委員の現地指導を経ている。

以下は、その過程で提案し、また指導された主な事項である。

	提案事項	指導事項	参照
屋根	・縫間に見る上げ土屋根では、屋根板に2枚のものと3枚のものがあるが、ここでは耐久性、耐雪性を考慮して3枚とする。	・了解する。	第47図①
	・屋根板について、本来は断面方向に1枚の板を載せるもので屋根勾配を持たないが、試験施工では屋根を分割し中央に軒を設けて若干の勾配をつけることや、軒先下端に水切りの穴込みを設けることを試みた。	・外観上分からぬ範囲で勾配を設けることは問題ない。	第47図②
		・木切りの穴込み等はすべきではない。	第47図③
		・屋根板は設置後切り揃えるのではなく、不規則のうが良い。	第47図④
		・屋根からの雨落ちが築基下部に影響しているので、軒の出を計画案(9.2尺)より2寸ほど無ばすこと。	第47図⑤
	・破風板の形状について。	・試験施工のものよりも反りを抑えること。	第47図⑥
屋板	・屋根関係の木材の仕上げについて。	・試験施工で行っているヨキ仕上げで良い。	第47図⑦
	・屋板について、試験施工ではアカマツのトーナー焼とクリの割板を試みた。	・試験施工で行ったクリ割材の屋板で良いが、版築の仕上がりを考慮し、極端な凹凸はヨキではつる等の調整を施すこと。	第47図⑧



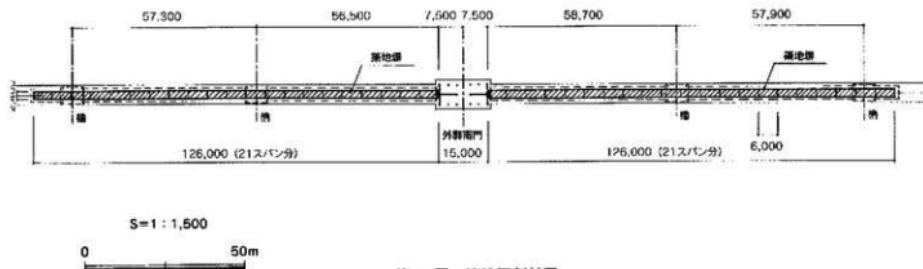
第47図 築地塀復元設計検討案

e. 整備

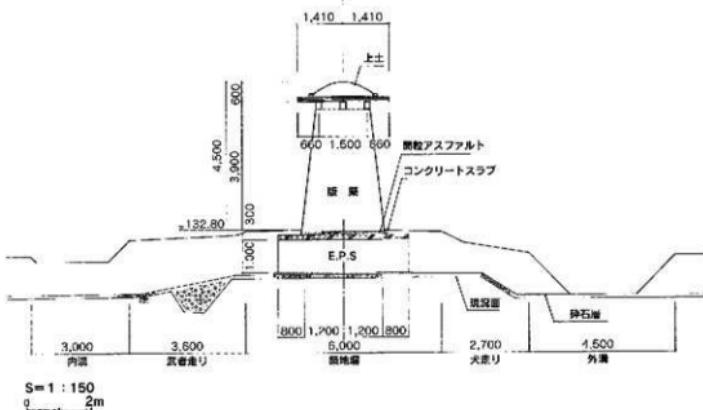
整備では、遮構保護壁上に築地線基部の造成を行い、築地塀を建築した。ここで、復元する 基 築
築地塀の荷重に対する地耐力の問題があり、地盤調査の結果、現地盤上に建築した場合、長期荷
重は許容するが即時沈下が生じることが判った。この条件下で築地塀をそのまま建築することは
不可能ではなかったが、地下遮構を保護するため、基礎にコンクリートスラブとEPS(超軽量
盛土材)を用いて荷重分散を行った(第49図)。

また、築地塀は凍害に弱い。これは歴史的に東北地方に版築の技術があまり伝承されていない
ことの要因とも考えられる。この凍害の最大要因は過剰な水分であり、屋根の漏水を防ぐと
ともに地盤からの水分供給を極力抑える必要がある。このため、屋根板にシート防水材を挟み、
また基部にはコンクリートスラブによって地下水の上昇を断つとともに、透水層として開粒ア
スファルト(厚100mm)を敷設した(第49図)。

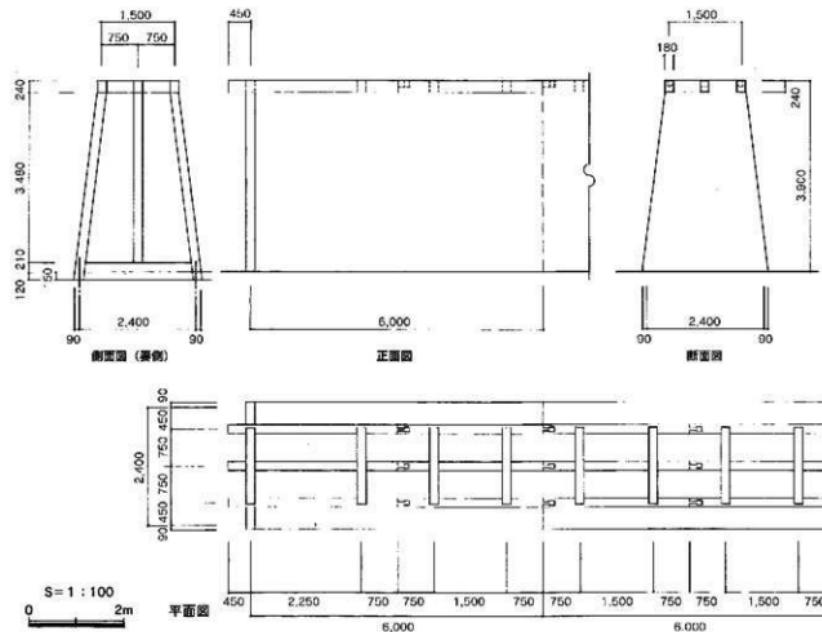
版築施工時に用いる仮枠は、連続して用いることからコンクリートスラブ上に木製レールを 仮枠・覆屋
設け、1スパンずつスライドさせる構造とした(第52図)。また、版築土を混合し、施工する尚
に曝露することは避けなければならない。そのため、混合場所と築地塀に仮設覆屋を設けた。こ
の築地線の覆屋は構成レールを設けて移動する構造とした。



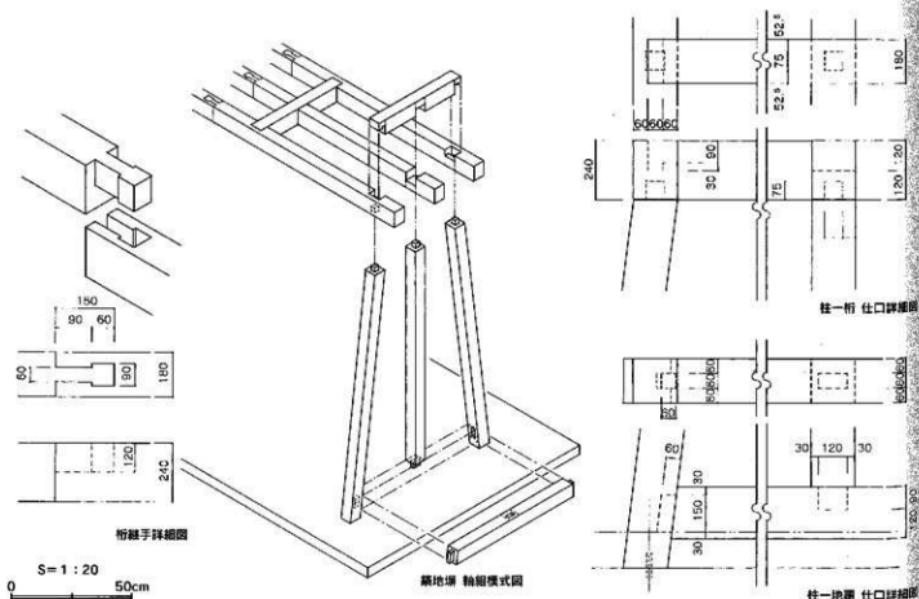
第48図 築地塀割付図



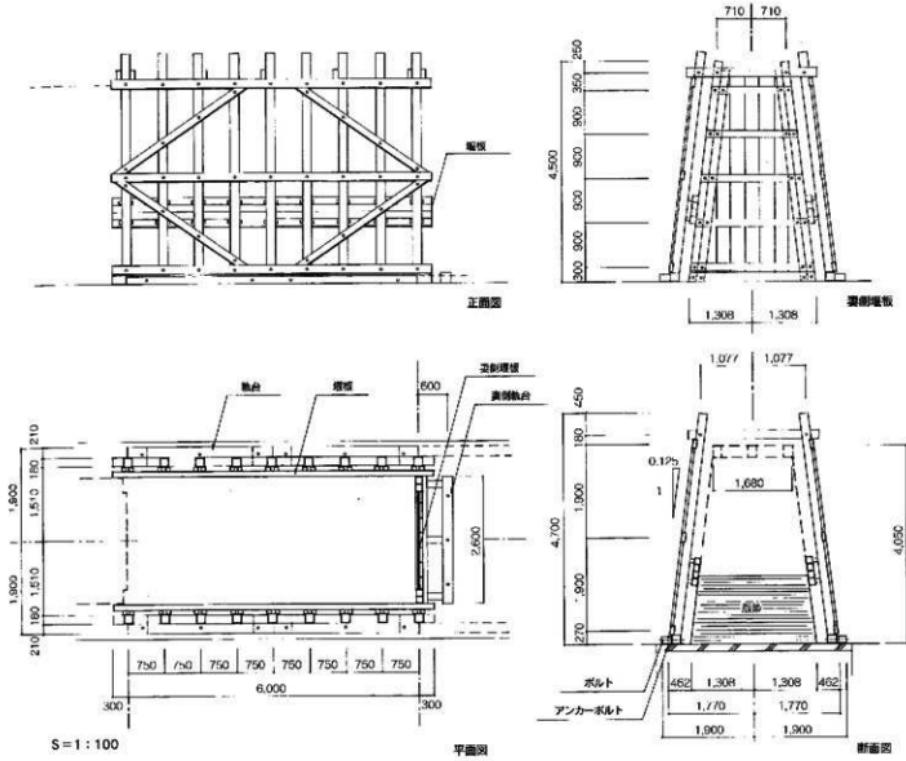
第49図 築地塀標準断面図



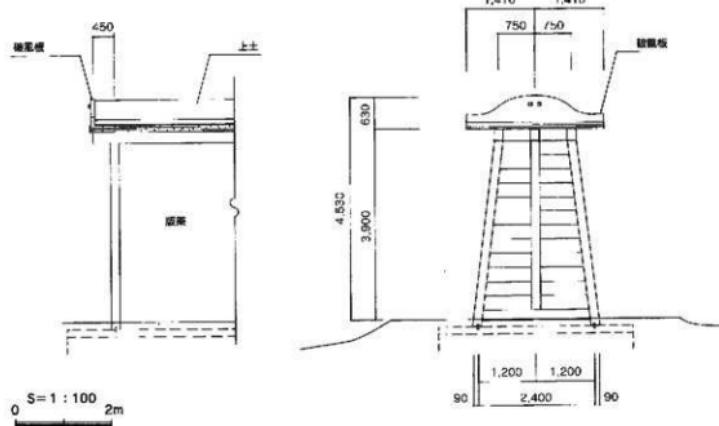
第50図 基地脚軸組伏図



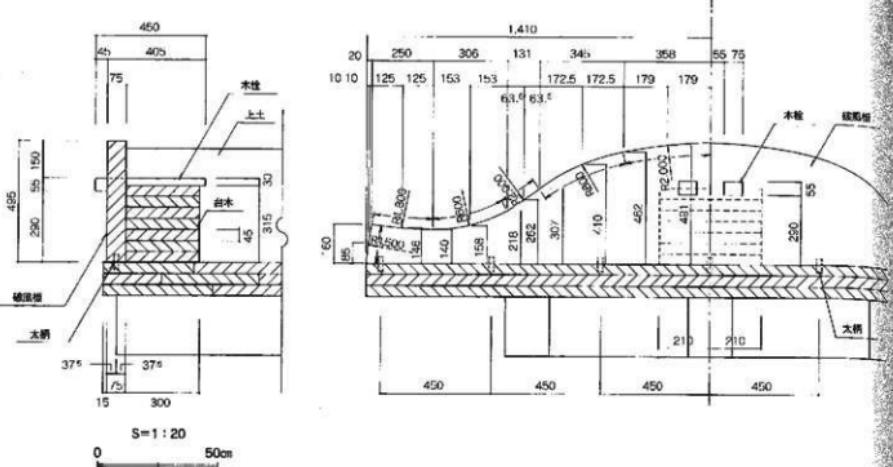
第51図 基地脚軸組手詳細図・軸組模式図・柱一桁仕口詳細図・柱一地盤仕口詳細図



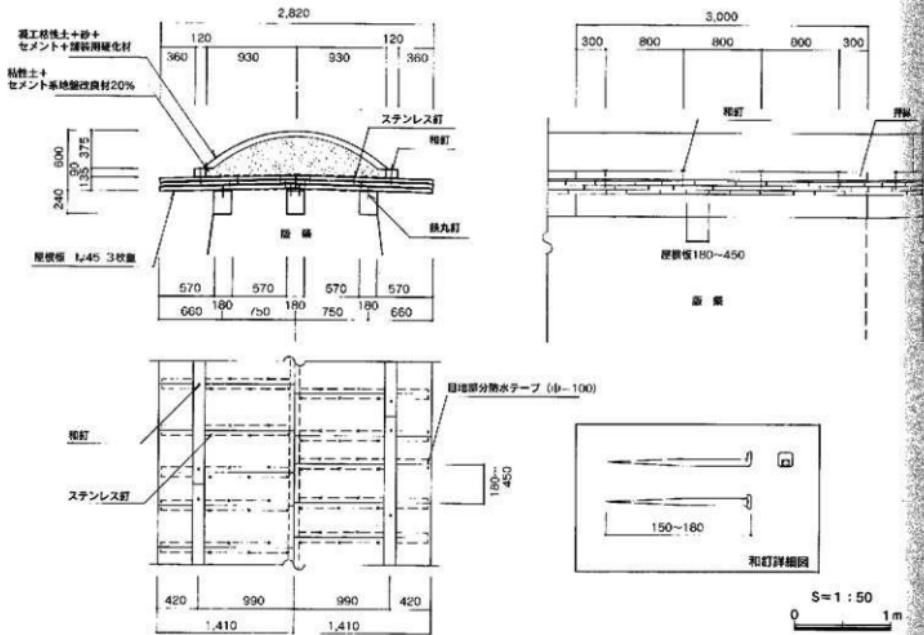
第52図 桧地盤枠詳細図



第53図 桧地盤枠形立面図断面図



第54図 築地網破風板詳細図



第55図 築地網屋根板詳細図

f. 草地帯凍害調査

①調査経過

志波城跡における草地帯の復元は、国内でも稀な積雪寒冷地での土による建造物の復元である。このため、冬季の寒冷な気候による凍害・劣化が予想され、その防止対策が課題となった。特に、施工直後の冬季養生と長期間に及ぶ維持管理における凍害防止対策を確立することが必要であり、そのため凍害のメカニズムを解析し、有効な対策を検討するため、平成5年度から平成8年度までの4ヵ年に亘って凍害調査を実施した。

②発生した問題点と対応策

各年度の草地帯施工において発生した問題点と、その翌年度に行った対応策について以下にまとめる。尚、対象は試験施工草地帯1スパンと復元草地帯42スパン(252m)であり、本文では復元草地帯を西から東へ第1～42スパンと呼ぶ。

平成4年度	【施工箇所】 [問題点]	試験施工草地帯 ・凍結融解が頻発する南面の表層剥離 ・草地帯下部の水が當時供給される箇所の凍害
平成5年度	【施工箇所】 [対応策] [問題点]	復元草地帯第2～13スパン ・草地帯基盤部をコンクリートスラブ構造とし地下水の供給を断つ ・草地帯下部の高含水比・低湿分濃度側所の凍害
平成6年度	【施工箇所】 [対応策] [問題点]	復元草地帯第1・35～42スパン ・草地帯基盤部のコンクリートスラブ上面に排水勾配を持たせ、その上に開裂アスファルトによる排水層を設けて水の上昇を遮断し通気性を高める。 ・軒先からの雨水・融雪水の滴下水の草地帯への浸入を抑制するため、軒下地のコンクリートスラブに傾斜を持たせ、防水シートを敷設して排水を促進する。 ・草地帯下部を断熱材で冬季養生する。 ・乾燥を促進する。 ・夏季に草地木体の乾燥状態を把握するため、水分管理を行う。 ・草地帯基盤の瓦板の間隙から雨水や融雪水が侵透・滴下し、その水の供給を受けた表面にシミおよび凍害が発生する。
平成7年度	【施工箇所】 [対応策] [問題点]	復元草地帯第14～24・30～34スパン ・原木部分に応急的に防水シートを施す。 ・冬季間の融雪水による草地帯下部の部分的凍害が発生する。
平成8年度	【施工箇所】 [対応策] [問題点]	復元草地帯第25～29スパン ・草地帯下部を断熱材と防水シートで冬季養生する。 ・草地帯下部間に凹部を設け、雨水の排水を促進させる。 ・断熱材上部の積雪・融解による軽微なシミが生じる。

③調査項目

平成5年度から8年度にかけて、以下の調査を実施した。

- ・冬季気象データ分析(平成5年度)

- ・試験施工築地盤凍害調査（平成5年度）
 - 凍結深度測定、壁面温度測定、塩分濃度測定、含水比測定、凍害状況観察
- ・本施工築地盤凍害調査
 - 平成5年度 凍害状況観察、ボーリングコア・壁面含水比・塩分濃度測定
 - 平成6年度（冬季養生前）水分張力測定、土のpF試験（水分特性曲線解析）、含水比測定、塩分濃度測定、壁面状況観察
 - （冬季養生中）気温・壁面温度測定、最大凍結深度測定
 - （冬季養生後）壁面状況観察
- 平成7年度（夏季・秋期）水分張力測定、スパン間の間隙変移測定、気温・湿度測定
 - （冬季養生前）壁面の含水比・塩分濃度測定、壁面状況観察
 - （冬季養生中）断熱部と非断熱部の気温・温度・凍結深度測定
 - （冬季養生後）壁面状況観察、壁面の含水比・塩分濃度測定
 - （室内試験）不透水係数測定
- 平成8年度（夏季～冬季）気温測定、断熱部温度・湿度測定、含水比測定、塩分濃度分布測定、スパン間の間隙幅測定、断熱材厚別凍結深度測定

④調査結果と考察

- ・基本的な劣化のメカニズム

メカニズム 築地盤版築上の劣化は、表面が剥離する現象として表れ、冬季の凍害と夏季の日射・風雨によるものがある。凍害は版築土中に含まれる水分が30%近くになると顯著で、地面から水が供給される築地盤の下部で多い。寒冷な当地では版築が凍結することは免れないが、凍害はむしろ凍結融解の繰り返しによって生じる。ここで、方位による微気象条件も影響し、平成6年度の凍結深度調査では試験築地盤の地上180cmで南面が17cm、北面が111cmとなっており、嚴冬期には常に凍結している北面の方が凍害が発生しにくいといえる。また、凍結融解に関係する+4℃～-4℃変動幅出現頻度は1月は南面が多く、3月では逆に北面が多くなる。

一方、南北壁面とも上部の表面剥離は夏季に進行し、冬季には劣化していない。これは風雨や日射による熱膨張と収縮の繰り返し等が影響していると考えられる。

・築地盤の対凍害性

対凍害性 築地盤版築土には3%（乾燥重量比）のニガリ（塩化マグネシウム）を混合しており、塩分濃度0.14%となっている。これが版築施工後、移動水分とともに壁面表層に0.1～0.2%の高濃度塩分層を形成していることが判り、表層の対凍害性を付加していることが確認された。また、版築土が乾燥していることも重要で、平成5年度施工築地盤では、施工当初20%前後であった含水率が、翌年度では上部及び南面で4～13%と低下し乾燥していた。一方、南面下部では8～17%、北面下部では16～22%で、施工直後と含水率はあまり変わっていない。逆に、同箇所の塩分濃度は地盤から浸入する水分の影響で施工時より下回っていた。

これらの調査結果から、築地盤下部30cm程度までは地盤から供給される水分によって高含水・低塩分濃度となって凍害を受けやすい状態となる一方、高さ100cm付近では表層に高濃度塩分層が形成されることにより、また高さ200～300cmでは乾燥化によって、対凍害性を持つていると考えられる。

・基礎構造による凍害抑制

平成5年度施工築地塀は、試験施工の結果からコンクリートスラブ上に断熱を施工した。し 基礎構造かしながら、軽減されたものの下部での凍害が確認され、平成6年度以降はスラブ上に開孔アスファルトの透水層を設けた。その結果、軒下の防水シートとの併用により凍害が大幅に改善された。したがって、この基礎構造は、地盤からの水の供給抑制に有効であると考えられる。

・断熱養生による凍害抑制

冬季間に発泡スチロールボードによる築地塀下部の断熱養生と、表面温度・凍結深度等の測定を行った。これは風雨や積雪等に直接触れず、また温湿度変化を大幅に抑制する効果が期待された。調査の結果、南面では厚さ5cm以上、北面では厚さ10cm以上のボードを施すことが有効であり、また12月から4月中旬までの養生が望ましいことが判った。

⑤維持管理方法

以上の結果から、凍害を抑制するための維持管理方法をまとめる。凍害抑制対策及び雨水による表面剥離・シミ防止対策は、基本的には雨水・融雪水を築地塀に入れないことといえる。また、水分の侵入原因は壁面上部・中央部と壁面下部とで異なるので、分けて考える必要がある。

・築地塀壁面上部・中央部

上部・中央部は、下部に比べて比較的水分の侵入が少なく、通常の気象条件下ではその量はあまり問題とならない。

【予測される問題点】

- イ. 上土・屋根部分から壁面への浸水があり、凍害やシミが発生する。
- ロ. 夏季の風雨による雨滴が表面の剥離をもたらす。

【対応策】

- イ. 屋根の防水性を高くする。
- ロ. 今後、築地塀全体の乾燥が促進されれば、例年の気象条件下では問題ない。

・築地塀壁面下部

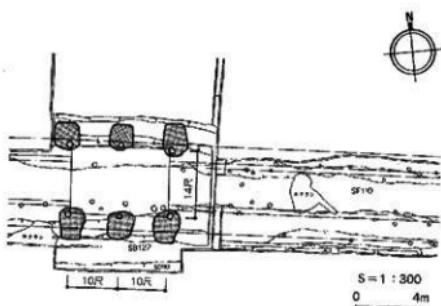
壁面下部は常に雨水・融雪水が侵入する環境にあり、絶えず乾燥・湿潤が繰り返されている。

【予測される問題点】

- イ. 屋根軒先からの滴下水の跳ね返りが侵入する。
- ロ. 雨水が直接壁面に掛かり、流下して下部で多く侵入する。
- ハ. 剥離した土がほぐし土となって堆積し、これを介して水分が継続的に供給される。
- ニ. 冬季養生において、融雪水が隙間等から侵入する。
- ホ. 高含水・低濃度塩分により凍害が発生する。
- ヘ. 冬季養生の断熱ボード上部の小U面に融雪水の溜りができる、凍害・シミが発生する。

【対応策】

- イ・ニ. 築地塀下部周囲で、排水を促す凹状の掘り込み等をつくる。
- ロ. 冬季間の養生を行う。
- ハ. 剥離土が壁面に接触しないよう根部分の形状を工夫し、またこの土を速やかに除去する。
- ニ. 断熱ボードと防水シートによる冬季養生を行う。
- ホ. 断熱ボードの上面の形状を鋸角とするなどの工夫をする。



第56図 外郭南辺櫓跡 (SB122)

(2) 権

a. 遺構

櫓跡は、約60m(200尺)の間隔で築地線上に設けられている。確認された柱の根方は築地崩壊をまたぐ形で配置され、桁行の柱間寸法にややばらつきがあるものの、桁行2間6.0m(10尺等間・総長20尺)、梁間1間4.2m(14尺)が基準と考えられる(第56図)。柱痕跡から丸柱を用いていたようだが、径は30~50cmと不規則である。

b. 復元検討

絵図資料 志波城跡で確認されているような柱配置の権は現存していないが、平安時代末から鎌倉時代の絵巻物にみられるものと同様な構造と考えられる。これら絵図に見られる権は、柱上に床を張り、外側に傾斜する腰板壁を設け、屋根は無い。「後三年合戰絵詞」や「一二頃合戦絵巻」には権上に武将が居り、腰壁で矢を受けつつ弓を射る様子が描かれる。志波城跡の権もこのような戦闘的な施設と考えられる。

復元では、遺構に基づいて桁行2間、梁間1間の6本の柱を掘立てとし、それらを台輪で支ぎ、柱 床板を張った(第14表、第58~62図)。柱は、遺構で確認された寸法にばらつきがあることから、元径1尺5寸(45cm)前後の皮剥き丸太とし、枝等はヨキ(斧)ではつり落とした程度の仕

台 輪 上げとした。台輪は梁間・桁行の順に置き、梁間の台輪で床板を受けた。床板は、屋根が無いことからスコ張りとしたが、そのため床材は約10尺(3.0m)を1木で受けることとなり、強度が必要なので断面は4寸(12cm)の角材を用いた。

腰板壁は、矢を射る動作から高さ1m前後と想定されることから3尺4寸(102cm)とし、また絵図にならって外側に傾斜させた。その構造は、台輪上に束を立て、厚板をはめ込み、笠木で繋ぐものとした(第59図)。

矢 倉 「一遍聖絵」や「一遍上人絵伝」には権本体の上に小規模な小屋が描かれている。これは矢を入れておくための矢倉と考えられ、権本体と一体のものとして復元した。矢倉は、床板上に柱倉を置き、角柱を立て、板壁で三方を囲み、屋根を乗せるもので、屋根は簡便な流し板葺きとした(第60図)。

また、権への昇降のために城内側の腰壁を一部開け放ちとすることも検討されたが、復元では腰壁の構造的な安定性等も考慮して基本的に全周させることとし、梯子も常設しないこととした。ただし、活用を考え外郭南門の東側2基分については一部腰壁の無いものとした。

木 材 復元建築に用いた木材は、志波城跡の移転先とされる藤原城跡で出土した柱材に倣って、柱・仕上げ 台輪をクリとし、床・壁等の造作を要する部分はヒバとした。また木部の仕上げは、機能を重視した建物との考え方から、ヨキハツリとした。

位 置	復元の位置・寸法・構造		復元根拠となる資料等
	外郭南門東西に7基ずつ計14基と推定、復元対象10基 棟間幅 約60,000mm(約200尺)		
本 体	<p>規模 東西幅：2間 6,000mm (10尺等間20尺) 南北幅：1間 4,200mm (14.0尺) 高さ：6,120mm (20.4尺) …板壁天端 5,100mm (17.0尺) …床天端</p> <p>構造 桁立柱：直立円柱 径300～500mm 剥き丸太を基本とし、枝部はヨキで整形。梁間台輪を置き、桁行 台輪を設ける。頭貫なし。</p> <p>床下：壁等を設けず吹き抜けとする。</p> <p>床：床版をスノコ(透かし張り)桁行方 向に張り、中央で締ぐ。 板壁(板張)：高さ 1,020mm (3.4尺) 斜めに外側へ張り出す。</p> <p>貝形：外郭南門取り付き部と高垣との境 に設ける。</p>	<p>発掘調査により、埋立柱穴確認。 ・築地塀木本体上土天端 (15尺) より構造上のクリア ランスをとると他床天端17尺となる。これは時代 は異なるが築城記に「礎の上二尺に地床を設ける」 という記載と一致する。</p> <p>・発掘調査により柱の直立確認。主なもの平均は 43cm程度であるが、柱穴の径にはばらつきがある ため、丸太皮剥削度の仕様とする。 ・柱木材は、徳丹城跡の出土例から、クリを使用する。</p> <p>・雨水処理、雪処理からスノコ(透かし張り)とする。 ・腰型の傾斜は、絵巻物から判断すると、弓を射る動作 と関連していると考えられる。</p>	
屋 根	上階は設けない。	<p>平安末から室町時代に描かれた絵巻物などに上階 があるのは南門を除いてみられない。また上階を つけることは構造的にかなりの強化が必要である。</p> <p>・上階が一般的になるのは中世末と考えられ、掛川城 正保絵図にみられる古便のようであつたう う。</p>	
矢 倉	<p>規模 東西幅：1間 900mm (3.0尺) 南北幅：1間 1,800mm (6.0尺) 高さ：1,850mm (約6.2尺) …棟天端 1,350mm (約4.5尺) …桁天端</p> <p>構造 棚床に柱盤を置き角柱を立上げる。 板貫・板真、勾配3.5寸 屋根 流し板二重とし、横様で押さえる。</p>	<p>・一遍塗絵や一身上人絵伝に、弓矢を格納したと考 えられる小規模な施設(矢倉)が描かれている。 ・絵巻物に見る屋根は、檜の正面に丸し平に板を葺 いている。</p> <p>・屋根は、絵伝に倣って流し板二重とし、横様で押 えむ。</p>	

第14表 構復元展示仕様

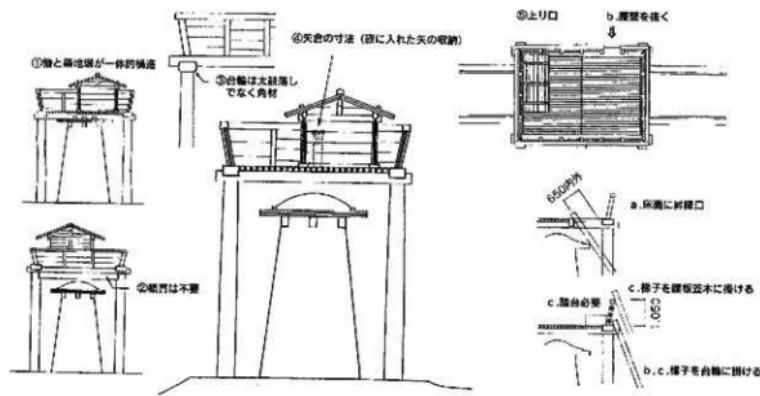
c. 復元検討の過程

構の復元案については、築地塀とともに平成4年2月20日、同7月10日、同10月1日の3回 復元検討にわたる文化庁復元検討委員会の審議の他、平成4年12月に復元検討委員会委員の現地指導を 委員会 経て、以下は、その過程で提案し、また指導された主な事項である。

構造形式	提案事項	指導事項	参照
	<p>指摘を受けた検討 ・築地塀と構造的に離れた形態とする。 実施案 ・追構から見る構と築地塀の工程上の前後関係等 に関する検討を試みたが、結果的には不明確であることから提示案とのおり復元した。</p> <p>※参考：発掘調査の成果から築地塀の施工区間と構の配置(最狭55.8m、最広66.4m、平均58.7m) との関係は、同一の工程でないことを確認しているが、このことがどの程度の時間差かは明確ではない。 築地塀の版築と屋根の施工を同一の工程として捉えるかが課題となる。城櫓遺跡の多くの 構築施設は築地または角材列を跨ぐ柱配置で検出されるが、多賀城跡の検出例のように、一方 の個柱が未検出で築地塀と一体となった構造と考えられる遺構も検出されている。</p>	<p>・構と築地塀が一体化的な構造もあり得る。築地 塀屋根板の上に台輪を直接載せてはどうか。</p>	

第57図③

構造形式	提案事項	指導事項	参照
	・梁間台輪の下に棗貫を入れる。	・獨立柱構造であり、棗貫は不要である。また、梁間の台輪を下とし、桁行台輪を載せること。	第57図②
材料	・台輪の部材として太鼓落しと丸太とする。	・太鼓落しは不自然である。角材とすること。	第57図③
矢倉	・矢倉の規模について。	・軒に入れた矢を収納でき、出し入れに支障のない寸法とすること。	第57図④
上り口	提案事項 ・橋への昇降について a案：床面に昇降門を設ける。 b案：腰壁を一部取り外す。梯子は台輪に掛けことになるが、腰壁の強度が若干下がる。 c案：腰壁は全周し、これを跨いで出入りする。梯子を掛ける位置と昇降の容易さにいくつか考え方がある。 実施案 ・腰壁の強度確保のため基本的には全周するものとし、活用上外郭南門に近い東側2基だけ一部腰壁を抜くこととした。	・b案でよい。a案は築地塀との関係から開口寸法が制限され、具足を付けた兵士の昇降には不適である。 ・梯子の形状については制約しない。	第57図⑤



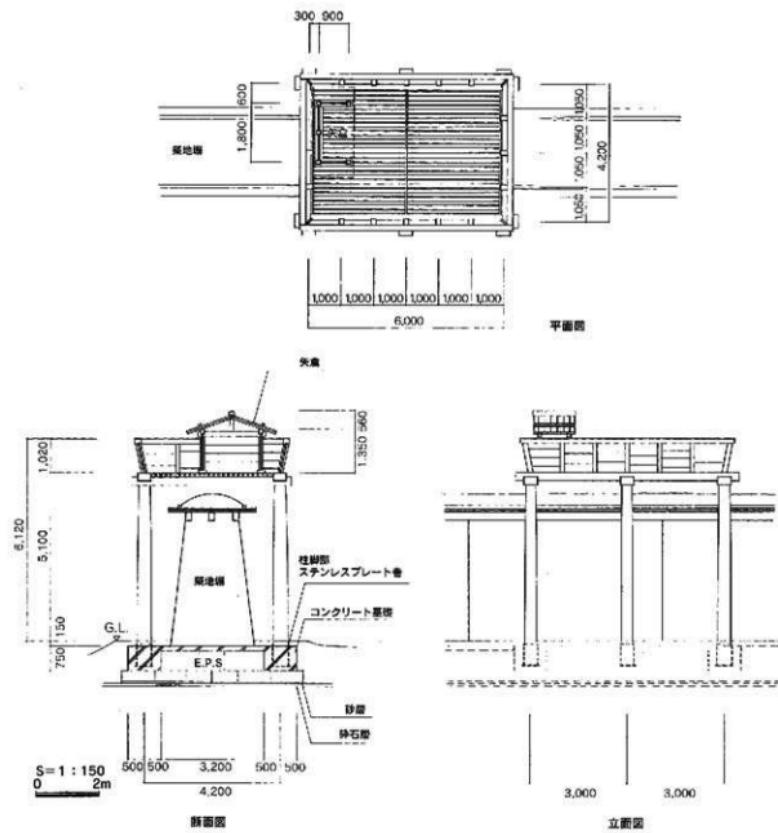
第57図 橋復元設計検討案

C. 構造補強

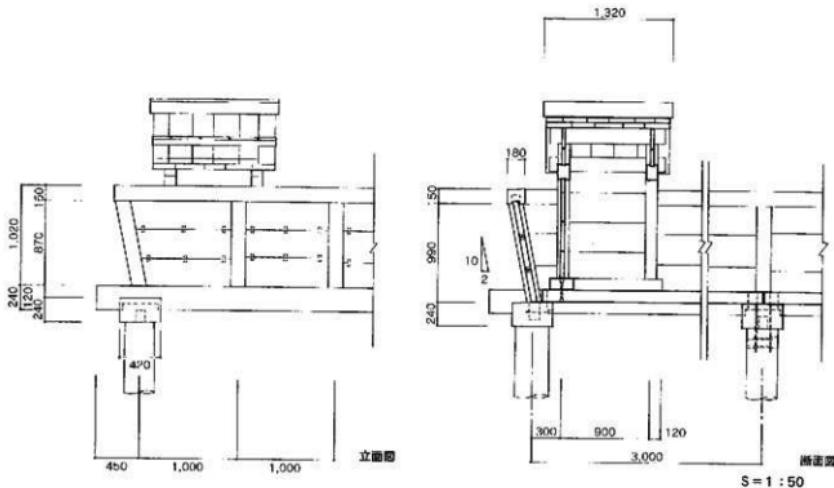
基礎 志波城跡の橋は、本末掘立てによる剛性で成り立っている。しかし、整備では遺構保護盛土内に基礎を納めるため、柱の根入れは制限される。そのため、コンクリートを用いた地中梁を設け、柱根元にはステンレス製の横担きと根絡みを設けてコンクリート中に埋め込んで剛性を確保した(第58図)。また、このコンクリート基礎の下には、築地塀と同様に地下遺構保護のためEPSを敷設した。

柱・台輪・腰壁束・矢倉柱壁の接合部は、構造的に十分な強度を持っているが、木材であるの接合部で減り込みや劣化に伴う強度低下が危惧される。橋は活川において見学者を上げることも検討していることから、補強のため、ボルトを埋め込み引き抜け防止を図った(第61図)。腰束の支盤束仕口強度については、見学者の体重がかかることを想定した構造実験を行い、安全性を確認している。

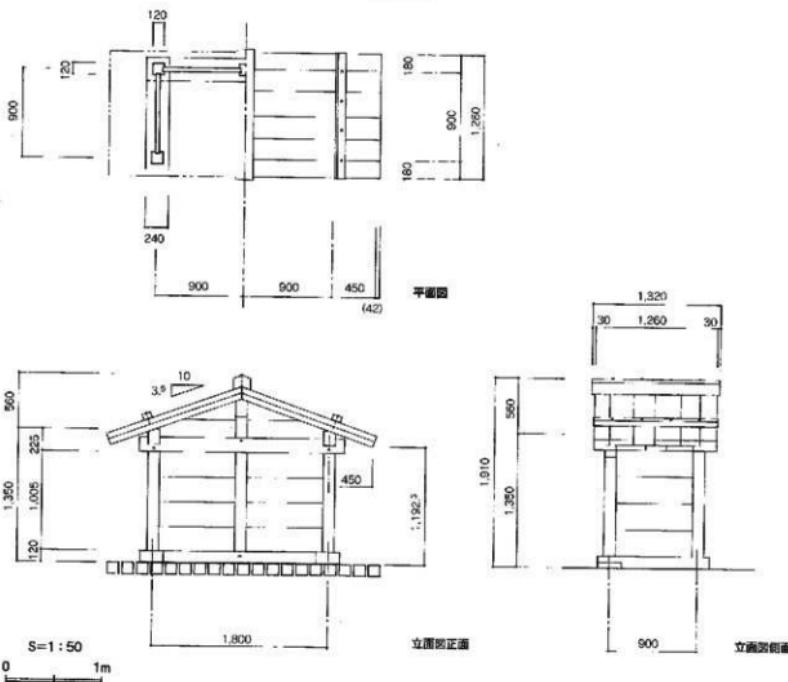
なお、志波城跡保存整備事業の特徴となっている外郭南門・橋・外大溝橋といった建造物の復元展示では、一部ボルト等による構造補強があるものの、原則として古代の木組によって施工することから、柱軸組・腰壁板・主架構・基礎・土塗壁などの各部材を対象として、固定・積載・積雪・地震・風の各荷重数値を算出する構造実験を行っている。



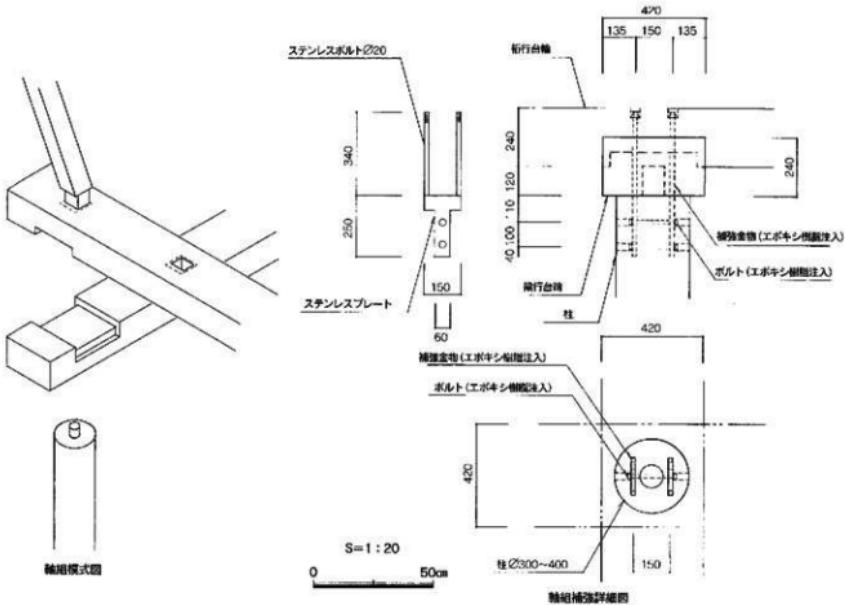
第58図 橋平面図・立面図・断面図



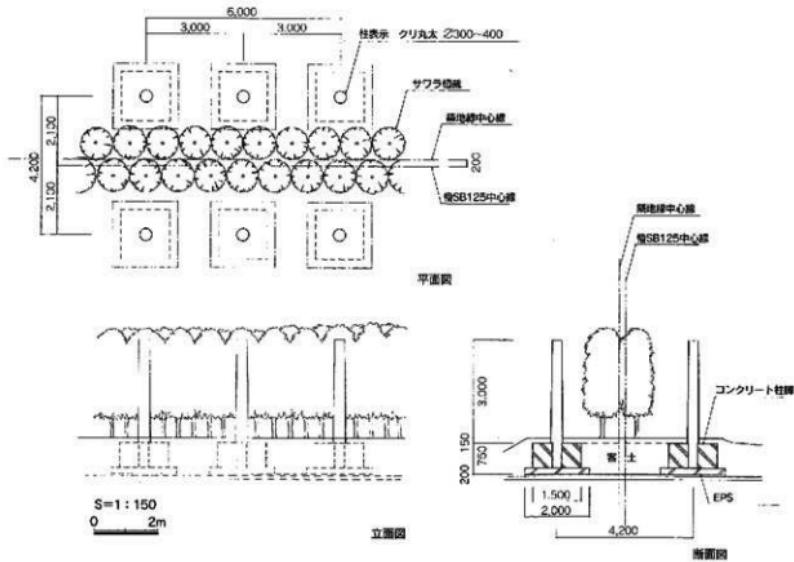
第59図 構造詳細図



第60図 矢倉詳細図



第61図 橋軸組模式図・橋軸組補強詳細図



第62図 棚(SB125)表示平面図・立面図・断面図

(3) 外郭南門

a. 遺構

規模・構造 外郭南門は、外郭南辺築地線の中央、南大路の中軸線上に位置する。発掘調査によって16基の掘方が確認され、桁行5間15m(9.9-14-9.9尺、総長50尺)、梁間2間6m(10尺等間、総長20尺)の大規模な門である(第63図)。本柱跡には方形の掘方、抜取穴があり、一部に残る柱痕跡から柱は丸柱で、径1尺5寸(45cm)と判断される。中央通りでは、両脇2間に中央に本柱は無く、地覆様の布堀があり、その底面にそれぞれ3箇所の柱の圧痕がある。この布堀の状況は政府南門跡と類似しており、同様な壁構造と考えられる。政府南門跡では、柱抜取穴盤上から白色粘土が出土している。この白色粘土は、政府の正殿跡・脇殿跡でも確認されており、粘土の一部に用いられていた可能性が考えられる。

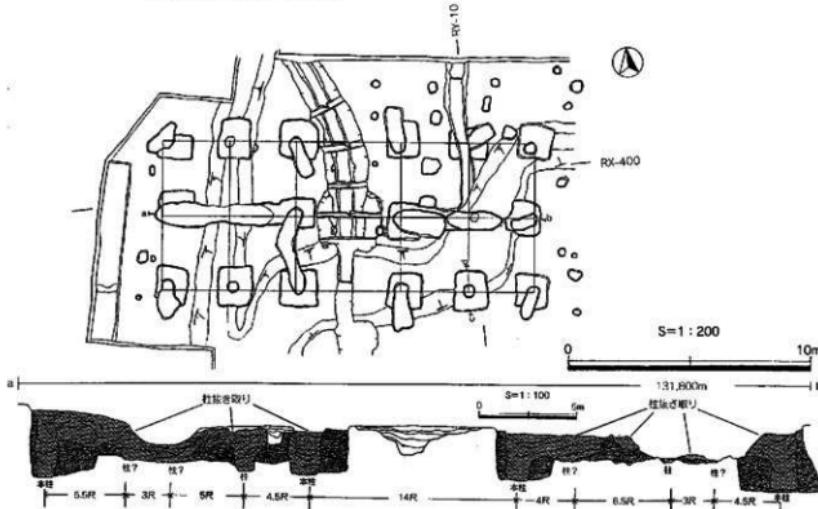
b. 復元検討

構門 外郭南門は、その東西に櫓群を控えていることから上階を持つ櫓門と想定でき、防御的性格の強い建造物と考えられる。また、築地堀跡や櫓跡と異なり、柱位置の通り芯や寸法は正確で、精度の高い造作と判断される。

古代の櫓門 現存しないが、平安時代末から鎌倉時代の絵巻物に小規模な櫓門が描かれている。

法隆寺 また構造的には同時代の法隆寺網封蔵が参考となる(第64図)。志波城跡の外郭南門では、

網封蔵 中央通りの布堀から五間一戸であることがわかる。また、軸部の構造は2間×2間の櫓のような構造を2棟並べ、その間を扉とする考え方があり立ち、法隆寺網封蔵に類似した構造が想定される(第15表、第66~73図)。



第63図 外郭南門跡 (SB110)

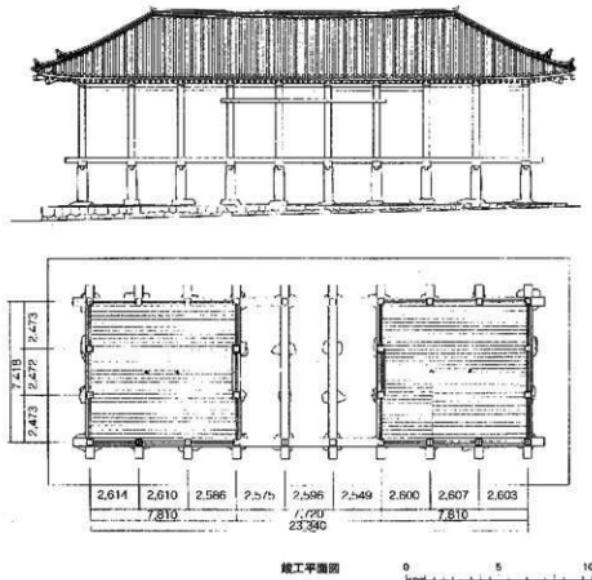
下階の構造は、丸柱を掘立て、頭貫を桁行・梁間に通し、台輪を梁間の順に置き、上階の 下 棚

柱を受ける柱盤を載せるものとした。下階の中央通りには白色粘土を用いた土塼が想定される。また、両側の梁間にも壁が付くのが一般的であるが、布臥等の痕跡が無いことから明らかに中央通りとは異なる構造と考えられる。この側壁は、雨掛かりとなることや寒冷地における耐久性等を考慮して板塀とした。この板塀には、同時代の宝生寺金堂板塀を参考にした。扉は中央間 14 尺のところを半長押で繋ぎ、唐居敷を設けて板襖戸を軸吊りとした。尚、布臥底の柱圧痕から、間柱の間隔が広いところには脇戸が設けられた可能性も検討されたが、不明確であり復元においては表現していない。

上階は、柱盤上に丸柱を立て、両側の 2 間 × 2 間を長押で囲め、これらを一体として桁を載せ 上 棚

て梁で繋いだ。床は厚板を張り、台輪で受け柱盤で挟んだ。また、外側には見張りや矢を射るための縁を運らせた。この縁は切り目縁とし、縁桁は台輪を外側に伸ばして受けた。さらに、この縁の外側には、絵図にみられるような外側に傾斜した腰板塀を設けた(第71図)。上階の壁は、『粉河寺総起訟卷』に吹き放ちの上階が描かれていることや、戦闘時の機能から判断して長押上だけに板塀を設けることとした。上階に上がるための階段等の構造は確認されていないが、活用を考え 2 筒所に上り口と階段を設けた。

小屋組については、外郭南門が軍事的性格であることから組物は設げず、垂木は一軒で切妻造 小 屋 組 りとした(第70図)。屋板葺き材としては、瓦が出土していないことから柿葺き、柏葺き、流し 屋 根 板葺きが考えられた。流し板葺きの場合、屋根の葺き長さは 18 尺(5.4 m)程度になることから



第64 図 法隆寺網封藏（『重要文化財法隆寺網封藏修理工事報告書』より）

位 置	復元の位置・寸法・構造		復元根拠となる資料等
	外郭南辺築地縁中央、中軸線上にある。		
規 模	幅 行: 約 15.0m 5間 50尺 (9・9・14・9・9尺) 梁 行: 約 6.0m 2間 20尺 (10・10尺) 高 広: 下層 5.1m (17.0尺) …床天祐マテ 上層 6.0m (20.0尺) …替柱マテ 計 11.1m (37.0尺)		・発掘調査により確認
構 造 及 び 規 模	構造形式 五間一戸櫓門 下階 挑立柱: 円柱 径 45cm (1尺5寸) 額貫を桁行、梁間に通し、梁間台輪を置き、 桁行台輪を載せ柱盤を置き、台輪を外側に 伸ばし、練桁を受ける。 上階 柱: 円柱 径 45cm (1尺5寸) を軽せる。 内法長押: 長押下板環張り、長押下吹き 放し、各梁間を大歛で繋ぐ。		・発掘調査により、挑立柱柱方、柱穴、闇柱穴確認 ・櫓高と合わせる。 ・発掘調査の結果、桁行中央通り中央間だけが広く、 他は布施り状態方があったことから、五間一戸と考 えられる。また、換門の構成上も、2×2間の構2 様の間を通りとしたという考え方方が成立立ち、この 場合五間一戸という特殊形と考えられる。 ・桁行中央通りの東西端からそれぞれ第2通りの柱 がなく、布施り状態方に比較的小さい柱の痕跡が認 められた。
屋 根 及 び 軒	構造 切妻造 栋蓋 一軒繁垂木 勾 配: 4寸 軒 出: 5.0尺		・挑立柱の人さし・仕様は、発掘調査による柱穴確認 による。 ・櫓門の参考例は全くないが、平安末～鎌倉初期の繪 巻に小型換門が描かれている。また、構造的には同 時期の参考になる建物として法隆寺鋼製城がある。 ・木材は、改丹城跡出土の建築用材等を参考にする。
床	下階 三和土仕上 上階 内部敷装 織はスノコ (透かし張)		・流し板葺は1枚では無理があるので、納まりに難が 生ずる。板葺は、クリまたはサフランの割板を使用。 ・板葺の勾配は4寸程度で、軒出は一軒であるので5 尺程度とする。
壁	下階 梁 高: 東西端の柱通りは板壁 (横板型) 桁 行: 中央通り両脇間は土壁白土塗 上階 内法長押上: 板壁 (横板張) 内法長押下: 吹き放し		・散石や粗など出土していないので、土を固めた程 度と考えられる。 ・下層床面を、雨仕舞のために築地基面よりも4寸程 吹上げることとする。 ・現存する櫻門の仕様に倣う。
門			・政厅南門 (内廊門) の両脇間に布施り状の板方があ り、外郭南門と同形式の壁と考えられるが、こここの 柱穴埋込から白色粘土が発見されている。この 粘土は改丹正殿・脇殿でも発見されており、建築に 伴うものと判断される。 ・同様の柱通りには壁が付くのが一般的であるが、 桁行中央通りの布施り状の板方は見受けられず、明らかに異なる仕様であると推定される。この壁は、寒 冷地の耐久性を考慮して板壁とする。室生寺金堂板 壁等を参考とする。 ・粉河寺繪巻絵巻にある換門や、乾廻時の機能から、 内法長押下は吹き放しとする。
開 口	床2か所に開口を設け、見学者の階段を設置する。		・並進活用上、見学者の便に供するために設置する。

第15表 外郭南門復元展示仕様

規 型 2段以上となり、納まりに難がある。したがって、柿葺き又は樹葺きの可能性が高いと考えられ、復元では、外郭の軍事的機能を重視した性格を考慮して、8分(2.4cm)の厚い樹葺きとした。

c. 復元検討の経過

復元検討 外郭南門の復元案については、平成4年12月の文化庁復元検討委員会による現地指導の委員会他、平成5年2月26日、同年6月25日、平成6年3月2日の3回にわたる復元検討委員会の審議を経ている。以下は、その過程で提案し、また指導された主な事項である。

	提案事項	指導事項	参照
上階	<p>指摘を受けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階高について、上層の総高(上階床面から裕徳天端)を約17.3尺として提示。 <p>実施案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上層の総高を約20尺に改める。 	<p>・全体の形状から少し高くすること。</p>	第65図①
	<p>・壁と柱間装置の構成について以下の4案を提示。</p> <p>a案：東西の2間×2間分をそれぞれ板壁で囲い、中央間を長押で緊ぐ。 b案：板壁と長押の構成はa案とし、柱間を狭め、縁を広げる。 c案：板壁と長押の構成はa案とし、上階の規模を東西それぞれ1間づつ小さくする。 d案：上階全面を吹き放ちとし、東西の2間×2間分をそれぞれ長押で緊ぐ。長押の上のみ板壁を設ける</p>	<p>・外部南門の性格として想定される戦闘時の機能性等から、c案の上階吹き放ちとすること。</p>	第65図②
下階	<p>・壁の構成について、中央通りだけに布垣状の掘り方が発見されたことから以下の2案を提示。</p> <p>a案：布垣状の造構ある中央通りだけに板壁を設ける。 b案：同様な造構の状況にある政厅南門跡では白色粘土塊が柱抜取穴より出土しており、壁土の一部である可能性が考えられることから、中央通りを土壁とし、両側通りを板壁とする。</p> <p>・臨戸について、布垣状の造構の中に柱の圧痕と見られる痕跡が、東西の脇間にそれぞれ3箇所認められ、その配置から臨戸が付く可能性を提示。</p>	<p>・b案で了解する。</p> <p>・可能性は否定できないが不明確であるので、復元においては表現しないこと。</p>	第65図③ 第65図④

②上階 壁と柱間装置の構成

a. 東西2間分板壁、中央間長押し



b.aに対し柱間を狭くする

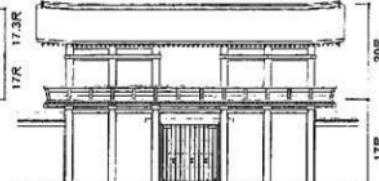


c.aに対し東西1間分づつ小さくする



①上階 総高を17.3尺から20尺に改める

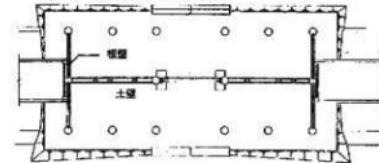
②上階 d.全面吹き放ち、東西に2間に長押



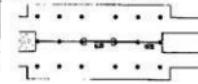
④下階 庭戸複数室



②下階 b.中央通り土壁、側溝り横壁



③下階 a.中央通りだけに板壁



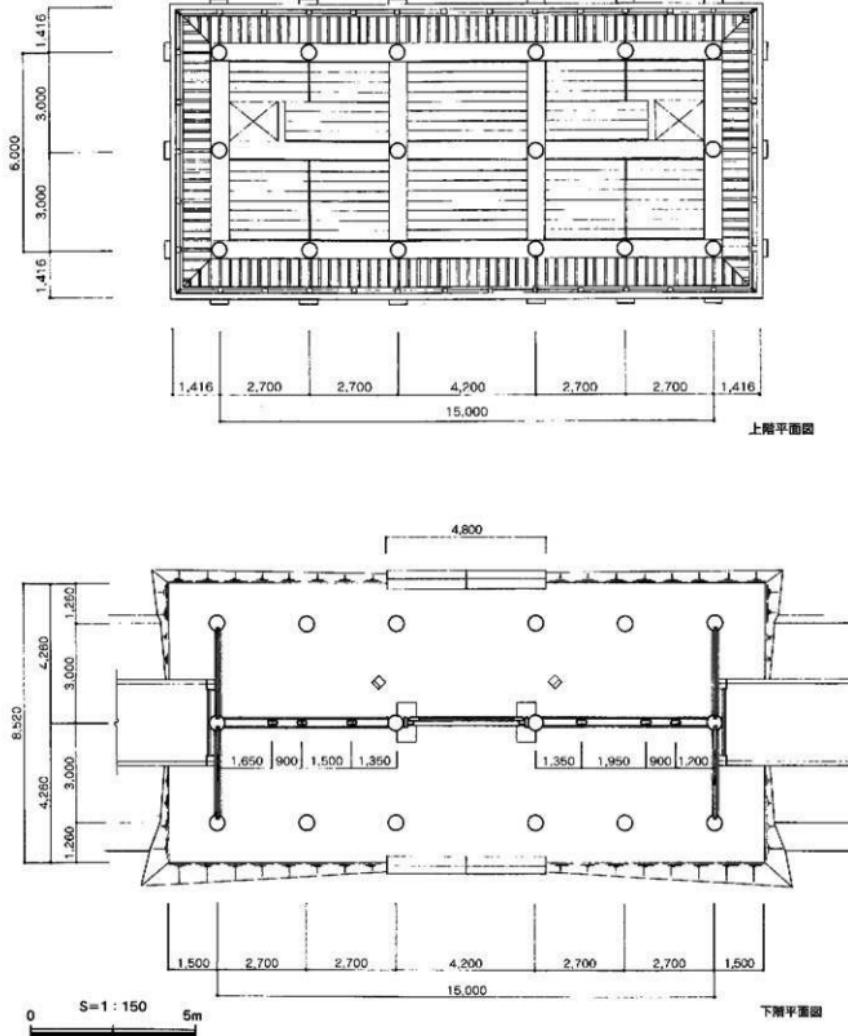
第65図 外郭南門復元設計検討案

d. 構造補強等

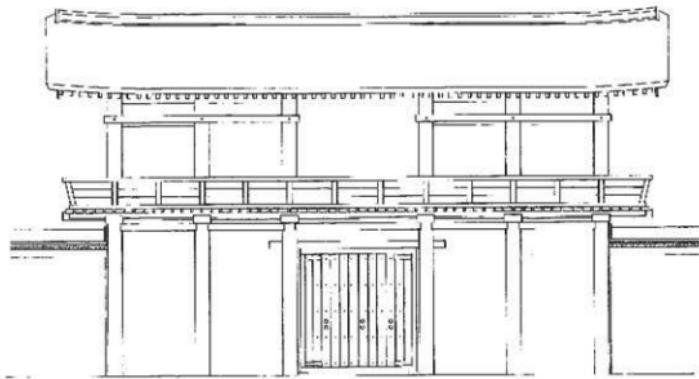
掘立柱のコンクリート基礎と造構保護のためのEPS敷設は柱と同様とした(第69図)。

基 础

また、下階・上階の柱・台輪・柱盤は太柄による支口としたが、補強として上下の柱をボルトで繋いだ(第71図)。さらに、落雷に対する防災設備として屋根棟上に避雷針を設けた。



第66図 外郭南門平面図



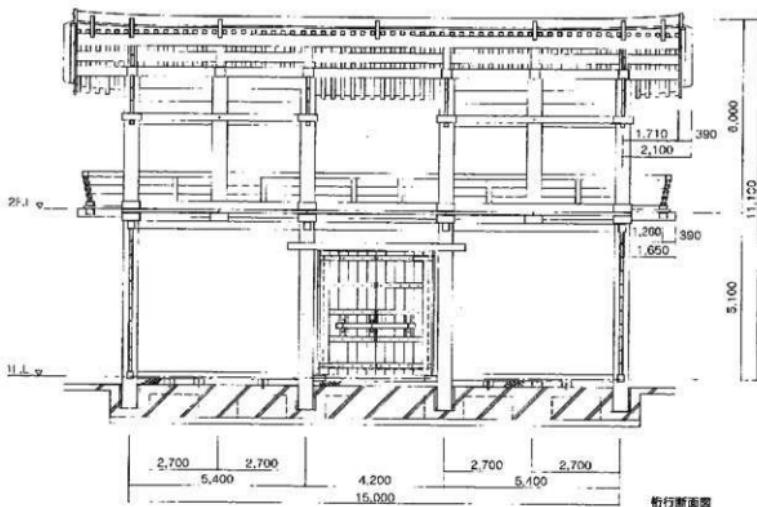
正面



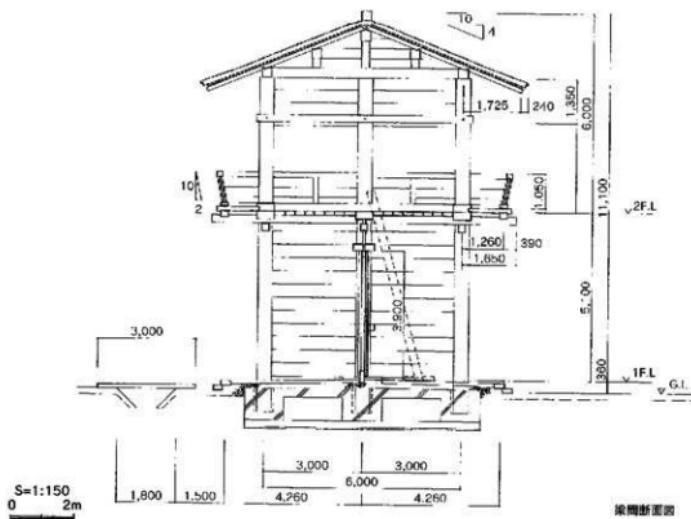
側面

S=1:150
0 2m

第67図 外郭南門立面図

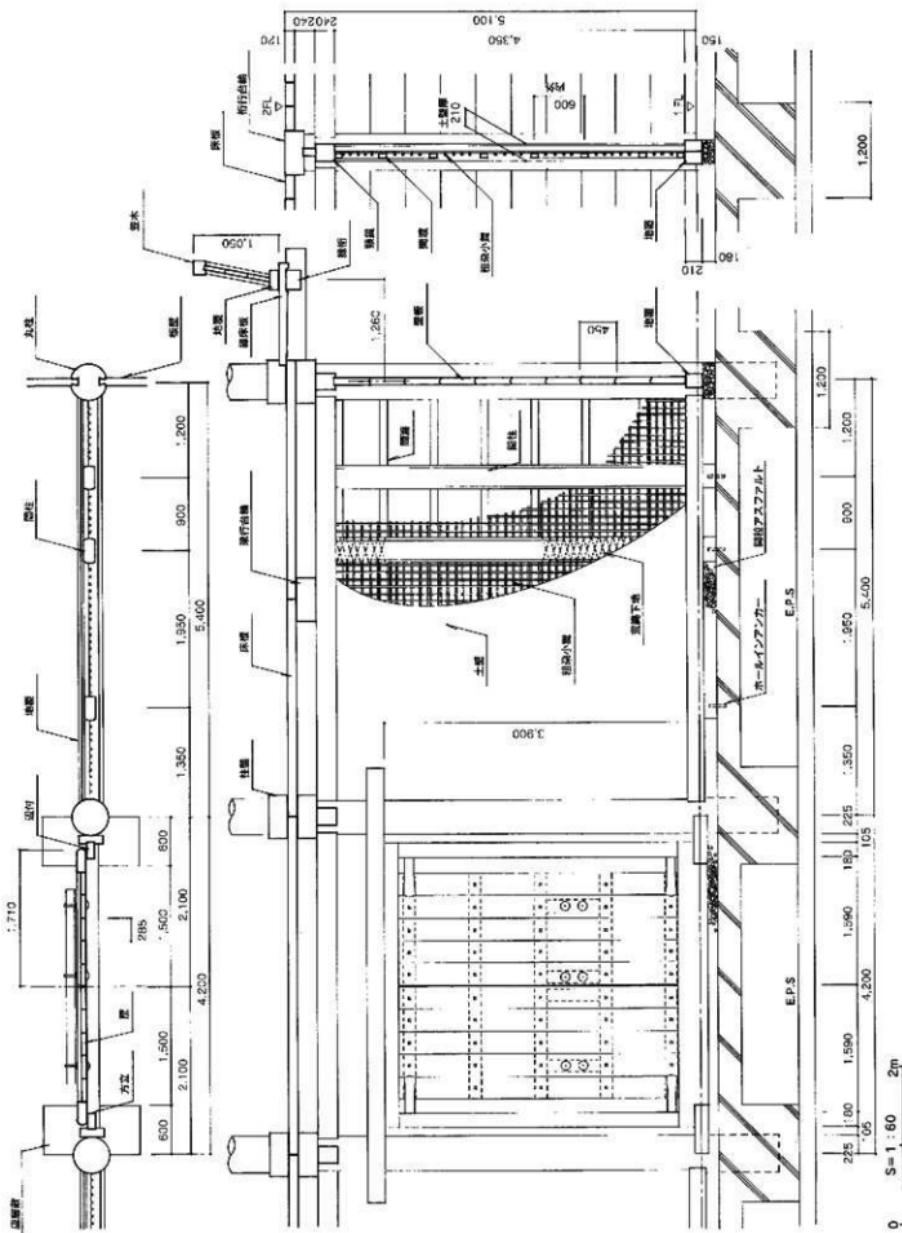


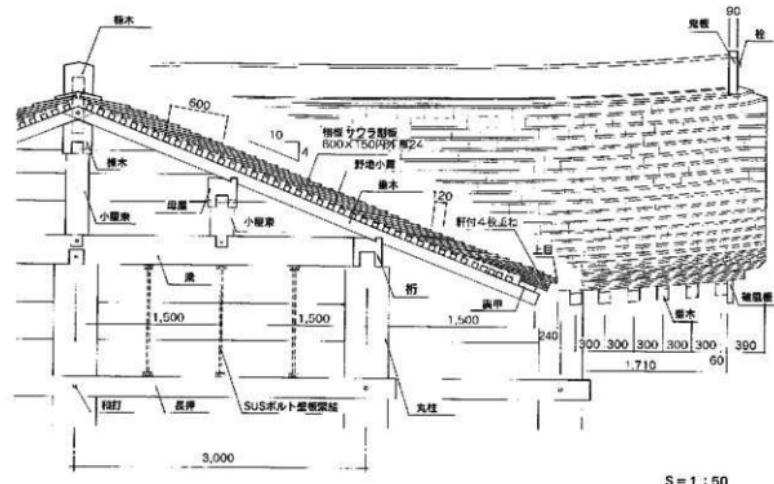
平行断面図



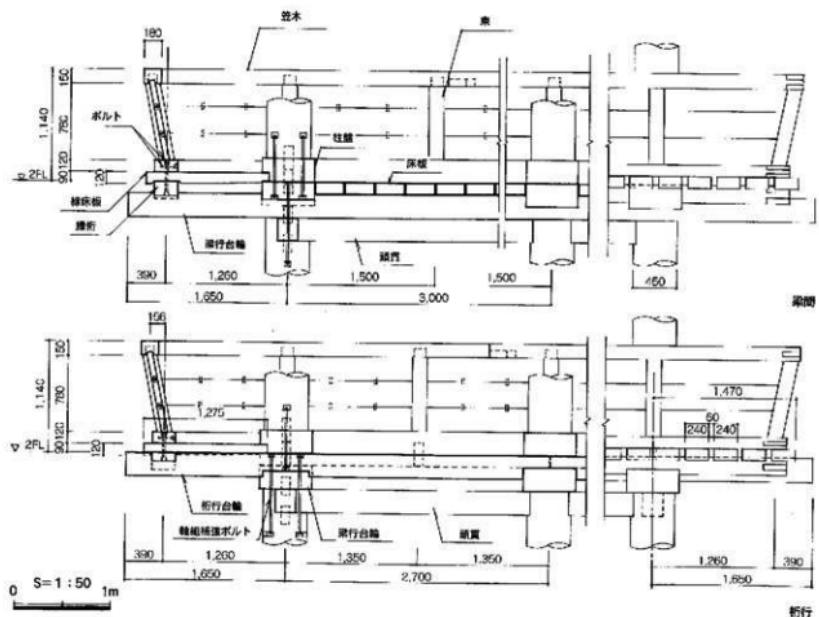
梁間断面図

第68図 外部南門断面図

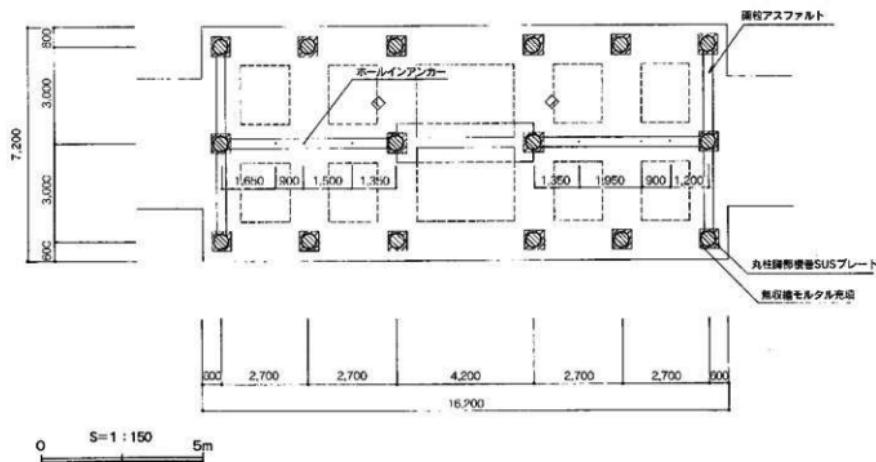




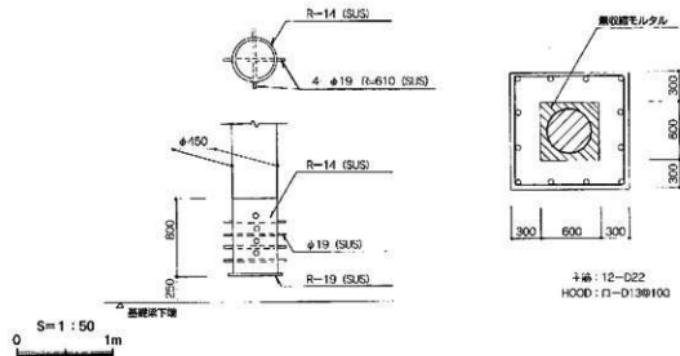
第70図 外郭南門屋根詳細図



第71図 外郭南門詳細図



第72図 外郭南門基礎伏図



第73図 外郭南門柱脚詳細図

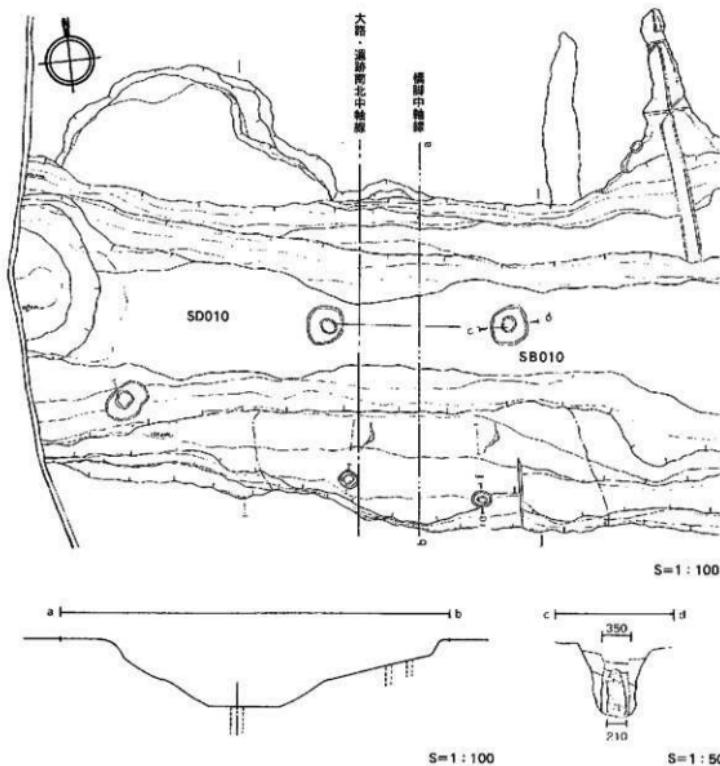
(4) 橋(外大溝)

a. 透構

規模・構造　南外人路の中央、外大溝を渡る位置に橋跡が確認された(第74図)。橋脚の掘方は、外人溝底面のほぼ中央にあり、梁間12尺(3.6m)を測る。また、外人溝南側の法肩付近には直径3~4寸(9~12cm)、梁間9尺(2.7m)の小柱穴があり、橋台部の土留杭跡と考えられる。

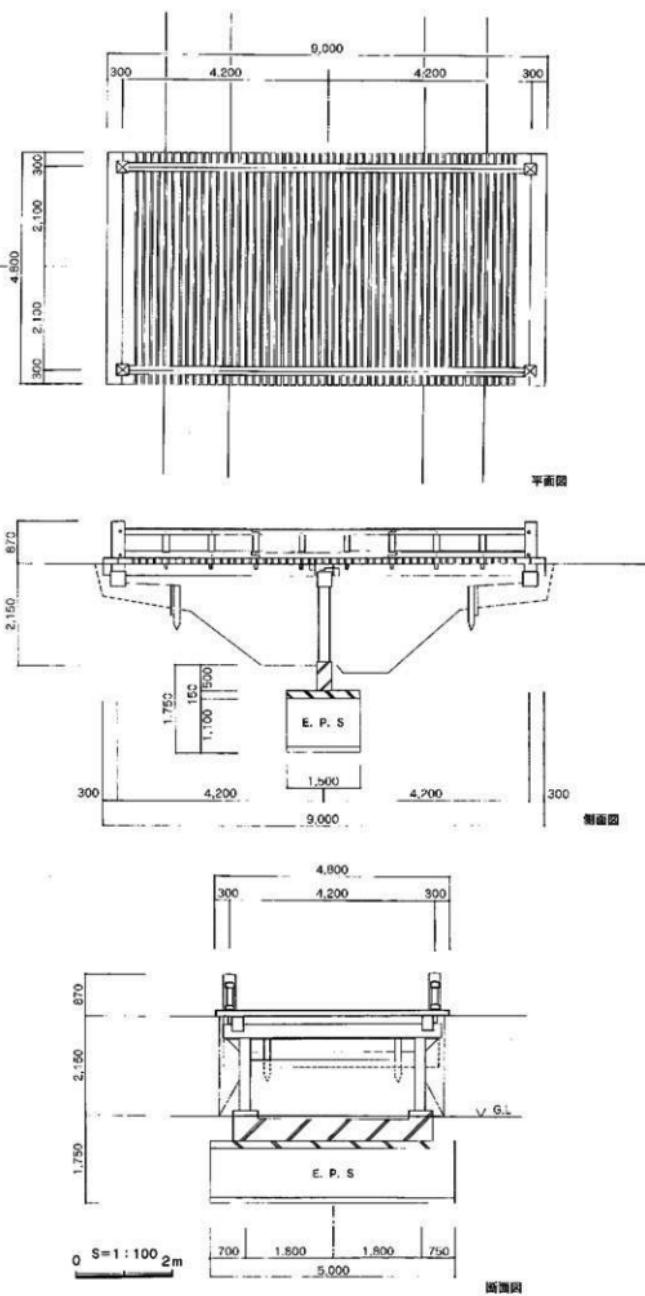
b. 復元検討

復元　道標の状況から、外人溝中央に橋脚を立て、梁を渡し、梁桁を受ける構造と考えられる(第75図)。また、橋台部には土留めの層板を設け、杭で押え、その上に土台を積く。橋の梁間は橋脚跡の間隔から12尺(3.6m)とわかり、桁行は、橋脚跡と土留杭跡の間隔が約11尺(3.3m)であることから、片側14~15尺(4.2~4.5m)と考えられる。ここで外大溝の北側の法肩には杭跡は発見されていないが、橋台を中心南北に対称な形状と解釈して整備した。またこの橋は、外郭の軍事的な性格からして装飾等のない『天狗草子』にみられるような簡素な構造と考えた。



第74図 橋跡(SB010)

橋脚の上を梁で繋ぎ、この梁と土台に橋桁を渡す。橋桁の間隔は橋脚と同じ12尺(3.6m)とし、床板はこの間隔に耐えるものとして4寸(12cm)の角材を用い、雨仕舞のため柵の床と同様に透かし張りとした。欄干については、来訪者の安全を確保するために錠宝珠等のない簡便なものを設けた。



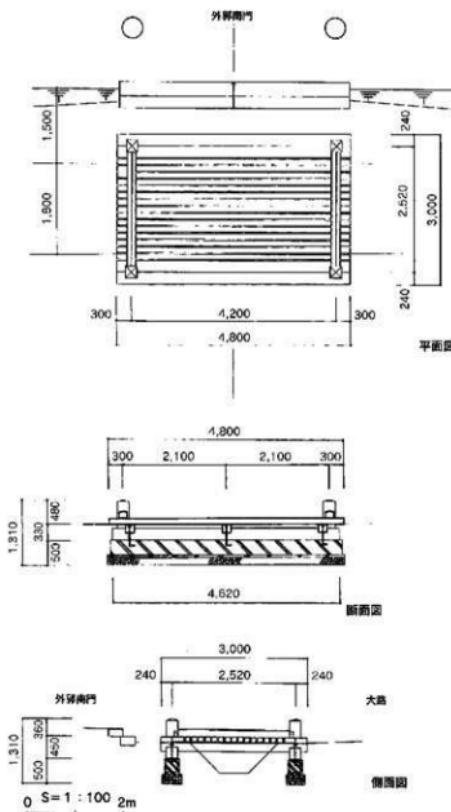
第75図 橋(外大溝)平面図・側面図・断面図

(5) 橋(外郭南門前)

a. 造構・復元検討

南外大路の外郭南門に臨む位置は、築地外溝に連続する形で幅約1.8mの溝になっている。ここには橋脚等の遺構は確認されていないが、機能上橋が想定される。また橋の幅は、機能上外郭南門の中央間14尺(4.2m)と同程度と考えた。

復元 この橋は、「粉河寺縁起絵巻」等に描かれる簡便なものと考え、遺構が発見されていないことから据立柱を用いないものとした(第76図)。その構造は、溝の両岸に木製の橋台を置き、これに橋桁を渡し床板を並べるもので、床板の安定のため両端に上台を置き、橋台部分に親柱を立てて土台を挟み込む。この親柱は橋台にはさしとし、据り込みを持たないものとした。さらに、床面の排水のため、外大溝の橋と同様に床板には4寸(12cm)の角材を用いた透かし張りとした。

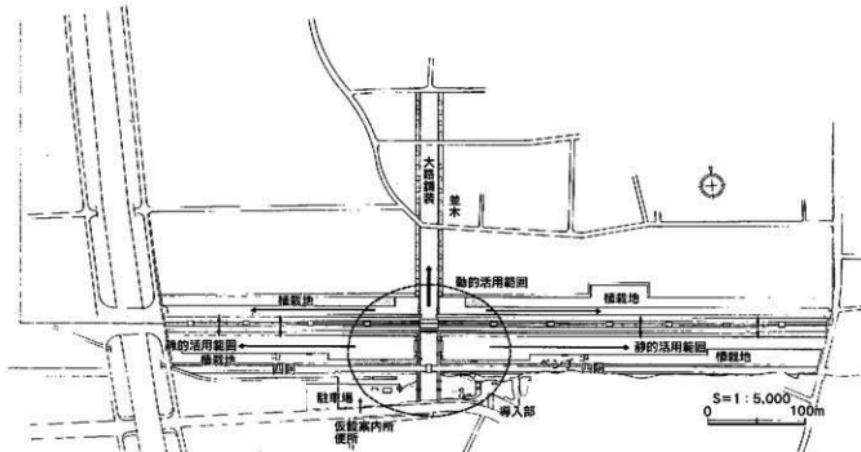


第76図 橋(外郭南門前)平面図・断面図・側面図

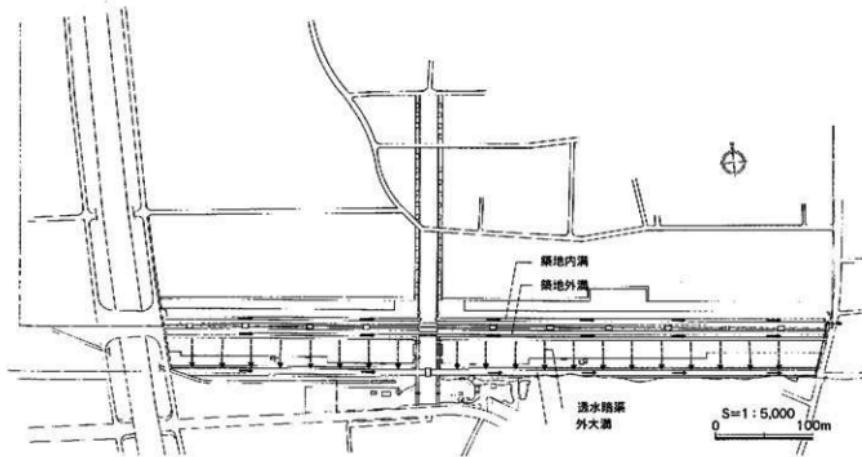
4. 環境基盤の整備

(1) 造成

志波城跡の構造を表現するとともに、市民の憩いの場として親しまれ、また活きた空間とするために、史跡景観と調和することを原則とし、かつ志波城跡を特長付ける整備をめざした。活用上のゾーニングとしては、堀地の外郭南門を中心とする中央付近を主たる動的な活用範囲 ゾーニング



第77図 活用ゾーニング図



第78図 雨水排水計画図

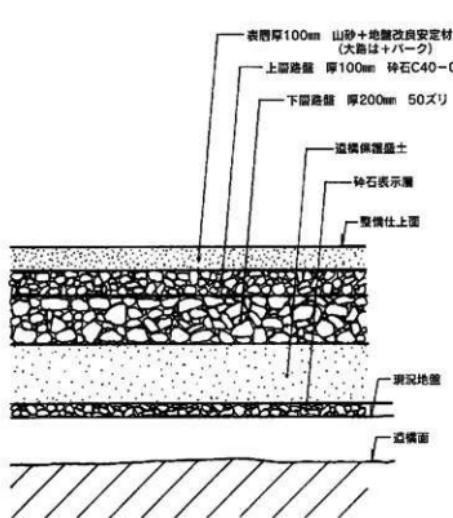
図とし、これより離れた東西の範囲を主に静的な活用範囲と位置づけた(第77図)。舗装面と構造地の範囲は、このゾーニングに基づくとともに、造構の形状や道路の性格に由来しない線形を避けたものとして設定した。

- 整備地盤** 整備地盤は、造構保護で述べた通り、現況地盤に碎石表示層と造構保護盛土によって構成している。また、整備地盤の形状について、造構の状況から築地線と南大路が周囲よりもやや高い傾向があること、さらに、整備地盤表面の排水勾配を確保する必要があることから各所の整備地盤高を決定した。整備地盤面の雨水排水は暗渠排水を基本とし、排出経路に外大溝と築地線の内溝・外溝を利用している他、既存の農業水路を改修して利用している(第78図)。
- 雨水排水**

(2) 舗装

舗装では、舗装線形の設定方針と同様に、外濠南辺の簡潔な空間構成を景観上妨げないことを基本として、土の質感を重視した仕様をめざした。

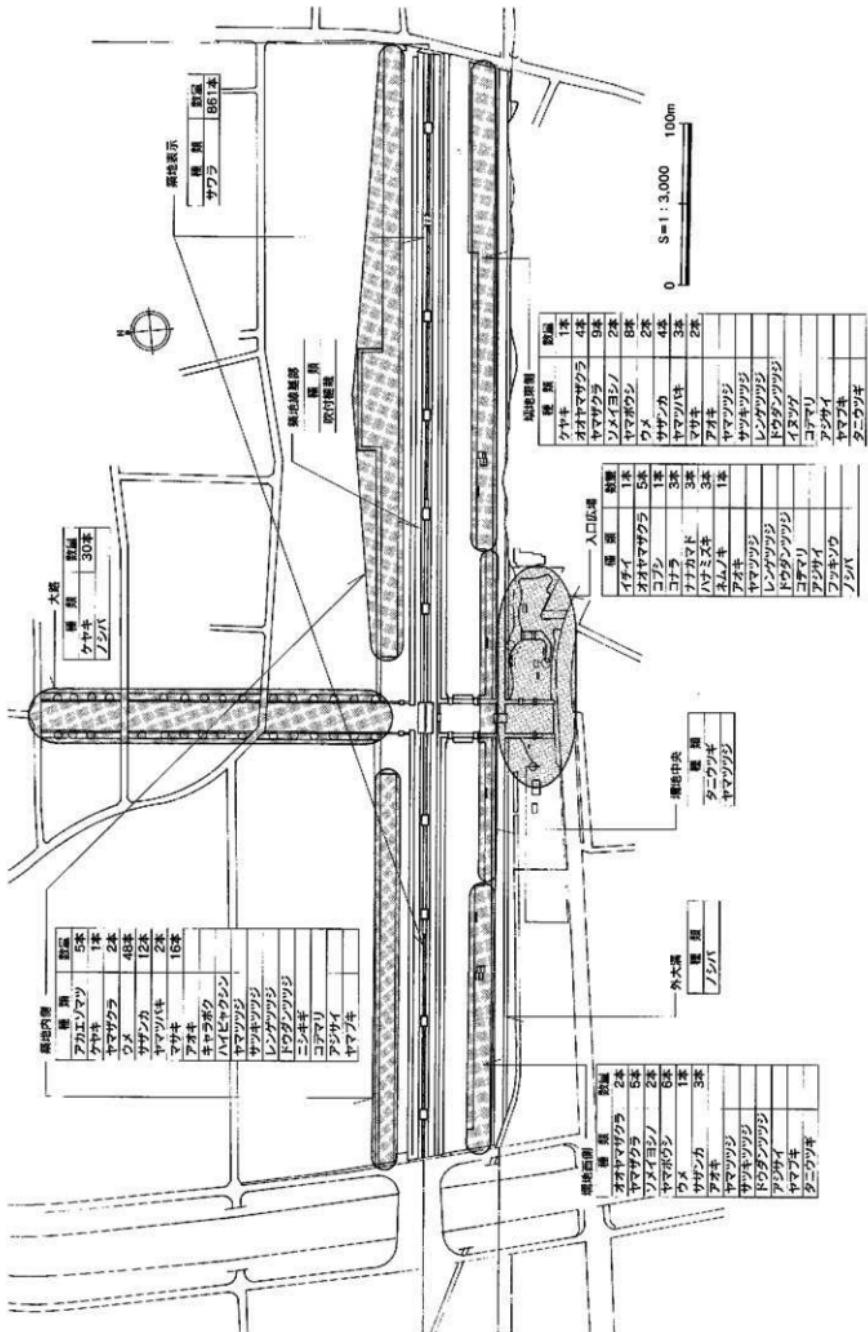
- 土質舗装** しかしながら、寒冷地における土質舗装には課題が多いことから、有望ないいくつかの仕様について試験舗装を行い、質感・強度・透水性・耐久耐候性・経済性等の面から比較評価を試みた。その結果、硬質で透水性のある上質舗装は、その時点では凍害を免れ得ないと判断に至り、砂敷を基本とした仕様を選定した。



第79図 塙地・大路舗装構成図

塙地の舗装構成は、表層(砂敷)厚100mm + 上層路盤(碎石C40-0)厚100mm + 下層路盤(50ZIRI)厚200mmとし、表層の砂敷きは山砂に地盤改良安定材を混合した仕様とした(第79図)。また、大路では、塙地と同様な舗装構成とし、表層には山砂にパーク製品(針葉樹樹皮粉砕焼成材)を混合した仕様とした。

このような砂敷を基本とする軟質の舗装では、除草や流出部の補修、再転圧といった維持管理が必要となることはやむを得ない。しかしながら、整備後の状況では降雨時や、表層が乾燥しにくい寒冷期に舗装が泥濘化し、特に塙地では通常の靴での歩行が困難な場合もあり、今後に課題を残す結果となつた。



第80圖 植栽平面圖

(3) 植栽

植栽では、造構の表現として、築地塀の表示であるサワラ高垣と、南大路のケヤキ並木がある。また、環境基盤の整備として、斜面保護のための地被植栽と修景としての樹木植栽がある(第80図)。

高垣 築地塀の高垣は、当地方の防風林として伝統的に用いられているサワラとした。高さ3mの幼木を列植し、剪定しつつ築地塀と同じ高さ4.5mに形成していく計画である。

並木 南大路の並木は、城域の中軸線を立体的に視覚化するものとして重要である。整備当初からある程度整った景観とするために、高さ5mのケヤキを用いて標準12m間隔で植栽した。

地被植栽 斜面保護を目的とした地被植栽は、外大津と築地塀線で行った。外人塀は粘性土による盛土斜面であり、ノシバのベタ張りを施した。また築地塀は碎石による盛土斜面であり、ノシバの植栽は不可能であるので、数種類の吹付植栽工法を試験した上で、客土吹付によって仕上げた。

修景植栽 修景植栽は、活用上のゾーニングと築地塀の復元構造物に対する景観を重視して配植した。塙地の中央付近では、植栽地の芝張りと低木に止め、東西の静的な活用範囲では市民の利用価値を高めるものとして、主に春に開花する樹種を選定し、盛期にはまとまりのある特徴的な景観をつくる配置とした。この主な樹種としては、サクラ(ソメイヨシノ・オオヤマザクラ・ヤマザクラ)・サザンカ等の高木やヤマブキ・ツツジ等の低木を用いた。

また、築地塀の内側では、築地塀を復元した範囲より外側の東西を主体に、サクラの他、現在城内に多くみられるウメを中心的に植栽した。

尚、この整備にあたりソメイヨシノの幼木200本の寄贈を受けた。これらは外郭の東西に集中的に植えてあり、今後親しまれるサクラ林とすべく育成していく計画である。

5. 解説施設

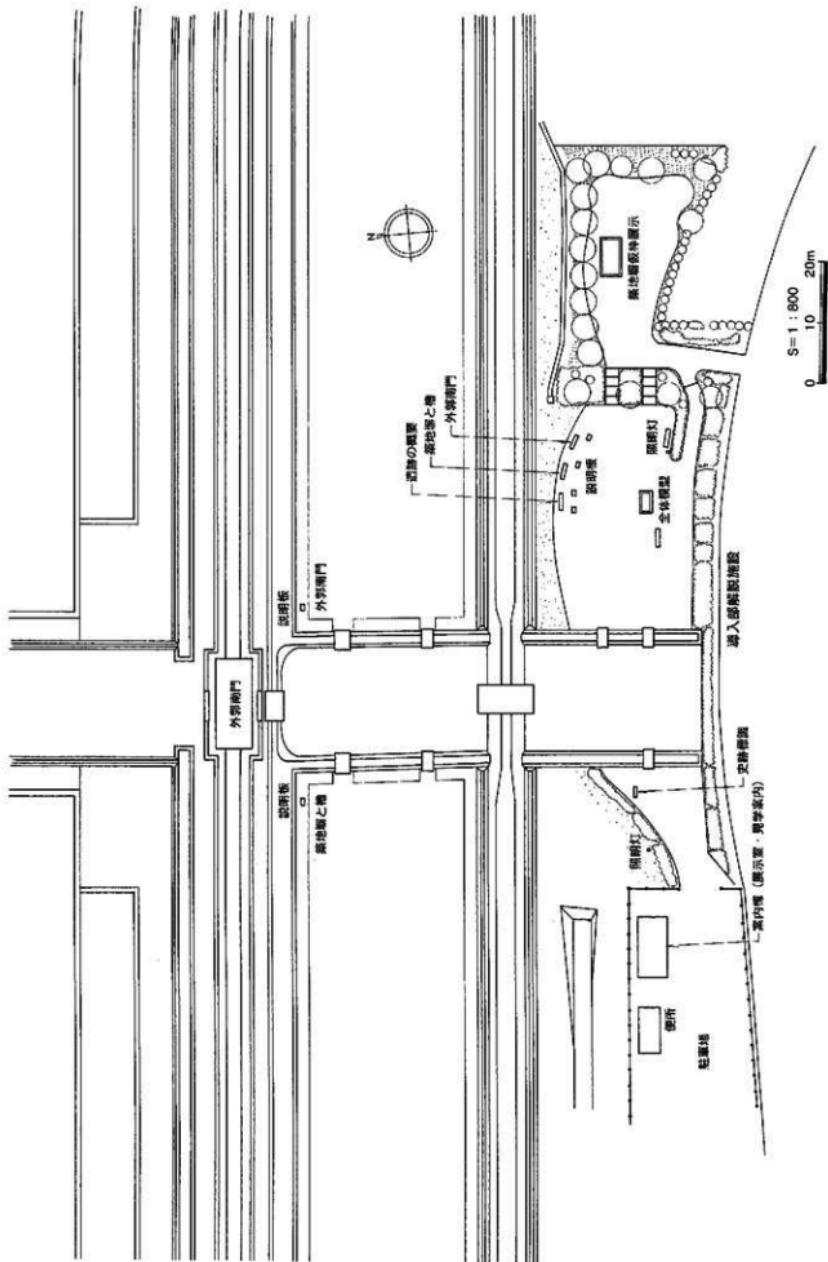
(1) 案内解説の方針

志波城跡の整備では、必要な情報は導入部において適切に伝えることとし、遺跡内では復元展示、造構表示による体感的な見学を重視し、説明過剰にならないこと、また整備した景観を阻害しないことを原則とした(第81図)。

基本構成 解説に関する基本的な構成は、主導入部となる外大津南側中央に案内棟(仮設)と導入部解説施設を設け、ここで集中的に志波城跡に関する情報提供を行う。遺跡内では必要最小限のものとして、遠景的に目立たない形状と配置に留意した説明板を設置し、復元展示に関する解説を行う。

(2) 案内棟(仮設)

案内棟では、休憩兼展示室を設け、志波城跡から出土した遺物の展示や、整備全体模型、整備の記録、関連史跡の情報提供を行う。さらに、常時案内員を配置し、リーフレットを配布するとともに、希望者には説明・案内を行っている。

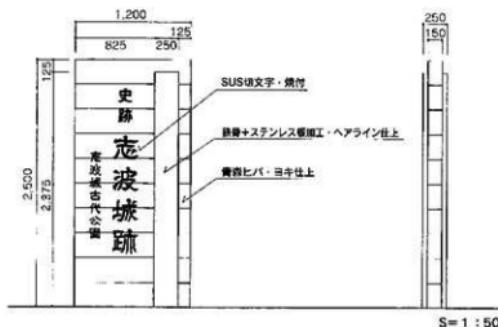


第81図 解説施設配置図

(3) 導入部解説施設

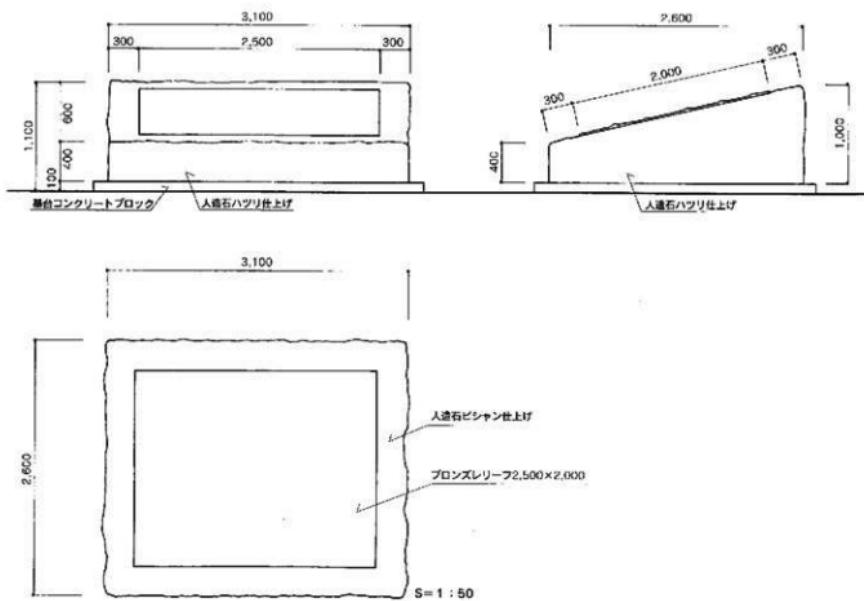
外大路南側中央に、野外解説施設を中心とした入口広場を設け、史跡標識、全体模型、説明板、墓地等版等体験展示を行う。

史跡標識 史跡標識は、案内棟から南外大路へ至る途中に設置し、格等と同様に厚板にヨキ仕上げを施したものとし、ステンレス製の切り文字を設置した(第82図)。



第82図 史跡標識

全体模型は、志波城が機能していた当時に想定される城域全体の状況を鳥瞰的なレリーフによって表現したもので、絵図風の絵画を描き、これをもとに粘土原形を起しプロンズ鋳物を作成した。また両台は擬石とし、小引き仕上げを施して広場のほぼ中央に設置した。この全体模型は志波城全体を表現できる大きさとして、見付面(上面)3.1m×2.6mとした(第83図)。



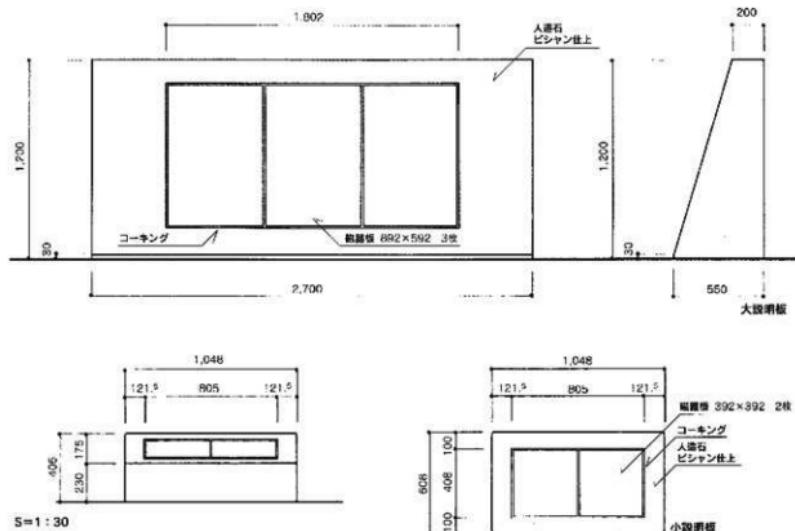
第83図 全体模型

説明板は、「遺跡の概要」「墓地界と柵」「外郭南門」という大きく3群の構成とし、各群とも立ち上がり形の大説明板（見付面 2.7 m × 1.2 m）と、平坦に近い小説明板（見付面 1.0 m × 0.6 m）を組み合わせた（第84図）。この大説明板は視覚的に伝達するものとして、遺跡全体の平面図や、当時の状況を表す絵画風の絵画を描いて磁器版に焼き付け、全体模型と同質の擬石による両台に設置した。小説明板は年表や建造物の構造等の情報を模式図や文章で表現するもので、磁器版と画台の材質は大説明板と同様とした。

その他、墓地界の復元工事で用いた仮枠を組み立て、一部版面を書き上げた状況で展示し、実板枠展示際に突き固め体验ができるものとしている。

（4）遺跡内説明板

外郭南門に臨む南外大路の両脇に、それぞれ小規模な説明板を設け、眼前にある復元物の遺構と構造に関する解説を行う。外郭南門の東側は外郭南門に関する解説とし、西側は柵と墓地界の解説とした。これら遺跡内説明板の仕様は、導入部の小説明板と同じとした。



第84図 説明図

6. 便益・管理施設

(1) 便益・管理施設の構成

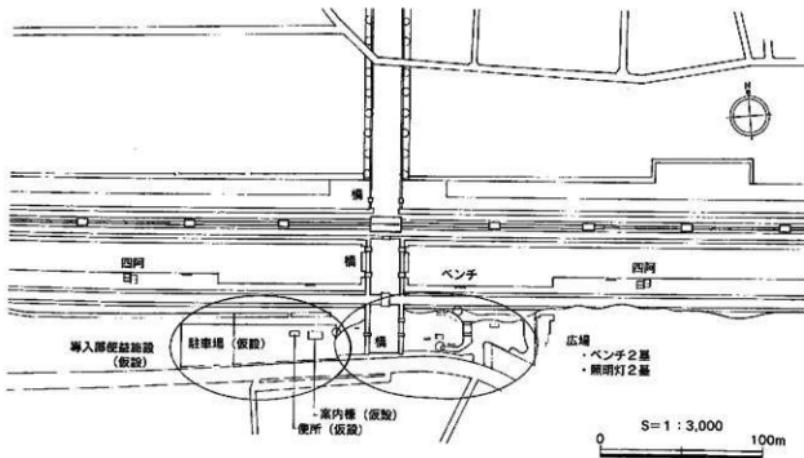
施設構成 便益・管理施設は、主導入部となる外大溝南側中央付近を中心として、先に述べた案内棟の他、便所・駐車場を設置した(第85図)。また導入部展示施設のある広場を想いの場所とするためベンチと照明を設置とともに、修景植栽を施している。また、外大溝北側では、外郭南辺の構成を視覚的に阻害しないことを原則に、必要最小限のものとして、東西の端にそれぞれ四阿とベンチを設置した。その他、大路側溝を渡る管理用の橋を設置した。

(2) 導入部便益施設

導入部付近にある案内棟・便所・駐車場等の施設では、管理・便益機能ともここを基地として考え、當時案内員を配置している。尚、これら導入部の施設は仮設のものであり、今後の整備の中で改修付近に計画する便益・管理機能との調整を図りつつ充実していくものである。

(3) 四阿・ベンチ・橋

四 阿 端に東西、活用上のゾーニングにおける動的範囲と静的範囲との境界付近に、木造半屋、流し板葺きの簡便な四阿をそれぞれ棟設置した。構造は古代の意匠をイメージしたものとし、存在感を軽快なものとするため分株式とした(第86図)。ベンチは、入口広場に2基、遠跡内に3基設けた。これらベンチの一部は、築地解復元工事に用いた仮枠の柵板を加工して作成したもので、表面は栗の削剤となっている。また、入口広場に屋外コンセントが付いた照明灯を2基設置した。大路側溝を渡るための管理用の橋は、外大溝南側に3基、外大溝北側に6基設置した。橋の構造は史跡に調和するものとして外郭南門前に復元した橋を簡略化したものとした。



第85図 便益・管理施設配置図



第86図 四阿平面図・立面図

V 管理・運営と今後の課題

1. 管理と運営

(1) 条例・規則と保険

志波城跡の第Ⅰ期整備地区については、外郭南門の復元工事が完了した平成9年10月より、「志波城古代公園」として一般公開を開始している。

- 条例 例 この志波城跡を公園として公開するにあたっては、「盛岡市歴史公園条例」(平成9年9月30日、条例第34号)を制定し、同時に「盛岡市歴史公園管理運営規則」(平成9年9月30日、教育委員会規則第4号)を定め、平成9年10月1日より施行している。古代公園への入園料は徴収していない。
- 規則 例 この志波城跡を公園として公開するにあたっては、「盛岡市歴史公園条例」(平成9年9月30日、条例第34号)を制定し、同時に「盛岡市歴史公園管理運営規則」(平成9年9月30日、教育委員会規則第4号)を定め、平成9年10月1日より施行している。古代公園への入園料は徴収していない。
- 保険 例 整備された施設について市が所有・管理・使用する財産として、市の総務部で一括して全国市有物件共済会の「建物総合損害共済」に加入している。対象としている施設は、すべての復元建物と説明板、トイレ、四阿であり、補填できる災害共済金は、全損事故の場合には再調達価格に相当する額、分損事故は原則として復旧費が損害額となっているが、免責事項がある。また、公園内の施設や管理運営業務及び主催行事に起因する人的・物的事故への対応として、全国市長会が損害保険会社と盛岡市を被保険者とする「市民総合賠償補償保険」に加入している。

(2) 管理と運営

- 愛護協会 古代公園の管理業務については、条例により志波城跡愛護協会に委託することとしている。志波城跡愛護協会は任意の非営利団体であり、その設立経過は以下のとおりである。

- 設立経過 平成9年4月28日 史跡志波城跡愛護活用団体の発足準備会開催。
史跡指定地の自治会協議会長、町内会連絡協議会長、自治会長、町内会長、地権者の元市議会議員、教育委員会文化課長の計8名により構成。
- 平成9年5月31日 発足準備会による北上市への先進地視察。
国指定史跡桿山遺跡(桿山歴史の広場)及びその管理運営団体である北上市福浦町自治協議会の活動を視察。
- 平成9年6月17日 史跡志波城跡愛護活用団体の第1回発起人会開催。
発足準備会のメンバーにより構成。
- 平成9年7月5日 史跡保存整備工事状況の現場説明会開催。
地権者及び周辺町内会、自治会へ案内。教育委員会職員による説明。
- 平成9年7月11日 史跡志波城跡愛護活用団体の第2回発起人会開催。
- 平成9年7月19日 「志波城跡愛護協会」の設立総会開催。
会長、副会長、理事、監事を選出。

志波城跡愛護協会は、会長1名、副会長2名、理事7名、監事2名、会員により構成され、役員組は地元自治協議会長、町内会連絡協議会長、自治会長、町内会長の推薦により選出される。会員数は、平成9年度が81名、平成10年度が83名、平成11年度が78名である。協会内部の事務手続きについては、「志波城跡愛護協会規約」「志波城跡愛護協会事務取扱規程」「志波城跡愛護協会庶務規定」を定めている。

協会の業務については、管理・案内業務と活用業務に大きく分けられる。

管理・案内業務は、市と業務委託契約を締結して実施しており、業務内容の詳細は「史跡志波城跡管理業務委託仕様書」を定め、作業内容と入回者を記録した業務月報の提出を義務づけている。委託費の支払いは、年度内を4回に分割して行っている。管理業務は、整備地内の芝生・高垣の刈り込み、中低木・策地原の冬刈りの設置及び撤去、買取地・農業用水路端の草刈及び処理などを実施し、案内業務は、外郭南辺の仮設案内所に案内員が2名常駐し（冬期間を除く3月15日～12月20日）、見学案内、書籍販売、案内所・トイレの管理、整備地・駐車場の巡回などを行っている。

活用業務は協会の自主事業であり、総会・理事会の開催、イベント、歴史講演会、史跡見学会、年2回の公報発行、遺跡パンフレットや記念品など物品販売などを実施している。

（3）活用状況

入園者数については、古代公園の案内所が冬季間閉鎖しているため、3月15日から12月20日までについて集計を行っている（第11表）。平成9年度は10月～3月に8,082人、平成10年度は13,393人、平成11年度は12,367人の入園者があったが、案内所閉鎖期間にも来場者がある。平成10・11年度の来園者内訳をみると、市内からが60%、県内からが15%、県外からが25%となっており、個人での来園が80%、団体での来園が20%である。

これまで開催されたイベントについては、開園記念祝賀会と志波城まつりがある。志波城古代公園開園記念祝賀会は、平成9年9月26日に開催され、来賓・一般参加者200人、市長・県教育長の祝辞、上工記録ビデオの上映、郷土芸能上演などが行われた。

志波城まつりは、平成10年度から毎年秋に開催されており、前夜祭の外郭南門ライトアップ、出土遺物展示会、宮大工による古代木工実演、産直農産物市場、屋台、フリーマーケット、ゲーム大会、バンド演奏、地元中学校の太鼓・吹奏楽、郷土芸能上演などが行われ、平成10年度の第1回は約3,300人、平成11年度の第2回は約3,500人の来場者があった。愛護協会理事や地元農家組合からなる実行委員会が主催し、運営費は市と愛護協会からの負担金と地元企業・商店等からの協賛金をあてている。

2. 課題と問題点

平成5年度から着手した保存整備工事であるが、整備上いくつかの問題が発生している。まず、広大な整備地の大部分を占める土質舗装の問題である。土質舗装については、その性質上降雨時にぬかるみとなりやすく、特に長雨・低温の時期は乾燥が進まずその状態が恒常化し、見学者に不評であるとともに、イベント開催にも影響がある。また、定期的にローラーによる転正補

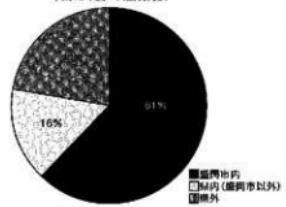
修が必要であるため、その経費の維続的確保も課題である。

次に築地塀下部の冬季養生の問題である。築地塀施工時に実施した凍害調査の成果を受け、凍害を受けやすい築地塀下部の冬季養生として、防水シートと断熱材(発泡スチロール板)を立てかけ、コンクリートブロックで押さえている。しかし当該地は北西の季節風が非常に強く、12月の設置直後と3月の融雪時に断熱材が吹き飛ばされ、破損する被害が発生している。そのため断熱材に隙間ができる、十分な養生ができないところがある。また、断熱材とコンクリートブロックの設置は景観上あまり好ましいものではない。築地塀下部の剥離は継続しており、特に日光の当たらない北面の崩壊が比較的大きくなっている。将来修繕工事を実施する必要が考えられる。次に植栽の生育不良の問題である。第Ⅰ期整備地内は、地下造構保護のため全体を粘性土により盛土造成しており、植栽はその中に畜籠り客土として植え付けているが、全体に生育が不良である。整備地が広大であることと経費の関係で散水や施肥が実施できずにより、何らかの対策の必要がある。

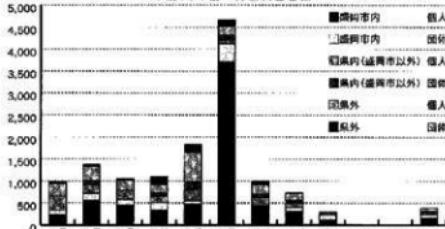
管理運営については、志波城跡愛護協会に委託しているものの、行政主導で運営されている側面もあり、自主的活動の育成が課題である。

志波城跡の復元整備は、遺跡を理解するための展示手法の一手段であり、本来は遺跡を総合的に理解してもらうための屋内ガイダンス施設が不可欠である。現在は仮設プレハブによる案内所しかないので、運営・活用に限界がある。市内及び県内における志波城跡の認知度はまだまだ低く、積極的なアピールが必要であるが、一方、史跡公園という歴史的環境が、地域住民の交流の場、学校教育や生涯学習の場として、地域の拠点的役割も果たしうると考えられる。また、地域や時代を代表する史跡・遺跡や関連施設とのネットワークという視点も重要な要素となる。史跡は、これまでの研究者や歴史爱好者だけが訪れる場所から、楽しみながら勉強する地域の人達や観光客にまで利用の対象を拡大する社会的必要に迫られており、多彩な事業の展開が必要と考えられる。

平成10年度 入園者内訳



平成10年度 月別入園者数



平成9年度 月別入園者数 (人)

	入園者人数	団体数
10月	4,483	37
11月	2,671	40
12月	523	14
1月	0	0
2月	0	0
3月	406	1
合計	8,082	72

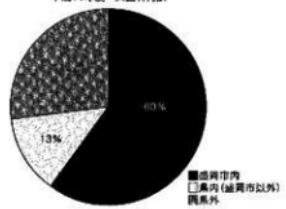
平成10年度 月別入園者数 (人)

月	横浜市内		横浜市外(横浜市以外)		海外		小計		合計
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	
4月	229	105	324	0	281	37	834	142	976
5月	559	161	191	94	334	38	1,084	293	1,377
6月	440	147	202	0	226	33	868	180	1,048
7月	340	167	147	75	197	163	884	405	1,069
8月	473	82	260	163	679	171	1,412	416	1,828
9月	3,716	407	91	101	195	151	4,002	659	4,661
10月	446	43	137	79	210	85	793	207	1,000
11月	312	89	97	63	164	9	573	161	734
12月	110	119	54	0	12	0	176	119	295
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	160	78	41	40	66	0	267	116	385
合計	6,785	1,396	1,544	615	2,364	687	10,693	2,700	13,393

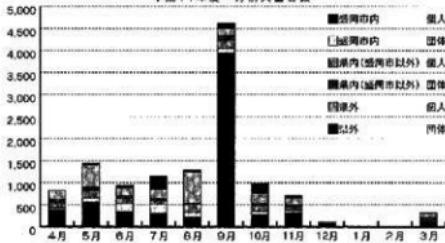
平成10年度 入園者内訳 (人)

内訳	個人	団体	合計
横浜市内	6,785	1,396	8,183
横浜市外(横浜市以外)	1,544	615	2,159
圏外	2,364	687	3,051
合計	10,693	2,700	13,393

平成11年度 入園者内訳



平成11年度 月別入園者数



平成11年度 入園者内訳 (人)

内訳	個人	団体	合計
横浜市内	6,524	904	7,428
横内(横浜市以外)	1,111	517	1,626
圏外	2,493	818	3,311
合計	10,126	2,230	12,367

平成9~11年度 入園者内訳 (人)

(人)	入園者人数	団体数
平成9年	8,082	72
平成10年	10,693	2,700
平成11年	10,126	2,230
合計	28,903	4,939

第16表 入園者数一覧表

○盛岡市歴史公園条例(平成9年9月30日 条例第34号)

(趣旨)

第1条 この条例は、歴史公園の設置、管理及び管理の委託に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史的な遺産を保存し、または復元することにより、歴史及び文化への理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するため、歴史公園を次表のとおり設置する。

名 称	位 置
志波城古代公園	盛岡市上鹿賀五兵衛新田48番地1

(損害賠償)

第3条 歴史公園を使用するものは、自己の責めに帰すべき理由により施設を汚損し、または損傷したときは、教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第4条 歴史公園の管理は、志波城跡愛護協会に委託する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、歴史公園の管理及び管理の委託に關し必要な条項は、教育委員会が定める。

附則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

○盛岡市歴史公園管理運営規則(平成9年9月30日 教育委員会規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、歴史公園の管理運営の基本的事項に關し必要な事項を定めるものとする。

(禁止行為)

第2条 歴史公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 樹木を伐採し、または植物を採取すること。
- (2) 所定の場所以外の場所で喫煙し、または火気を使用すること。
- (3) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(行為の制限)

第3条 歴史公園において次に掲げる行為をしようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他の商行為をすること。
 - (2) 印刷物、ポスター等を掲示し、または配布すること。
 - (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために歴史公園の全部又は一部を独占して使用すること。
 - (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 2 教育長は、次の各々のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

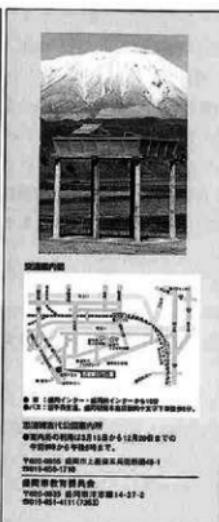
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に反するおそれがあるとき。
 - (4) 前3方に掲げるもののほか、歴史公園の管理上適当でないとき。
- 3 教育長は、歴史公園の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。
- 4 第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市歴史公園使用許可申請書を教育長に提出しなければならない。
- 5 教育長は、歴史公園の管理上必要があると認めたとき又は第3条第1項の許可を受けた者が次ぎの各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは歴史公園からの退去を命ずることができる。
- (1) この規則の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 偽りその他の不正な手段により第3条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 第3条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 第3条第3項の条件に違反したとき。
- (補則)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、歴史公園の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、盛岡市歴史公園条例(平成9年条例第34号)の施行の日(平成9年10月1日)から施行する。

○志波城古代公園リーフレット

見学者のためのリーフレット（B4変形版カラー観音折）。案内所にて配布。



(表紙)

(裏表紙)



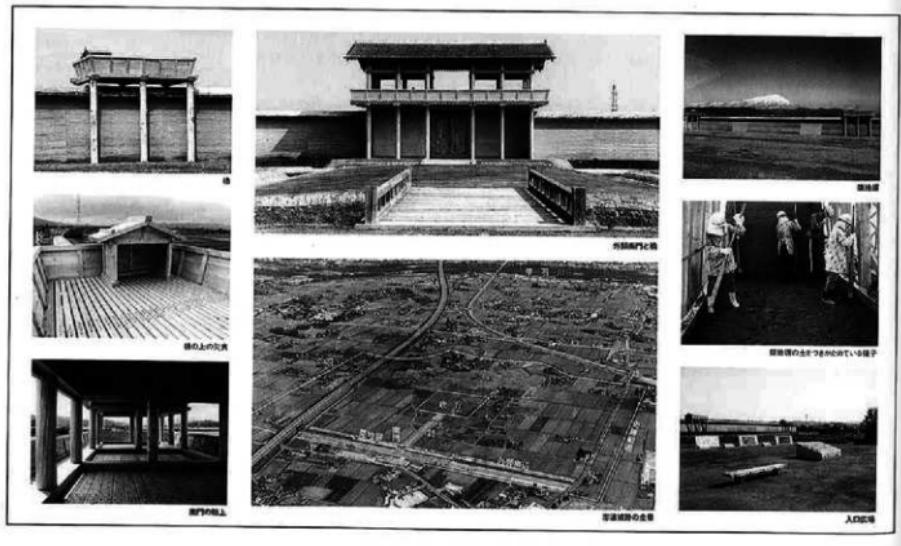
1. 約1,200年分の古跡群

平安時代の和歌山城跡にはいくつかの城壁が
残されています。御殿跡は昭和30年(1955年)、北
上城跡は昭和40年(1965年)、北城跡(605年)、
御殿跡は1970年です。

このあたりは大規模な城郭を形成して廃されたもの
は、御殿跡(御殿跡)や北上城跡などあります。
北上城では770年頃から1111年にかけて、いわゆる
「正・八八年争」が行われ、三上城跡の跡は御
殿の跡跡でござりますことになりました。その遺点
として残らぬのが、絶えずあります。

3. 旧市街地の遺構

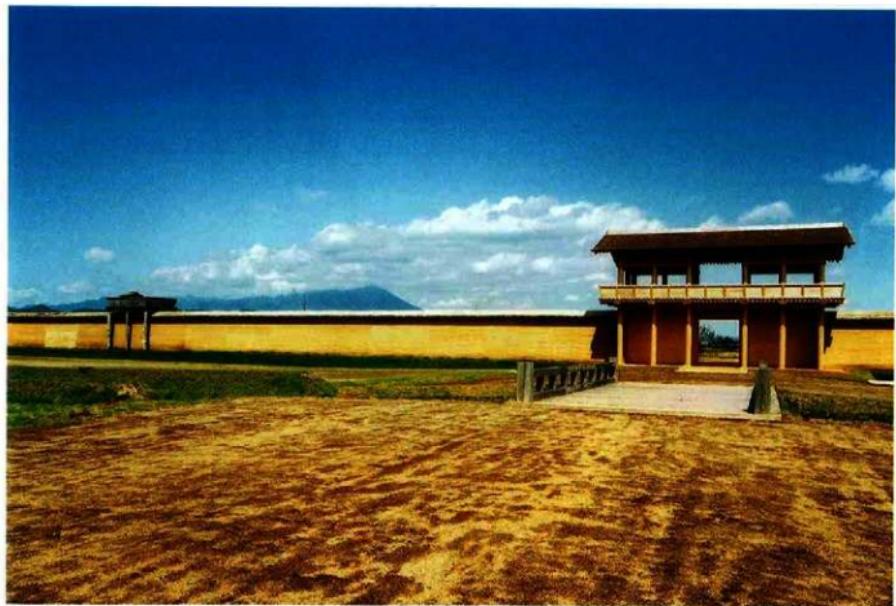
復元された外郭門門は、幅15m、高さ11.1m
の規模で、平成元年(1989年)完成度で、大掛
かりの復元です。
門内側には土を高く盛り上げた築堤が残
ります。築堤飛ばしも、長さ22mで、長さで全国
一、御殿跡(御殿跡)と並ぶ複数の築堤です。
また築堤を跨ぐ歩道橋は、昭和6年(1931年)、10月4
日完成しました。木造のリビングです。
古代公園が多くの方に親しまれ、悠久な古代へ
思いはるまことになっております。



写真図版



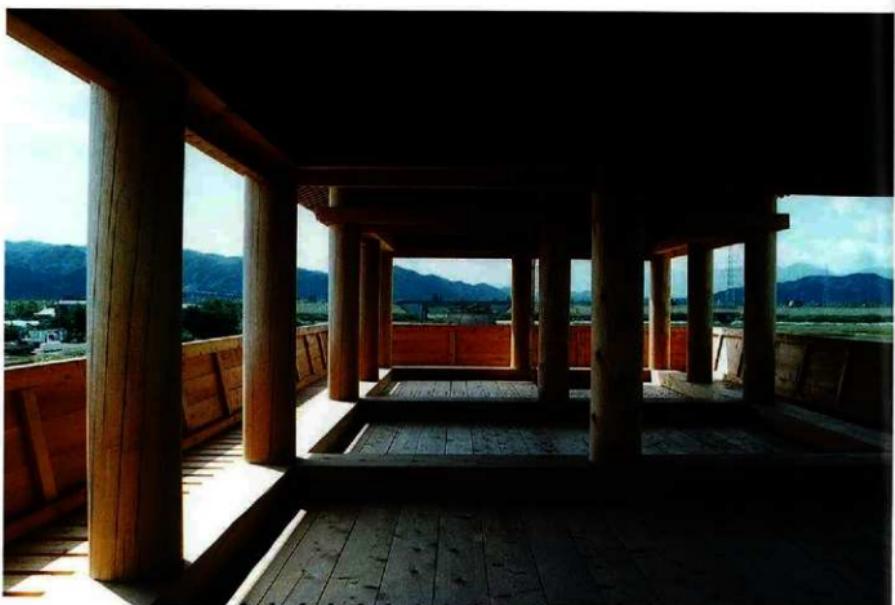
第Ⅰ期整備地全景（南上空から）



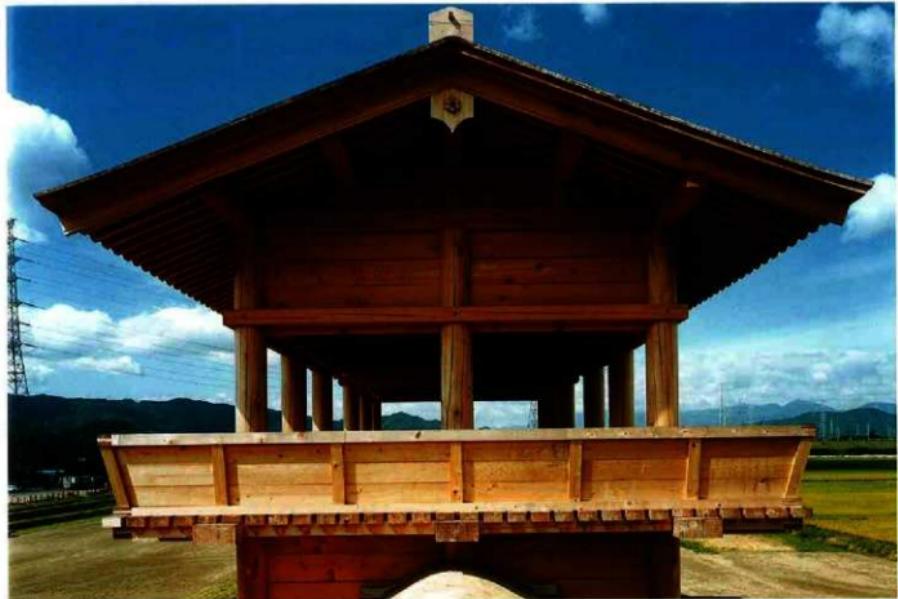
外郭南門、橋、築地壇（南から）



外郭南門正面（南から）



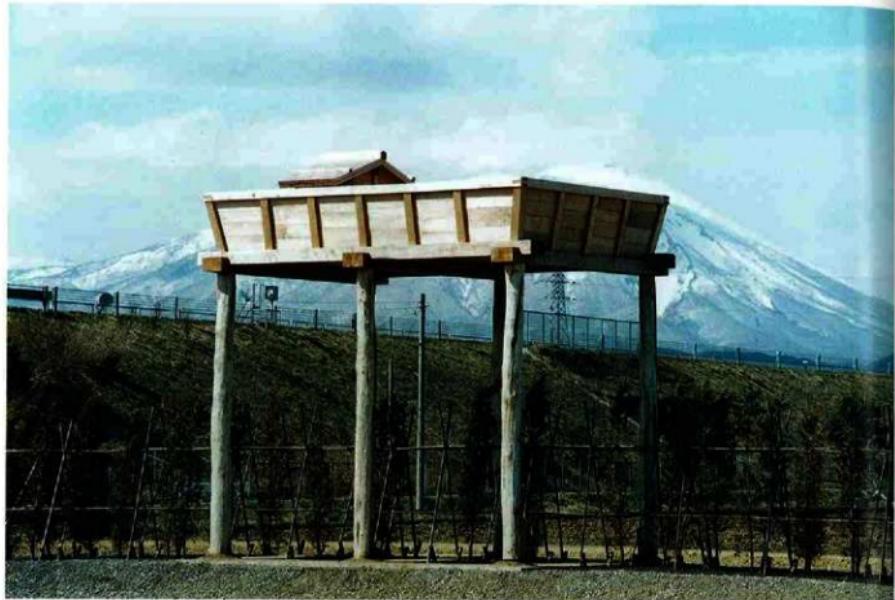
外郭南門二階



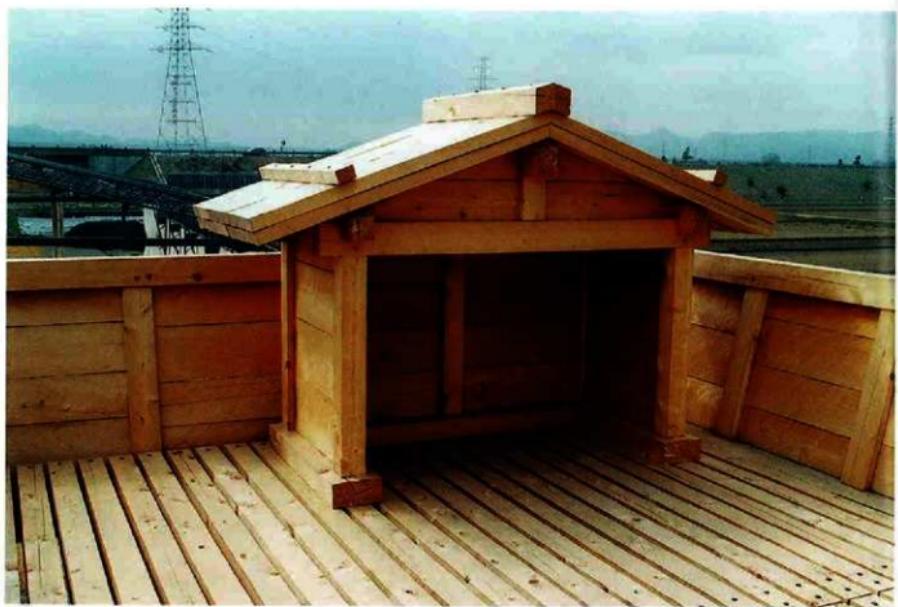
外郭南門側面（東から）



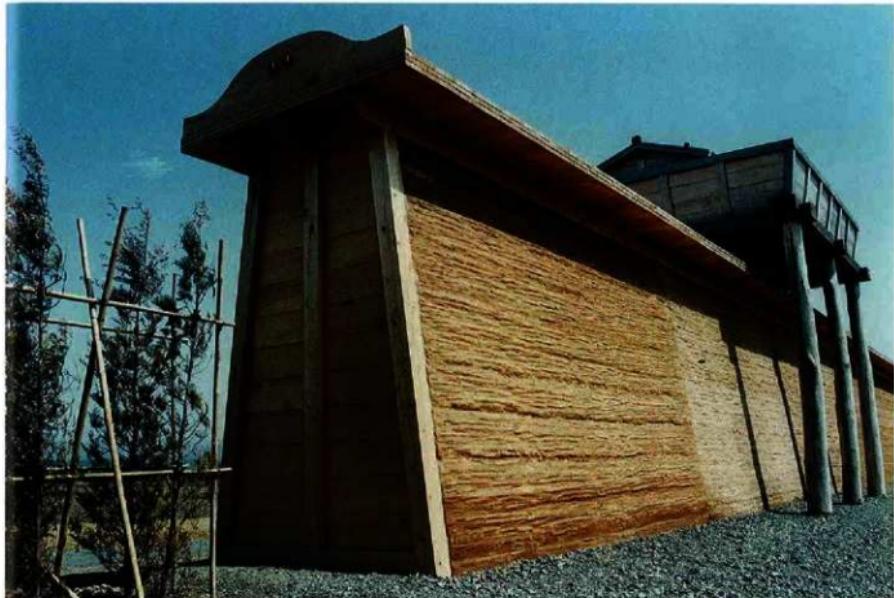
外郭南門梅鉢懸魚



権



権上部矢倉



築地場



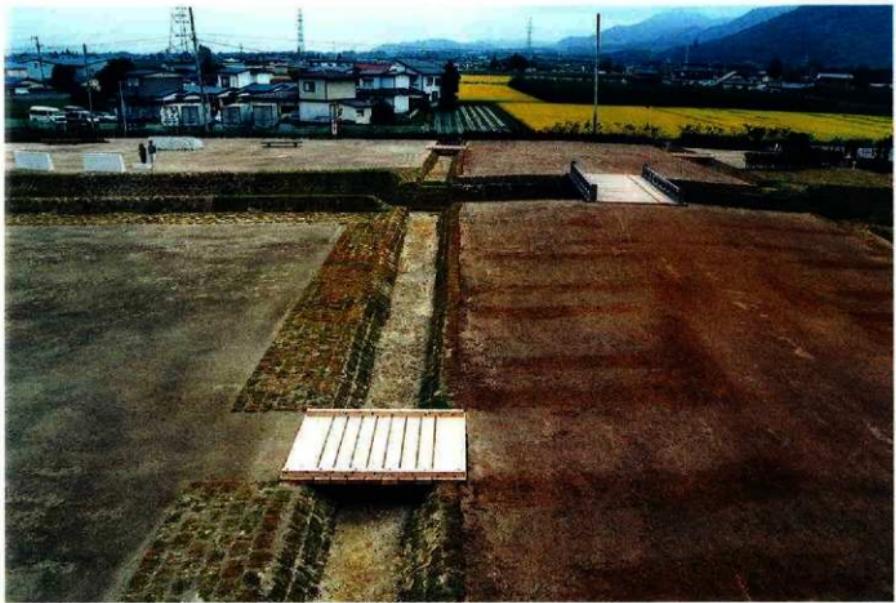
築地場上土屋根



外大溝木橋



外大溝(東から)



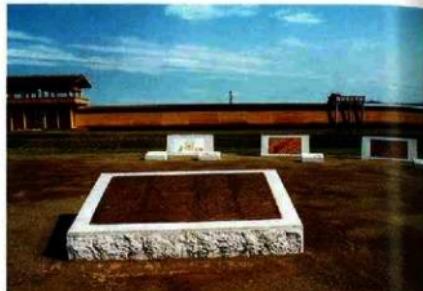
南外大路（北から）



南大路（南から）



史跡標識



入口広場



野外模型



総合解説板 1



総合解説板 2



総合解説板 3



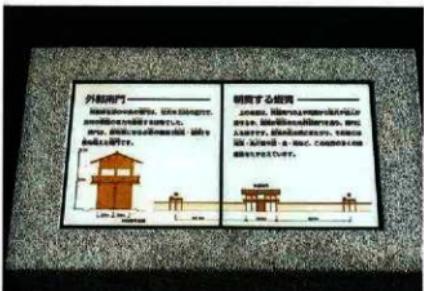
総合解説板 4



総合解説板 5



総合解説板6



総合解説板7



築地塀仮枠展示



入口広場照明灯1



入口広場照明灯2



大路側溝木橋



外郭南門説明板



外郭築地塀・橋説明板

第10回版 基工写真 10



東側四阿



東側四阿内部



西側四阿



西側四阿内部



修景植栽



仮設案内所



道路案内標識



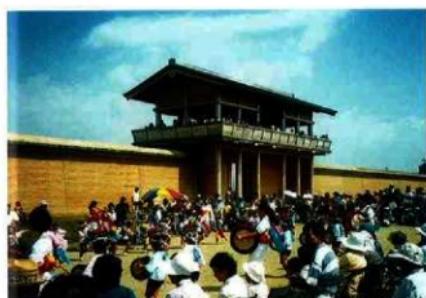
試験築堤



志波城古代公園開園式



入園者一万人記念



志波城まつり(幼稚園子供さんさ踊り)



志波城まつり(伝統芸能上演)



志波城まつり(中学校プラスバンド演奏)



志波城まつり(チャグチャグ馬コ)



志波城まつり(古代木工実演)



志波城まつり(出店風景)

第12図版 発掘調査写真1



SB110 外郭南門跡（南から）



SB110 外郭南門跡（東から）



SB114 檐跡・SD115 築地内溝跡（西から）



SB115 檐跡（西から）



SB116 檐跡（西から）



SB117 檐跡（西から）



SB121 檐跡（西から）



SB122 檐跡（西から）



SB123 構跡（西から）



SB124 構跡（西から）



SB125 構跡（西から）



SB126 構跡（西から）



SB128 建物跡（北から）



SF110 築地囲（東から）



SD010 外大溝跡（東から）



SB010 橋跡（北から）

第14回版 工事経過写真1 (築地壙①)



基礎工事：レベリング砂敷均し転圧



E P S 設置



鉄筋組立



コンクリート打設



開裂アスファルト敷設



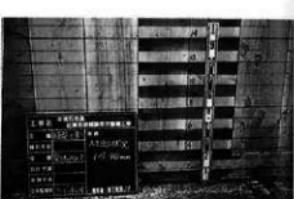
仮設工事：棚屋テント組立



仮枠組立



覆屋テント・仮枠設置完了



仮枠妻側壁板墨出



仮枠壁板



版築工事：版築土調合



版築土投入



版築土ふるい分け



突棒



人力突固め



版塗工事：ランマー転圧



硬度計測定



版塗完了・仮枠移動



版塗出来方測定



木工事：軸組立



軸組立・版塗完了



防水シート施工（1層目）



屋根板加工（ヨキ仕上げ）



屋根板葺き込み・防水テープ施工



屋根板葺き込み状況



防水シート施工（2層目）



押縁取付



和釘（押縁用）



貝形・破風板取付



破風板裏面取合（台木と木栓で固定）

第16回版 工事経過写真3 (築地堀③)



木工事：貝形（外郭南門側）柱建込



貝形壁板・地覆取付



貝形・破風板取付完了



上工事：下地材転圧



釘打



表層施工



表層施工完了



白草洗浄



養生盛土工事：排水シート敷設・盛土



土工事：築地線・溝整形



完成
(5年度施工，2～13スパン)



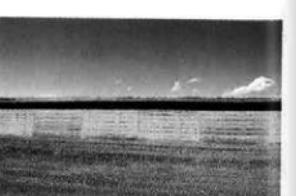
完成
(6年度施工，1・35～42スパン)



完成
(7年度施工，14～21スパン)



完成
(7年度施工，22～24・30～34スパン)



完成
(8年度施工，25～29スパン)



基礎工事：レベリング砂敷均し転圧



E P S 設置



コンクリート打設



基礎完成（地中梁）



材料検査（栗柱材）



防腐加工工事：木材人工乾燥



防腐防蟻剤加圧注入



構造実験：柱束試験体



加力強度試験



木工事：台輪加工（ヨキ仕上げ）



台輪加工（ヨキ仕上げケバ落し）



柱材加工



加工材搬入（台輪）



加工材搬入（柱頭部）



加工材搬入（柱脚部、ステンレス根據）

第18図版 工事経過写真5 (機②)



木工事：柱建て



梁行台輪組上げ



梁行台輪と柱頭部納め
(隙間にエボキシ樹脂注入)



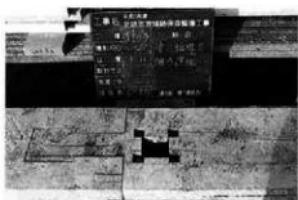
梁行台輪と柱頭部取合
(ステンレスボルトで補強)



梁行台輪組立て



梁行台輪組手納め



梁行台輪組手詳細



柱頭部補強ボルト締め



台輪組立完了



柱脚部納め



柱脚部詳細



柱脚部モルタル充填・エボキシ樹脂注入



木工事：壁束取付作業



壁束固定用埋込みボルト入れ



壁束脚部シール作業



壁束取付完了



床板敷込み



和釘（楷用）



腰壁板取付



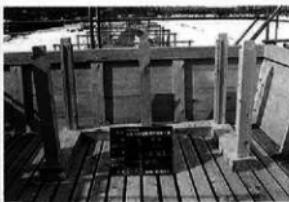
腰壁板と壁束取合い



腰壁板上部と壁束頭部詳細



笠木と壁束取合い



矢倉柱建て



矢倉組立作業



矢倉面板取付



矢倉組立完了



矢倉付近詳細

第20回版 工事経過写真7（楷④）



木工事：腰壁組立完了



腰壁詳細（SB121・122は一部開放）



完成（SB115、5年度施工）



腰壁笠木詳細



台輪・床板詳細（下部より）



完成（SB114、6年度施工）



完成（SB116、5年度施工）



完成（SB117、5年度施工）



完成（SB121、8年度施工）



完成（SB122、6年度施工）



完成（SB123、6年度施工）



完成（SB124、7年度施工）



完成（SB125、柱表示、8年度施工）



完成（SB126、8年度施工）



基礎工事：レベリング砂敷均し転圧



E P S 設置作業



E P S 設置完了



鉄筋・型枠組立て



コンクリート打設



基礎完成



材料検査



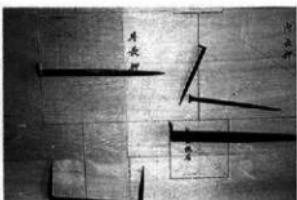
柱材（青森ヒバ）



角材・角平材（青森ヒバ）



現寸検査（各所納り検討）



和釘取付状況検討



模型での組立方法検討



木工事：製材準備



防腐防蟻剤注入



丸柱加工寸法確認

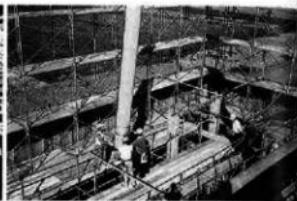
第22回版 工事経過写真9（外郭南門②）



仮設工事：着工前



養生用小屋組



木工事：丸柱建方作業



丸柱建方



丸柱頭部仕口



丸柱脚部ステンレス板接着



丸柱据付作業



丸柱据付詳細



地盤取付



地盤取付（築地堀貝形取合い）



地盤取付



丸柱建方



木工事：丸柱頭部仕口



間柱



間柱建方・間波し取付け



頭貫取付け



板壁



板壁取付作業



板壁取付作業



板壁取付完了



丸柱補強ボルト取付け



頭貫取付作業



頭貫と丸柱頭部納め



丸柱頭部仕口

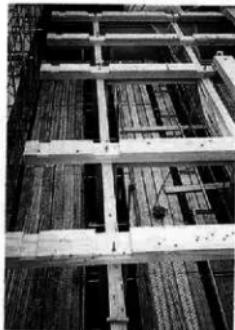


頭貫・梁行台輪取付け



頭貫・梁行台輪取付詳細

第24図版 工事経過写真 11 (外郭南門④)



木工事：梁行台輪取付け



台輪取付部仕口



桁行台輪組立て



桁取付け



桁行台輪仕口



桁行台輪仕口



縁桁詳細



床板敷込み



木工事：木舞組繩掛け



荒壁塗（綱隠し）



荒壁塗（玉打ち、下げ縄）



斑塗し



中塗り



土壁完成



木工事：2階壁板取付け



2階壁板取付け



2階柱頭部・壁板詳細



2階長押取付け



2階長押詳細



2階天板取付け



棟木取付け（母屋）



垂木取付け



垂木合掌納まり



破風板取付け



野地木舞取付け



小屋組内部



屋根工事：材草



軒付け（材加工）



軒付け（竹釘止め）

第26回版 工事経過写真 13 (外郭南門⑥)



屋根工事：軒銅板水切取付け



軒付け完成



平葺き



複葺完成



複葺貫甲部



複葺軒先詳細



複葺軒先詳細・破風板



防腐剤塗付



梅鉢懸魚



木工事：障泥板取付け



株木取付け



配管取付け（2階内部）



鬼板取付け



避雷設備工事：導体取付け



木工事：唐居板加工（塗鉛仕上げ）



幕取付け（正面）



扉取付け（背面、門）



木階段取付け



土工事：三和土敷込み



三和土転圧



橋設置工事：基礎コンクリート打設



橋組立て



木工事：梯子組立て、梯子盤



梯子取付け



2階上り口



防腐剤塗布



防腐剤塗布



完成（北側より）

第28図版 工事経過写真 15 (外大溝橋)



報告書抄録

ふりがな	しわじょうあと							
書名	志波城跡							
副書名	第Ⅰ期保存整備事業報告書							
巻次								
シリーズ名								
編著者名	盛岡市教員委員会、新文化財保存計画協会							
編集機関	盛岡市教員委員会							
所在地	〒020-8532 岩手県盛岡市津志田14地割37-2 TEL019-651-4111							
発行年月日	2000年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	北緯 遺跡番号	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
しわじょうあと 志波城跡	いわてけんもりおかし 岩手県盛岡市 しのねだにしろじょう 下太田方八丁 しんざかばた 新車道 ほか	03201		39度 41分 02秒	141度 06分 47秒	1976年度 ～ 1999年度	148,633	緊急調査、 現状変更、 内容確認
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
志波城跡	城樹官衙	平安時代	外郭南辺・入路 南門 櫓 築地塙 外大溝 橋 南大路 南外人路		古代陣営最北。最大規模の城櫓			

志波城跡
- 第Ⅰ期保存整備事業報告書 -

2000年3月31日

発行 岩手県盛岡市
〒020-8532 岩手県盛岡市津志田14-37-2
TEL 019-651-4111 文化課
印刷 川口印刷工業株式会社
TEL 019-632-2211